

経済産業省が実施した政策評価についての個別審査結果

1 審査の対象

「政策評価に関する基本方針」（平成 17 年 12 月 16 日閣議決定。以下「基本方針」という。）では、政策評価の円滑かつ着実な実施のため、総務省は「各行政機関が実施した政策評価について、その実施手続等の評価の実施形式において確保されるべき客観性・厳格性の達成水準等に関する審査」等に重点的かつ計画的に取り組むこととされている。

今回審査の対象とした政策評価は、次のとおりである。

- ア 「平成 20 年度事後評価書」（平成 21 年 3 月 10 日付け平成 21・03・04 製第 18 号による送付分から平成 21 年 3 月 31 日付け平成 21・03・30 中第 1 号による送付分）における実績評価方式による 10 件の政策評価
- イ 「平成 20 年度事後評価書」（平成 21 年 3 月 10 日付け平成 21・03・04 製第 18 号による送付分から平成 21 年 3 月 31 日付け平成 21・03・30 中第 1 号による送付分）における事業評価方式による 163 件（注）の政策評価（事後）

（注）送付を受けた 216 件の政策評価のうち、研究開発を対象とした政策評価（12 件）、個々の公共事業を対象とした政策評価（3 件）及び規制に関する政策評価（38 件）を除いた 163 件の政策評価。また、研究開発を対象とした政策評価、個々の公共事業を対象とした政策評価及び規制に関する政策評価については、別途整理する予定である。

2 実績評価方式による政策評価についての審査

（1）審査の考え方と点検の項目

（目標の設定状況）

実績評価方式は、あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定し、これに対する実績を測定して目標の達成度合いについて評価する方式であるので、当該目標に関して達成すべき水準を明確にする必要がある。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である（注）。

- 目標に関し達成すべき水準が数値化されているなど具体的に特定されているかどうか。

（注）達成すべき目標は行政活動の一定のまとまりを対象として設定されるものであり、様々な要素を包含することとなる。このため、その具体的な達成水準を一義的に示すことは一般的に困難であり、その場合、関連した測定可能な指標を用いて、それぞれの指標ごとに達成水準を示す具体的な目標を設定し、その実績の測定をもって、達成すべき目標の達成水準の測定に代えることが必要となる。そのような措置を講じている府省の審査においては、達成すべき目標と測定可能な指標との構造を明らかにした上で審査を行うものとする。

（2）審査の結果

「平成 20 年度事後評価書」における実績評価方式による 10 件の政策評価についての審査の結果（事実確認の整理結果）は、以下のとおりである。

施策番号	政策・施策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無					
		達成すべき目標 （「達成目標」）	指標数	測定指標	目標値	指標の目標値等の設定の有無	
		○ 達成目標 2	荷主・物流事業者の物流面におけるパートナーシップを普及・拡大し、物流分野におけるCO ₂ 排出量の抑制・削減を推進するグリーン物流パートナーシップ会議の会員数を4,000者に増加させる（平成20年12月時点：約3,000者。但し、同一企業の複数者から登録がある場合も1者と数える）。	4	グリーン物流パートナーシップ会議会員数 グリーン物流パートナーシップ事業活用 中小企業向け物流効率化セミナー等への参加者数、意識改善者割合 総合効率化計画認定事例数	4,000者（平成21年度） グリーン物流パートナーシップ会議会員企業数の50% 参加者数を1,000名/年 13件/年	○ ○ ○ ○
12	【政策】 対外経済政策 〈施策〉 貿易投資促進	○	我が国地域・企業にとって意義の高い対内直接投資を促進するとともに、我が国の貿易・投資の円滑化を図り、ひいては貿易・投資の拡大による各国・地域との経済関係の緊密化や我が国経済の活性化を図る。				
		○ 達成目標 1	【我が国経済の活性化に資する対内直接投資の促進】 外国企業の資本、技術、人材、経営ノウハウ等を導入することで、中小企業も含めた地域経済の活性化を図り、我が国の生産性向上に寄与する。	4	対日直接投資残高（兆円） 対日進出企業数 外国企業招へい数 Invest Japan閲覧件数	対GDP比5%程度（平成22年） — — —	○ — — —
		○ 達成目標 2	【我が国の貿易・投資の円滑化】 国際紛争や相手国の債務問題の発生に伴う送金規制など、貿易・投資を巡るリスクが企業活動に与える影響を最小化させる。あわせて、日本文化、日本ブランド、地球規模の新たな課題への対応策などの日本のソフトパワーや価値観を世界に発信し、貿易・投資相手国としての日本の魅力を高める。また、対日投資円滑化事業によるセミナー・相談会の開催を通じ、中小事業者・個人起業家の輸入品に対する正しい理解を促進することにより、貿易の円滑化に資する。	4	所得収支（億円） （独）日本貿易保険の信用リスクに係る保険金の調査定期間 日本館来館者数 中小企業者、個人企業者への相談件数（対日貿易円滑化事業）	所得収支の拡大に資する 平均査定期間50日（調査期間除く）以下 — 10,000件	△ ○ — ○
14	【政策】 対外経済政策 〈施策〉 貿易管理	○	水際における国内外の規制ニーズを迅速・的確に把握し、国際的な各種合意との整合性や適切な国内担保措置の在り方等を考慮に入れながら適正な貿易管理体制を構築することで、自由貿易に対して必要最小限の管理・調整を行い、対外取引の正常な発展、我が国又は国際社会の平和及び安全の維持を図る。				

施策番号	政策・施策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無					
		達成すべき目標 （「達成目標」）	指標数	測定指標	目標値	指標の目標値等の設定の有無	
		○ 達成目標 1	【適正かつ効率的な輸出入管理の実現】 テロリストや懸念国等に安全保障上機微な貨物・技術が渡らないよう、迂回輸出を防止するための国際連携強化等により輸出・技術提供取引を厳格に管理するとともに、国連安保理決議や条約等に基づき規制されている貨物の輸出入等を適切かつ効率的に管理する。また、状況の変化に対応して制度を不断に見直す。	7	審査件数（暦年） 警告・行政処分件数 海外における輸出管理セミナー開催件数 アジアにおける制度整備状況（暦年） 輸出管理社内規程（C/P）導入企業数（累積、暦年） 安全保障貿易管理説明会受講者数 安全保障貿易管理説明会開催件数	— — — — — 10,000（平成23年度） 70（平成23年度）	— — — — ○ ○
		○ 達成目標 2	【国際ルールに適合した貿易救済制度の着実な実施】 国際ルールに適合した貿易救済制度に関する調査を迅速かつ適正に実施し、制度の的確な運用を図る。	1	貿易救済措置調査件数	2（平成23年度）	○
		○ 達成目標 3	【経済連携協定（EPA）に基づく原産地証明制度の整備】 FTA/EPAの発効に伴う原産地証明書等の発給業務について、業務の国内制度の整備及び着実な定着を図る。	1	EPA特定原産地証明書の発給件数	30,000（平成23年度）	○
15	【政策】 ものづくり・情報・サービス産業政策 〈施策〉 ものづくり産業振興	○	ものづくり産業におけるイノベーションの促進や、国際事業展開の支援、差別化・高付加価値化の促進、さらには安全・安心な国民生活や環境問題の解決に繋がるものづくり等を推進することによって、我が国製造業の国際競争力強化を実現するとともに、我が国経済の活性化や国民生活の質の向上を図る。				
		○ 達成目標 1	【イノベーションの推進による新産業群の創出】 ロボット、次世代環境航空機、先進的宇宙システム、次世代自動車、医療機器、MEMSといった極めて高い信頼性が必要とされ、製造業全体への波及効果の高い「高信頼性産業」分野に関する技術開発や環境整備を進めることで、次世代を担う新産業を創造する。	5	製造業付加価値額（実質：兆円） （平成16年比伸び率） 新世代知能ロボット市場規模（実質：兆円） 次世代自動車に関する性能・コストの改善 ・自動車バッテリー ・燃料電池 ・クリーンディーゼル乗用車	142兆円 （平成16年比25%増） （平成27年） 3.1兆円（平成27年） 性能：1.5倍 価格：1/7 （平成27年） 航続距離 800km（平成32年） ガソリン車並の性能・価格実現 （平成27年）	○ ○ ○ ○ △

施策番号	政策・施策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無					
		達成すべき目標 （「達成目標」）	指標数	測定指標	目標値	指標の目標値等の設定の有無	
		－ 達成目標 2	【生活文化産業の高付加価値化の実現】 ファッションや日用品といった生活文化産業について、我が国の高い技術と、伝統的な匠の技や美意識など日本ならではの感性を最大限活かしつつ、新たな高付加価値化と差別化を実現する。また、アジア・欧州など世界に対する情報発信力・ブランド力の強化を図ることで、生活文化産業を国際競争力のある産業へと転換する。	4	「東京発 日本ファッション・ウィーク」開催実績 総来場者数 海外メディア数 海外バイヤー数 参加メゾン／ブランド数	－ － － －	－ －
		○ 達成目標 3	【安全・安心で持続可能なものづくりの実現】 国民が安全・安心・快適な生活を営める生活環境を創出する。また、地球環境対策の推進による持続可能な社会の実現に向けて、経済成長と温室効果ガスの排出削減の双方の実現を目指す。	2	クリーンエネルギー自動車の普及台数（万台） 産業部門のCO ₂ 排出量（単位：百万t-CO ₂ ）	－ 基準年度（平成2年度）比 -12.1% ~ -11.3%（平成22年度）	－ ○
		－ 達成目標 4	【ものづくり人材の育成】 ものづくりの中核を担う人材、伝統的・文化的な「技」を支えてきた熟練人材や、今後を担う若年人材と各世代を担う優秀な人材を確保・育成するとともに、ものづくりに対する国民の意欲を高める。	1	ものづくり日本大賞の受賞を契機として地域のものづくりのあり方が改善している事例	－	－
19	【政策】 ものづくり・情報・サービス産業政策 〈施策〉 化学物質管理	－	透明性のある科学的根拠に基づくリスク評価手順とリスク管理手順を用いて、化学物質が、人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化する方法で、使用、生産されることを2020年までに達成する。				
		－ 達成目標 1	【（狭義の）化学物質管理分野】 様々な便益をもたらす化学物質の活用による産業の活性化や生活の質的向上が実現すると同時に、人の健康や環境生物の生息に対する化学物質の影響が適切に管理されるよう、その科学的・国際的な動向と整合させつつ、①我が国における化学物質上市前事前審査・使用規制、自主管理、情報開示等の法的枠組を整備・運用すると共に、②その基盤となる科学的知見を充実させ、それを基に国内外の産業、行政、市民等関係者においてリスクベースの考え方や手法を浸透させることにより、企業等における化学物質の適正管理を促進する。	5	化審法各制度の届出・申出件数（件） 新規化学物質の製造・輸入 低生産量化学物質の届出 少量新規化学物質の申出 届出排出量・移動量（トン／年） 届出事業所件数（件）	－ － － － －	－ － － －

施策番号	政策・施策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無					
		達成すべき目標 （「達成目標」）	指標数	測定指標	目標値	指標の目標値等の設定の有無	
		－	達成目標2 【化学物質危機管理分野】 化学兵器の廃絶と不拡散を目的とした化学兵器禁止条約の国内実施法である化学兵器禁止法の適確な施行等により、化学兵器に転用できる化学物質等について必要な管理を行う。また、化学兵器禁止法の規制物質を取り扱っている事業所等が国民保護法の枠組みで危険物質等取扱所に指定されていることから、国民保護措置の実施、危機管理体制の構築等に必要とされる体制・環境を整備する。	2	化学兵器禁止条約事務局（OPCW）に申告した延べ事業所数 化学兵器禁止法に基づき国際査察立会い又は立入検査を実施した事業所数	－ －	－ －
20	【政策】 中小企業・地域経済産業政策 〈施策〉 中小企業事業環境の整備	－	中小企業の多様な資金調達手段の確保及び必要かつ十分な資金供給を行うとともに、我が国中小企業の国際展開に伴うリスク低減を図り、中小企業の事業活動の活性化を図る。				
		－	達成目標1 【中小企業者の事業活動を拡大充実させるための資金供給の円滑化】 ①セーフティネット金融の着実な実施 外的な要因により一時的に資金繰りに支障を来している中小企業者を支援する。 ② 中小企業者の資金ニーズを捉えた新たな金融手法の開発や、融資制度の拡充により、個別の政策目的の推進を図る。	7	保証承諾実績 貸付実績 中小企業金融公庫 国民生活金融公庫 商工組合中央金庫（短期貸付は除く） セーフティネット保証の実績 セーフティネット貸付の実績 緊急保証の実績	－ － － － － － －	－ － － － － －
		－	達成目標2 【中小企業の海外展開（輸出・投資）の円滑化】 中小企業の海外展開（輸出・投資）に必要とされる情報、ノウハウ、人材育成等を通じた、円滑な海外展開の支援。	5	国際展開情報の満足度 企業からの相談件数 海外障害事項改善件数 研修事業満足度 商談件数	－ － － － －	－ － － － －
29	【政策】 エネルギー・環境政策 〈施策〉 鉱物資源の安定供給確保	－	鉱物資源の探鉱・開発、リサイクルの推進、代替材料等の開発、レアメタル備蓄等により、中長期的かつ持続的に鉱物資源の安定供給の確保を図る。				
		－	達成目標1 鉱物資源の資源外交・探鉱開発<資源外交の戦略的な展開と探鉱・開発の推進>	4	調査対象地域数 調査対象面積（km ² ） ボーリング本数（本） ボーリング延長（m）	－ － － －	－ － － －
		－	達成目標2 非鉄金属資源のリサイクルの推進<リサイクルの推進>	1	実証事業・技術開発により国内で発生する希少金属含有小型電気電子機器から回収された非鉄金属の回収率（%）	－	－

施策番号	政策・施策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無					
		達成すべき目標 （「達成目標」）	指標数	測定指標	目標値	指標の目標値等の設定の有無	
		－	達成目標3 レアメタルの代替材料等の開発 ＜代替材料等の開発＞	1	製品中に使用される希少金属の使用量低減率（%）	－	－
		－	達成目標4 緊急時に備えたレアメタルの備蓄 ＜レアメタルの備蓄＞	3	レアメタルの備蓄 総備蓄量（日分） うち国家備蓄量（日分） うち民間備蓄量（日分）	－ － －	－ － －
31	【政策】 エネルギー・環境政策 ＜施策＞ 資源循環推進	○	大量生産・大量消費・大量廃棄物型の経済活動を続けてきた我が国における資源生産性、循環利用率、最終処分量等の改善を図り、資源負荷、環境負荷を克服。				
		○	達成目標 平成27年度に以下の目標を維持・達成する。 ①資源生産性：約42万円／トン（平成17年度：33.0万円／トン） ②循環利用率：約14～15%（平成17年度：12.2%） ③最終処分量：約2,300万トン（平成17年度：3,200万トン）	3	資源生産性 循環利用率 最終処分量	約42万円／トン（平成27年度） 約14～15%（平成27年度） 約2,300万トン（平成27年度）	○ ○ ○
34	【政策】 原子力安全・産業保安政策 ＜施策＞ 産業保安	○	高圧ガス・LPガス・火薬類を取り扱う施設、電気設備を有する施設、都市ガス事業に供する施設及び鉱山について、それぞれの有する爆発性や人体有害性等の危険性といった特性に応じた規制を適切に実施することにより、災害・事故等の発生を防止する。				
		○	達成目標1 産業活動における事故件数の減少、事故による死傷者数の減少	31	高圧ガス 事故（災害）件数（件） 事故による死亡者数（人） 事故による負傷者数（人） 漏えい事故件数（件） 火薬 火薬類による事故件数（件） 事故による死亡者数（人） 事故による負傷者数（人） 電気 電気事故件数（件） 感電死傷事故件数（件） 都市ガス	減少（対前年比）（平成20年度） － － － 30件前後（平成21年度） 0件（平成21年度） 30件前後（平成21年度） 減少（対前年比）（平成19年度） －	○ － － － ○ ○ ○ ○ －

施策番号	政策・施策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無				
		達成すべき目標 （「達成目標」）	指標数	測定指標	目標値	指標の目標値等の設定の有無
				死亡事故（死亡者数） （人）	年間1名未満（平均） （平成22年）	○
				製造段階の死亡事故 （死亡者数）（人）	5～10年間 1名程度 （平成22年）	○
				供給段階の死亡事故 （死亡者数）（人）	2～3年間 1名程度 （平成22年）	○
				消費段階の死亡事故 （死亡者数）（人）	2～3年間 1名程度 （平成22年）	○
				消費段階の事故件数 （件）	—	—
				消費段階の漏えい着火 件数（件）	—	—
				LPガス		
				事故件数（B級以上） （件）	年間1名未満（平成20年度）	○
				消費段階の事故件数 （件）	—	—
				消費段階の漏えい着火 件数（件）	—	—
				鉦山 鉦山災害によるり災者数	0人（平成24年度）	○
				現場に職員派遣を行った 事故件数	—	—
				官邸に通報を行った事故 件数	—	—
				プレス発表の件数	—	—
				災害事例の水平展開の実 施状況	—	—
				基準類見直しの実績	—	—
				都道府県・関係団体等の 説明会等の参加回数	—	—
				パンフレット等の印刷部 数	—	—
				講習会等の回数・参加人 数	—	—
				定期的な立入検査の実施 件数	—	—
				規制情報のHPへの公開 回数	—	—
				担当官会議等の開催回数	—	—
				産業保安監督部による立 入検査の実施件数	—	—

施策番号	政策・施策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無					
		達成すべき目標 （「達成目標」）	指標数	測定指標	目標値	指標の目標値等の設定の有無	
		○	達成目標2 休廃止鉱山における鉱害の防止	3	鉱害防止工事業量の事業量（億円（累計））	平成15年度～平成24年度の間 に鉱害防止工事を終了（義務者不 存在分の工事業量は10年間で107億 円）	○
					坑廃水処理の事業量（億円（年間））	平成15年度以降も引き続き坑廃水 処理を確実に実施	△
					坑廃水による鉱害問題の発生件数	—	—
合計	10政策	○=7 ○=13		119			○=35 △=3

- (注) 1 経済産業省の「平成20年度事後評価書」を基に当省が作成した。
2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表（実績評価関係）の記載事項」を参照

政策評価審査表（実績評価関係）の記載事項

欄 名	記 載 事 項
「施策番号」欄	評価書の記載番号（「政策評価に係る政策・施策体系」）に基づき記入した。
「政策・施策」欄	評価書の「政策名」欄及び「施策名」欄に記載されている評価対象政策・施策の名称を記入した。
「目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無」欄	<p>目標に関し達成すべき水準が数値化されている場合及び定性的であっても目標が達成される水準が具体的に特定されているものは、「○」を記入した。</p> <p>目標に関し達成すべき水準は数値化されていないものの、指標の測定値を向上させる等の方向が示されているものは、「△」を記入した。</p> <p>上記のいずれにも該当しないものは、「－」を記入した。</p> <p>なお、評価対象政策に複数の指標が設定されている場合には、少なくとも一つの指標について達成しようとする水準が数値化等されているものは「○」、少なくとも一つの指標について、達成しようとする水準は数値化されていないものの、指標の測定値を向上させる等の方向が示されているものは「△」を記入した。</p>
「達成すべき目標（「達成目標」）」欄	評価書の「施策目的」欄及び「施策目標・指標」欄に記載されている達成目標を記入した。
「測定指標」及び「指標数」欄	<p>「達成すべき目標」に対する実績を定期的・継続的に測定するため使用する指標及びその数を記入した。</p> <p>なお、必ずしも評価書において測定指標である旨が明記されていないため、当省で整理し、経済産業省に確認の上、記入した。</p>
「目標値」欄	「達成すべき目標」についての目標とする値、水準等を定めている場合に、その値、水準等を記入した。
「指標の目標値等の設定の有無」欄	各測定指標に着目した場合の目標値等の設定について、上記の「目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無」欄と同様の分類により「○」、「△」及び「－」を記入した。

3 事業評価方式による政策評価（事後）についての審査

（1）審査の考え方と点検の項目

（政策効果の把握について）

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）では、行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点その他当該政策の特性に応じて必要な観点から評価を行うこととされている（同法第3条第1項）。また、基本方針において、事後評価は、政策の決定後において、政策効果を把握し、これを基礎として、政策の見直し・改善や新たな政策の企画立案及びそれに基づく実施に反映させるための情報を提供する見地から行うものとされている（基本方針Ⅰ－5－ア）。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

- ① 政策の実施により得ようとした効果はどの程度のものかなど、具体的に特定されているか。
- ② 政策の実施により実際にどの程度の効果が得られているのかが具体的に把握されているか。また、把握された効果が得ようとした効果の全体を表すものとなっているか。

（2）審査の結果

「平成20年度事後評価書」における事業評価方式による163件の政策評価（事後）についての審査の結果（事実確認の整理結果）は、以下のとおりである。

（全体注） 各府省の評価の実施状況を踏まえた課題等の整理・分析については、今年度内に別途取りまとめる予定である。

政策評価審査表（事業評価（事後）関係）

整理番号	政策（個別事業）	得ようとした効果の明確性	把握された効果の明確性																					
【政策 1】経済産業政策 〔施策 3〕知的財産の適切な保護																								
1	(1) 模倣品・海賊版対策強化事業（委託）	△ 海外における我が国企業の模倣品・海賊版被害を低減するため、模倣品被害の実態や対応等について把握し、模倣品被害が発生している国・地域に対して制度・運用の改善を要請するとともに、取締機関の能力強化支援を行う。また、海賊版コンテンツについて取締支援体制の強化、正規版流通環境の整備等の体制整備、パブリック・アウェアネスの獲得・向上により、我が国企業の模倣品および海賊版コンテンツの取締りを図り、被害を低減させる。これにより、権利者・企業の利益の確保とともに、健全な競争環境の確立、犯罪組織への資金流入阻止、危険な模倣品による事故等の減少が見込まれる。	○ <table border="1"> <thead> <tr> <th>（指標）</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>模倣被害率（被害社数／回答社数）</td> <td>22.0%</td> <td>23.0%</td> <td>（調査中）</td> </tr> <tr> <td>海外における日本製コンテンツの摘発件数</td> <td>1,148件</td> <td>2,250件</td> <td>2,041件</td> </tr> </tbody> </table>	（指標）	平成17年度	平成18年度	平成19年度	模倣被害率（被害社数／回答社数）	22.0%	23.0%	（調査中）	海外における日本製コンテンツの摘発件数	1,148件	2,250件	2,041件									
（指標）	平成17年度	平成18年度	平成19年度																					
模倣被害率（被害社数／回答社数）	22.0%	23.0%	（調査中）																					
海外における日本製コンテンツの摘発件数	1,148件	2,250件	2,041件																					
2	(2) 特許出願の審査に必要な調査	△ 審査官の業務の一部である先行技術文献調査を登録調査機関に外注し、審査を効率化することで、特許審査の迅速化を図る。	○ <table border="1"> <thead> <tr> <th>（指標）</th> <th>平成19年度</th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>先行技術調査外注件数（万件）</td> <td>21.3</td> <td>23.1 （見込み）</td> <td>23.7 （見込み）</td> </tr> </tbody> </table> 平成19年度一次審査件数は32万件（対前年度比8%増）、査定件数は29万5千件（対前年度比8%増）	（指標）	平成19年度	平成20年度	平成21年度	先行技術調査外注件数（万件）	21.3	23.1 （見込み）	23.7 （見込み）													
（指標）	平成19年度	平成20年度	平成21年度																					
先行技術調査外注件数（万件）	21.3	23.1 （見込み）	23.7 （見込み）																					
3	(3) 特に登録を受けた登録調査機関（特定登録調査機関）が行う先行技術調査	△ 登録調査機関の能力を出願人等も利用できるよう外部に対して開放することで出願人等が適切な審査請求をするように促し、加えて、審査官が特定登録調査機関が作成した調査報告を利用することで審査を効率化し、特許審査の迅速化を図る。	－ <table border="1"> <thead> <tr> <th>（指標）</th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> <th>平成20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調査報告件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	（指標）	平成18年度	平成19年度	平成20年度	調査報告件数	0	0	0													
（指標）	平成18年度	平成19年度	平成20年度																					
調査報告件数	0	0	0																					
4	(4) 特許関係手続書類の電子情報化処理業務	△ 我が国特許庁においては平成2年12月から世界初の電子出願（オンライン出願）を開始したが、電子出願を開始した後も、特に個人や中小企業からは書面（紙）による出願が存在している。特許庁における審査業務を効率的に推進するため、特許庁長官は、これら書面で行われた出願に係る情報を電子化し、電子ファイルに記録しなければならないことになっている（特例法第6条第3項、第8条第1項）。書面手続書類の電子データ化は、大量且つ定型的な業務であり、当該業務を効率的・安定的に実施するためには、一定の専門的技術・知識と相当程度の設備が必要となる。こうした業務を、外部の機関を活用して効率的に実施するため、平成2年に「指定情報処理機関制度」を導入し、平成16年に公益法人要件を撤廃して「登録情報処理機関制度」を導入した。	○ <table border="1"> <thead> <tr> <th>（指標）</th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> <th>平成20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">データ化に要した期間（休業日を除いた実稼働日）</td> <td>特許・実用新案</td> <td>13日</td> <td>13日</td> <td>9日</td> </tr> <tr> <td>意匠</td> <td>13日</td> <td>10日</td> <td>6日</td> </tr> <tr> <td>商標</td> <td>6日</td> <td>6日</td> <td>6日</td> </tr> <tr> <td>電子化件数</td> <td>282,166</td> <td>272,496</td> <td>262,953 （見込み）</td> </tr> </tbody> </table>	（指標）	平成18年度	平成19年度	平成20年度	データ化に要した期間（休業日を除いた実稼働日）	特許・実用新案	13日	13日	9日	意匠	13日	10日	6日	商標	6日	6日	6日	電子化件数	282,166	272,496	262,953 （見込み）
（指標）	平成18年度	平成19年度	平成20年度																					
データ化に要した期間（休業日を除いた実稼働日）	特許・実用新案	13日	13日	9日																				
	意匠	13日	10日	6日																				
	商標	6日	6日	6日																				
電子化件数	282,166	272,496	262,953 （見込み）																					

整理番号	政策(個別事業)	得ようとした効果の明確性	把握された効果の明確性																
【政策 1】経済産業政策 〔施策 7〕流通・物流基盤整備																			
5	(1)商品データ共有化システムの構築事業(委託)	△ 海外を含む仕様が異なる業界商品データを多様な商材を扱う小売業が一元的かつ効率に利用できるよう、商品データ及び商品データベースの使用の一元化とナショナルレジストリ構築を行う。 商品情報の標準化システムにより、メーカー・卸・小売の流通業界全体で広範囲な取引が共通の土俵(標準化されたルール、企業を超えた共通的なシステム)で行われることにつながるとともに、こうしたメリットを国際的に共有できるようになり日本製品の海外販路拡大が図られることにつながる。	○ <table border="1" data-bbox="874 353 1503 622"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> <th>平成20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>導入業態数(小売)</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>導入業界数(商材)</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>導入企業数</td> <td>13</td> <td>25</td> <td>200</td> </tr> </tbody> </table> <p>メーカー・卸・小売の流通業界で商品の属性情報をリアルタイムで共有化するためのシステムを構築。その結果、総合スーパーでの日用品について、商品マスタ同期化が平成19年4月から実用化。サプライチェーン全体で、日用品：約11億円、酒類・加工食品：約23億円の人件費削減効果が見込まれる。</p>	(指標)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	導入業態数(小売)	1	1	5	導入業界数(商材)	3	5	10	導入企業数	13	25	200
(指標)	平成18年度	平成19年度	平成20年度																
導入業態数(小売)	1	1	5																
導入業界数(商材)	3	5	10																
導入企業数	13	25	200																
6	(2)受発注～決済までの次世代EDI標準化事業(委託)	△ 企業間でやりとりとする受発注等の情報について、高速大容量のデータ交換(EDI)が可能インターネットでやりとりすることを前提として、各項目情報の定義や項目間の関係の標準化、安全な情報のやりとりを可能にするためのセキュリティ確保のための制度設計や標準を普及させる上で重要となる通信手順に関する仕様の策定等を進め、その成果を流通業界全体に普及させる。これにより、標準を採用した企業であれば、どのような企業とも簡易かつ効率的に情報のやりとりができるようになり、メーカー・卸・小売の流通業界において、迅速で効率的かつサプライチェーンマネジメントが構築されることとなる。2011年に大手流通業の7割が、今回策定される標準を利用していることを目指す。 また、これまでの検討の成果を発展させ、総合スーパー・百貨店・チェーンドラッグストア・ホームセンターといった業態、日用品・加工食品・生鮮品・アパレル・一般用医薬品・DIYといった商材について、業態・商材横断的なEDIの標準を策定し実用化につなげる。これにより、従来になかった企業・業界を越えた標準化が実現し、実現までの経験・ノウハウが蓄積されると期待される。 更に、当初の実用化は大企業が中心になると想定されるが、標準の効果を高めるために不可欠な中堅・中小企業での導入を促進できる仕組み(ASPの活用促進の方策やWeb-EDIの標準化の検討等)を検討し、企業規模に関わらず標準を活用したEDIを実用化する。 また、標準EDIを活用した物流ラベル(SCMラベル)の標準化検討も併せて行う。	○ <table border="1" data-bbox="874 819 1503 1088"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> <th>平成20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>導入業態数(小売)</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>導入業界数(商材)</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>導入企業数</td> <td>13</td> <td>25</td> <td>200</td> </tr> </tbody> </table> <p>総合スーパー等での日用品・加工食品の取引について、EDIの標準の実用化が実現。この実用化に当たっては、今後の普及を促進する観点から、コストダウン効果を定量的な数字で把握できるように工夫している(通信時間が90%以上削減され、標準に準拠したシステムの導入コストが従来の2/3になると想定されるなど)。これらの取組の実施に当たっては、参加企業に対して実用化を前提に検討に参加することを依頼するとともに、業界団体が標準の導入が推奨され、検討参加企業が内々に標準の導入意向を示すなど、普及・推進が徐々に広がっている。</p>	(指標)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	導入業態数(小売)	1	1	5	導入業界数(商材)	3	5	10	導入企業数	13	25	200
(指標)	平成18年度	平成19年度	平成20年度																
導入業態数(小売)	1	1	5																
導入業界数(商材)	3	5	10																
導入企業数	13	25	200																

整理番号	政策 (個別事業)	得ようとした効果の明確性	把握された効果の明確性																
		そして、本事業終了後は、民間がEDIの標準を自律的に維持管理するための組織体制（流通業界44団体+α）を確立し、流通業界全体での標準を決定する機関として機能させる。																	
7	(3) データキャリアの国際標準化事業（委託）	△ 国際物流における活用が期待されるものの、標準規格が確立されていないアクティブタグ型の電子タグ（アクティブタグ）について、電子タグの国際標準化団体であるEPCglobal Japanと共同で、アクティブタグを貼付したコンテナ、パレット等の物流資材について、我が国企業の国際物流業務に関するビジネスモデルとそれに基づく電子タグの技術仕様を抽出するための実証事業を実施する。この事業で得られた仕様に基づいて、平成21年度までに国際標準化団体（EPCglobal）に標準規格を実施・確立する。これにより、アクティブタグの供給事業者の競争を活発化し、国際物流に要するコストや時間の効率化を図る。	△ 標準化に関しても、EPCglobalと連携して取り組んでいる国際物流における電子タグの活用に関する議論に対応して、国際物流での電子タグ実証実験を実施。これにより、海上における国際物流においての電子タグの活用効果やそれに係る国際物流サービスの高度化が検証され、EPCglobalの標準化の議論にもフィードバックされた。																
8	(4) 流通活動システム化拠点施設整備事業（金融機関：日本政策投資銀行）	△ (目標) 本制度により、民間事業者の環境負荷低減及び物流効率化に資するような積極的な施設整備を誘導すること。 (効果) 共同配送等の実現による環境負荷低減。 物流コスト削減による我が国企業の国際競争力強化。	△ <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> <th>平成20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸付金額（億円）</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成17年度から19年度にかけて、合計3件、15.5億円の貸付が実施され、運輸部門におけるCO₂削減が実施されるとともに、倉庫の集約化等による物流の効率化が実現した。</p>		平成18年度	平成19年度	平成20年度	貸付金額（億円）	10	10	10								
	平成18年度	平成19年度	平成20年度																
貸付金額（億円）	10	10	10																
【政策 2】 対外経済政策 〔施策 12〕 貿易投資促進																			
9	(1) 対内直接投資促進地域支援等事業委託費（委託）	△ 本事業では、国内地域への進出が見込まれる外国企業の発掘、地域の投資環境を具体的に説明するための外国企業の招へい、進出予定の外国企業が立ち上げ時の手続を円滑に進めるための専門家支援等、地域における外国企業誘致活動の支援を実施する。その効果として、地域におけるイノベーション創出など我が国地域・企業にとって意義の高い対日直接投資を拡大させることを目標とする。	○ <table border="1"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支援先地域数</td> <td>12</td> <td>14</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>支援先地域への進出企業数</td> <td>48</td> <td>37</td> <td>38</td> </tr> <tr> <td>外国企業招へい数</td> <td>172</td> <td>180</td> <td>212</td> </tr> </tbody> </table>	(指標)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	支援先地域数	12	14	17	支援先地域への進出企業数	48	37	38	外国企業招へい数	172	180	212
(指標)	平成17年度	平成18年度	平成19年度																
支援先地域数	12	14	17																
支援先地域への進出企業数	48	37	38																
外国企業招へい数	172	180	212																
10 11	(2) 対内直接投資情報発信等事業委託費（委託） (3) 貿易電子データ交換国際標準化調査、研究、普及及び啓蒙事業委託費（委託）	△ <ul style="list-style-type: none"> ・本事業では、我が国の優れた投資環境について対日投資の可能性が高い外国人投資家に対する海外新聞・雑誌等を通じた情報発信、日本の投資環境整備に向けた調査や法令翻訳を実施する。その効果として、我が国全体及び各地域が非常に魅力ある投資先であるとの認知度を高め、外国企業の日本への投資意欲を高めることを目標とする。 ・貿易手続の電子化に関する国際標準の動向等、我が国の貿易円滑化に資する調査を実施する。その効果として、我が国の貿易が活発に行われることを目標とする。 	○ <table border="1"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ホームページ閲覧件数（※）</td> <td>151,772</td> <td>193,144</td> <td>417,870</td> </tr> </tbody> </table> <p>※海外新聞・雑誌等を通じた情報発信効果によるInvest Japanホームページの閲覧件数</p>	(指標)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	ホームページ閲覧件数（※）	151,772	193,144	417,870								
(指標)	平成17年度	平成18年度	平成19年度																
ホームページ閲覧件数（※）	151,772	193,144	417,870																

整理番号	政策(個別事業)	得ようとした効果の明確性	把握された効果の明確性												
12	(4)貿易円滑化事業費補助事業(補助)	<p>△</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報センター運営費 情報センターのスペースを借り上げ、常設の情報提供コーナーとして海外製品のサンプル・カタログを一同に展示するとともに、パンフレット等の資料を提供する。 ・対日アクセス促進事業費 我が国の一般消費者及び企業向けに外国製品を紹介し、また、対日進出に関心のある外国企業向けに日本市場を紹介するなど、パンフレットを作成・配布する。 ・小口輸入推進事業 外国製品の取り扱いで新たな活路を求める中小事業者に対して、海外取引先の紹介及び小口輸入の実務等の相談に応じるほか、小口輸入のノウハウを紹介する研修会(セミナー)・相談会を開催する。 	<p>○</p> <table border="1" data-bbox="874 297 1505 495"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談件数</td> <td>9,465件</td> <td>8,152件</td> <td>7,919件</td> </tr> <tr> <td>セミナー開催回数</td> <td>14回</td> <td>26回</td> <td>24回</td> </tr> </tbody> </table> <p>・19年度の小口輸入セミナー時に実施したアンケート調査によれば、回答者数255人のうち、小口輸入ビジネスを行っている者106人、これから小口輸入を検討する者が108人と全体の80%以上の者が関心を示している。 ・また、前回の調査(2004年実施)で「ミプロへの相談やセミナー受講後に始めて継続中」が51人で、「ミプロへの相談やセミナー受講以前から現在まで継続中」の者が44人であったが、今回の調査では、「ミプロの小口輸入サービス利用後に始めた人」が79人、「ミプロの小口輸入サービス利用以前から行っていた人」が43人と差が大きくなっており、ミプロの小口輸入サービスを利用してから実際のビジネス始めた割合が増えてきている。</p>	(指標)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	相談件数	9,465件	8,152件	7,919件	セミナー開催回数	14回	26回	24回
(指標)	平成17年度	平成18年度	平成19年度												
相談件数	9,465件	8,152件	7,919件												
セミナー開催回数	14回	26回	24回												
13	(5)国際博覧会出展事業委託費(委託)	<p>△</p> <p>(サラゴサ博) 日本として魅力的なパビリオンの出展を行うため、18年度は、政府出展に係る基本計画の策定、展示物・造作等(建物内外装を含む)に関する基本設計の作成、行催事にかかる基本方針の策定等を行った。平成19年度は、平成18年度の成果をもとに主に展示物等の製作を行い、平成20年度に出展を行った。</p> <p>(上海博) ・上海博への政府出展を通じ、日本のライフスタイル・価値観・文化、地球的課題解決への取り組み、技術等が世界に認知され、日本ブランドとして発信されることで、貿易・投資相手国としての日本の魅力を高めていく。 ・愛・地球博の理念の継承や同博の経験を活かした今後の国際博覧会への協力を行う。</p>	<p>○</p> <table border="1" data-bbox="874 853 1254 981"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>サラゴサ博日本館来館者数</td> <td>736,868</td> </tr> </tbody> </table> <p>(サラゴサ博) <18年度> ・2008年サラゴサ国際博覧会について日本館出展に係る基本計画を企画する事業者を公募のうえ選定し基本計画を策定 ・基本計画に基づき、日本館の展示物・造作等(建物内外装を含む)に関する基本設計や、行催事にかかる基本方針を策定。 <19年度> ・2008年サラゴサ国際博覧会に出展するため、日本館の展示物製作、現場工事、行催事・広報の企画設計等を実施。 <日本館への来館者数等> ・来館者数：73万6,868人(サラゴサ博全体来場者(565万941人)の13%) ・日本館来館者アンケート調査結果 日本館のテーマ/「大変良い」「良い」98.9% アテンダントの対応/「大変良い」「良い」99.6% 日本館来館の動機/「人に勧められて」65.6% ・BIE(博覧会国際事務局)褒章制度において、カテゴリーA(750㎡~1,000㎡)のデザイン部門で金賞を受章 (上海博) <18年度> ・上海国際博覧会への日本館出展検討に関する現地調査の結果、上海万博で行きたい外国館について、日本はアメリカに次いで2位であり、日本館への高い期待が寄せられていることが判明した。 <19年度> ・有識者懇談会の下に日本の出展内容に関する検討を行う部会と情報収集及び日中協力に関し検討を行う部会が設けられ、検討した結果、19年7月に「2010年上海国際博覧会に関する日本の取り組みについて」(基本コンセプト)を策定した。</p>	(指標)	平成20年度	サラゴサ博日本館来館者数	736,868								
(指標)	平成20年度														
サラゴサ博日本館来館者数	736,868														
14	(6)博覧会国際事務局(BIE)分担金(分担金)	<p>△</p> <p>博覧会国際事務局(BIE)加盟国として、2005年に開催された「愛・地球博」の理念及び成果を世界に継承し、発展させる。</p>	<p>△</p> <p>博覧会国際事務局(BIE)加盟国として登録博2回、認定博3回を開催した。また、加盟国として諸外国で開催されたBIE登録博及び認定博に参加した。</p>												

整理番号	政策(個別事業)	得ようとした効果の明確性	把握された効果の明確性																
15	(7)先進的環境配慮型再生事業	△ 3Rシステムの普及。「愛・地球博」のサブテーマの1つである「循環型社会」に係る取組みについて、その成果及び理念の継承。	○ <table border="1"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成17年度</th> <th>平成19年度</th> <th>平成20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ホームページアクセス数(訪問者数) (閲覧ページ数)</td> <td>—</td> <td>17,033件 73,274件</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>リユース率 (日本館建築) (展示資材) (什器備品)</td> <td>77.8% 92.9% 81.8%</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>サラゴサ博日本館来館者数</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>736,868</td> </tr> </tbody> </table> <p>愛・地球博での環境に関する取り組みの総括及び次期博に向けた調査を行った。この成果も踏まえ、2008年に開催されたサラゴサ国際博覧会では愛・地球博の理念継承も念頭に置いた日本館出展を行い、約74万人の来館者を得た。また、B I E (博覧会国際事務局) 褒章制度において、カテゴリーA (750㎡~1,000㎡) のデザイン部門で金賞を受賞し、愛・地球博の理念を世界へ発信することができた。</p>	(指標)	平成17年度	平成19年度	平成20年度	ホームページアクセス数(訪問者数) (閲覧ページ数)	—	17,033件 73,274件	—	リユース率 (日本館建築) (展示資材) (什器備品)	77.8% 92.9% 81.8%	—	—	サラゴサ博日本館来館者数	—	—	736,868
(指標)	平成17年度	平成19年度	平成20年度																
ホームページアクセス数(訪問者数) (閲覧ページ数)	—	17,033件 73,274件	—																
リユース率 (日本館建築) (展示資材) (什器備品)	77.8% 92.9% 81.8%	—	—																
サラゴサ博日本館来館者数	—	—	736,868																
16	(8)対日アクセス促進融資(日本政策投資銀行)	△ 外資系企業の対日投資には市場開拓リスクが伴い、また我が国における信用力が乏しいこと等に由来して民間金融機関の融資対応が不十分であるが、日本政策投資銀行は、当該融資による経済的効果や制度目的を鑑みて融資実行を行っており、民間金融機関との協調融資案件を条件とされたもの等資金調達上障害があった企業に対して融資を行った。結果、我が国産業構造の高度化、新規事業・ビジネスの創出等への寄与及び消費者利益の多様化という成果があった。	○ <table border="1"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>融資実績額(億円)</td> <td>115</td> <td>228</td> <td>398</td> </tr> </tbody> </table> <p>(実績例) ・家具小売りの物流センター・店舗新設による雇用促進、消費者の利便性向上。 ・機械販売に係わる組立工場新設による新技術導入、雇用促進等。 ・インターナショナルスクール施設増設(整備)を行い、外国人子女の教育環境整備を通じた対日直接投資促進の環境整備を行った。</p>	(指標)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	融資実績額(億円)	115	228	398								
(指標)	平成17年度	平成18年度	平成19年度																
融資実績額(億円)	115	228	398																
17	(9)移転価格税制における納税猶予制度の創設(税目:租税特別措置法)	△ <ul style="list-style-type: none"> ・企業の予見可能性の向上等による二重課税の防止 ・二重課税に伴う企業の負担を軽減するため、我が国国税当局による更正処分額につき、二国間協議の申立から協議終了後の当該更正処分額が確定するまでの間、納税の猶予を認める措置を行う。また、当該期間の延滞税を免除する。 	— 今後、更正処分を公表した企業等との意見交換等を通じて、この効果を把握。																
【政策 2】 対外経済政策 〔施策 14〕 貿易管理																			
18	(1)安全保障貿易管理普及啓発事業委託費(委託)	△ 米国、豪州、欧州など輸出管理先進国と協調しつつ、輸出管理制度が確立している我が国の関係省庁とも連携の上、輸出管理制度が不十分なアジア各国・地域の政府及び高度な技術を有する企業を対象として、台湾・インド・マレーシアのアジア各国・地域にて輸出管理に関する現地セミナーを開催。	○ <table border="1"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海外における輸出管理アウトリーチセミナー開催件数※1</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>アジアにおける制度整備状況(暦年)※2</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	(指標)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	海外における輸出管理アウトリーチセミナー開催件数※1	4	5	5	アジアにおける制度整備状況(暦年)※2	0	0	0				
(指標)	平成17年度	平成18年度	平成19年度																
海外における輸出管理アウトリーチセミナー開催件数※1	4	5	5																
アジアにおける制度整備状況(暦年)※2	0	0	0																

整理番号	政策(個別事業)	得ようとした効果の明確性	把握された効果の明確性								
		また、年1回アジア各国・地域の輸出管理政策担当者を対象に東京においてアジア輸出管理セミナーを開催し、輸出管理制度の整備及び輸出管理に対する理解の向上等を促進する。	<p>※1：アジア輸出管理セミナー、アジア産業界現地セミナーの開催実績の総数。</p> <p>※2：輸出管理制度整備において、新たな進展があった国もしくは新たに国際レジームに参加した国の数。(シンガポールは軍事及び関連汎用品輸出規則を施行、韓国はキャッチオール規制を導入(共に2003年1月)、中国はNSG(原子力供給国グループに加盟(2004年))。)</p> <p>平成19年度はアジア3カ国・地域において企業アウトリーチセミナーを実施したほか、東京において開催したアジア輸出管理セミナーでは、アジア諸国17の国と地域が参加しており、参加国に対し、輸出管理制度に対するモチベーションの強化、具体的な制度執行に係る有用な情報交換の場となった。</p>								
19 20 21	(2) 迂回調達対策調査委託費(委託) (3) 懸念国大量破壊兵器等開発・調達動向調査委託費(委託) (4) 機微技術動向調査委託費(委託)	<p>△</p> <p>① 迂回調達動向調査 大量破壊兵器等の開発等を行っている又はその懸念がある国(以下「懸念国」という)が、各国の厳格な輸出管理を回避するため、第三国を経由する等の手法を用いて大量破壊兵器等関連貨物等を入手する、いわゆる迂回調達についての調査を行う。例えば、我が国が最も警戒している懸念国である北朝鮮については、東南アジア諸国に設立したフロントカンパニーや中朝国境地帯の朝鮮族居住者を利用した迂回調達などを行っていると言われていた。このため、東南アジアにおける北朝鮮のフロントカンパニーの状況や中朝国境の状況を重点的に調査しているところであるが、これらフロントカンパニーは頻りに設立、解散又は名称変更することから、定期的に調査を行い最新の情報を取得する。また、アジア地域を中心とした外国の輸出管理制度の運用状況等について把握する。</p> <p>② 懸念国大量破壊兵器等開発・調達動向調査 懸念国における大量破壊兵器等の開発等の動向や、それらに関係している企業等について、調査を行う。これら懸念国における大量破壊兵器等の開発等の動向や関連企業等は年々変化することから、輸出管理の実効性を確保するため、定期的に調査を行い最新の情報を取得する。</p> <p>③ 機微技術動向調査 我が国保有する技術のうち懸念国等による調達のターゲットになり得る技術、それら技術を保有している国内企業等について、調査報告書の提出を求める。これらの技術動向は年々変化することから、輸出管理の実効性を確保するため、定期的に調査を行い最新の情報を取得する。また、機微技術の流出防止に係る諸外国の現状や取組等について調査を行う。</p>	<p>○</p> <table border="1" data-bbox="874 696 1505 824"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警告・行政処分件数</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>① 迂回調達動向調査事業を通じて、大量破壊兵器の製造に携わっている企業や、北朝鮮のフロントカンパニーなどの実名を把握することができるため、それらの企業に対する輸出を効果的に抑止することが可能となる。(こうした情報を踏まえ、懸念のある企業の一覧である「外国ユーザーリスト」として公表している)</p> <p>② 懸念国における大量破壊兵器の開発等に係る動向、調達に関連する企業や、必要としている具体的な技術について収集した情報は、個々の輸出許可申請に対する審査実務の重要な参考資料として活用している。</p> <p>③ 機微技術動向調査を通じて、ターゲットとなりやすい技術や企業の具体的な情報は、上記の調査同様、審査実務の参考資料となるほか、諸外国の動向に関する調査成果は、技術流出の防止策など、制度改正のための基礎資料として活用している。</p>	(指標)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	警告・行政処分件数	2	3	3
(指標)	平成17年度	平成18年度	平成19年度								
警告・行政処分件数	2	3	3								

整理番号	政策(個別事業)	得ようとした効果の明確性	把握された効果の明確性																				
【政策 3】ものづくり・情報・サービス産業政策 【施策 15】ものづくり産業振興																							
22	(1)機械安全技術の普及促進事業	△ 機械安全（リスクアセスメントの実施によって設計段階で安全を確保する本質安全設計概念）がグローバルスタンダードとなりつつある中、我が国の機械産業においても、機械安全技術を取り入れることにより将来にわたり国際競争力を維持していくため、機械安全概念の有効性について分析を行う等各種調査を行い、機械安全技術の普及促進を図る。また、これから安全・安心社会システムを実現するために、機械安全設計を普及させるための社会システムの問題点及びそのニーズを抽出する。具体的には、機械安全設計を前提とした保険制度の検討、導入の際克服すべき問題点について調査を行い、その問題点をクリアにする方策を検討する。	○ <table border="1" data-bbox="874 353 1503 698"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収集した産業事故事例数</td> <td>1,496件</td> <td>500件</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>メーカーアンケート</td> <td>52社</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>メーカーヒアリング</td> <td>32社</td> <td>—</td> <td>10社</td> </tr> <tr> <td>パンフ作成・配布</td> <td>2,000部</td> <td>1,000部</td> <td>1,000部※</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="874 698 1197 728">※平成19年度は報告書を配布</p> <p data-bbox="874 750 1503 891">①機械安全の分野でメーカー及びユーザーが取組を進めている優れた活動事例に係る情報の収集・整理、②メーカー及びユーザーにおける法令改正による影響や取組状況を把握・整理し、その成果を幅広く紹介することを通じ、普及啓発を行った。</p>	(指標)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	収集した産業事故事例数	1,496件	500件	—	メーカーアンケート	52社	—	—	メーカーヒアリング	32社	—	10社	パンフ作成・配布	2,000部	1,000部	1,000部※
(指標)	平成17年度	平成18年度	平成19年度																				
収集した産業事故事例数	1,496件	500件	—																				
メーカーアンケート	52社	—	—																				
メーカーヒアリング	32社	—	10社																				
パンフ作成・配布	2,000部	1,000部	1,000部※																				
23	(2)ものづくり日本大賞関連実施事業	△ 日本の産業や文化を支えてきたものづくりを新しい時代に継承・発展させていくため、その最前線で活躍する人々を表彰し、広く世の中に伝え、ものづくり全般についての国民的関心を高める事で、ものづくりに携わる人材の意欲を高める事を目的としている。	○ <table border="1" data-bbox="874 911 1375 1182"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成19年度</th> <th>平成21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>パンフレット配布数</td> <td>60,000</td> <td>100,000</td> </tr> <tr> <td>応募件数</td> <td>691</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>受賞件数</td> <td>106</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	(指標)	平成19年度	平成21年度	パンフレット配布数	60,000	100,000	応募件数	691	—	受賞件数	106	—								
(指標)	平成19年度	平成21年度																					
パンフレット配布数	60,000	100,000																					
応募件数	691	—																					
受賞件数	106	—																					
24	(3)製造基盤技術実態等調査(委託)	△ <ul style="list-style-type: none"> ・製造業全般にわたる広範なデータ収集や調査研究・分析を行い、それらに基づいた的確な政策の実施を通じ、我が国製造業の国際競争力の維持・向上を図る。 ・「ものづくり基盤技術振興基本法」第8条に基づいて年次報告書（ものづくり白書）を作成し、閣議決定する。また、一般向けに広く普及を図る。 ・「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」に基づく技術の指定・研究開発支援等を実施する上で必要な調査を行い、法律の適切な執行を行う。 	○ <table border="1" data-bbox="874 1232 1252 1503"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ものづくり白書説明会</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>ものづくり白書市販部数</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>ものづくり白書HPアクセス数</td> <td>32,372</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・我が国製造企業の海外展開・国際機能分業の実態、資源・環境制約下における企業行動等の実態や施策を盛り込んだ「2007年版ものづくり白書」を作成。 ・「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」を素形材産業、住宅建材産業等で策定、配布・周知。また、そのフォローアップを実施。 ・REACH規則（欧州の新しい化学品規制）が平成20年6月から運用が開始されるにあたり、「中小企業向けREACH規則の解説書」を作成し、公表・周知。 ・各種の製品・サービスに対して消費者が感じる共感や感性に関するアンケート調査をとりまとめ、「感性価値創造イヤー」の中で紹介。 ・繊維業界の有識者による技術戦略の検討委員会において「技術戦略マップ（繊維分野）」を作成。 ・製紙産業における主要各国とのエネルギー効率比較をとりまとめ、国内の業界団体及び各社に配布。 ・素形材産業の「匠の技」をまとめたDVD制作するとともに、デジタルアーカイブ化しWeb上に掲載し、「ヴァーチャルMONODZUKURI展」として、実施。 	(指標)	平成19年度	ものづくり白書説明会	10	ものづくり白書市販部数	1,000	ものづくり白書HPアクセス数	32,372												
(指標)	平成19年度																						
ものづくり白書説明会	10																						
ものづくり白書市販部数	1,000																						
ものづくり白書HPアクセス数	32,372																						

整理番号	政策(個別事業)	得ようとした効果の明確性	把握された効果の明確性												
			<p>・「石綿(アスベスト)含有建材データベース(平成20年3月版)」を更新・公表。 ほか</p>												
25	(4) 経済協力開発機構鉄鋼委員会分担金(分担金)	△ 加盟各国の鉄鋼産業政策担当官による活発な議論を経て、国際横断的な諸問題の解決に向けた相場観が形成され、各国の産業の基盤である鉄鋼業の健全な発展に資することが事業の目標。	○ <table border="1" data-bbox="874 392 1505 593"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> <th>平成20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開催回数</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>参加国数(累計)</td> <td>61</td> <td>63</td> <td>62</td> </tr> </tbody> </table> <p>・本委員会での活発な議論により、中国の過剰生産能力への牽制、鉄鋼通商問題に関する議論により貿易摩擦懸念の回避、鉄鋼原料を巡る諸課題(原料価格高騰の影響及び原因、原料輸出規制の影響等)についての共通認識形成、競争政策と地球環境対策の調査(各国のCO₂対策の現状把握等)による情報収集等の成果が得られており、我が国鉄鋼業の安定的成長に寄与している。 ・昨年12月に行われた第65回OECD鉄鋼委員会では、併せて鉄鋼原材料に関するワークショップも開催され、原料の高騰問題や寡占化についても議論された。また、世界経済の減速とそれに伴う鉄鋼需要の急激な低下について各国から報告があり、保護主義な動きが台頭してくる懸念を各国間で共有した。これらの情報は我が国鉄鋼業界にも情報提供されており、鉄鋼各社の海外戦略や輸出見通し等にも反映されている。</p>	(指標)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	開催回数	2	2	2	参加国数(累計)	61	63	62
(指標)	平成18年度	平成19年度	平成20年度												
開催回数	2	2	2												
参加国数(累計)	61	63	62												
26	(5) 次世代高度生産システム調査研究事業	△ 次世代の製造技術の高度化に資するため、国内外の製造技術の動向調査を実施して情報収集、分析、検討を行い、その結果を国内に広く普及させ、製造業の高度化に資する。	△ 製造分野における国際共同研究スキームであるIMS(Intelligent Manufacturing Systems「知的生産システム」)国際運営委員会等への参加を通じた国際共同研究の活動状況の情報共有や、参画の機会の提供を産業界に対して行なった。また、海外動向調査や製造業に係る国内動向調査で得られた結果を、講演会やインターネットを通じて産業界に広く情報提供を行なった。調査結果を普及・広報する機会の1つであるワークショップには、100名を越える製造業に係わる若手/中堅技術者から経営者まで幅広い層の人材が参加した。												
27	(6) 皮革産業振興対策調査等委託事業(委託)	△ 我が国皮革産業や海外皮革産業の実態等に関する調査、分析等を行い、その結果をEPA交渉等に向けた政策立案の参考にするとともに、調査、分析等の結果を我が国皮革関連事業者へフィードバックし、また、海外展示会への出展等により日本製皮革製品の良さや認知度を高めるとともに、日本製皮革製品に対する評価を収集して我が国皮革産連事業者にフィードバックすること等により、我が国皮革産業を国際的に競争力を有する事業者集団にする。	○ <table border="1" data-bbox="874 1310 1252 1512"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ジャパンレザーシンポジウム来場者数</td> <td>432人</td> </tr> <tr> <td>海外皮革産業実態調査</td> <td>約100人</td> </tr> </tbody> </table> <p>国内外調査は、貿易統計、工業統計等で得られない情報、諸外国の国内産業に対する影響等が確認でき、業界の状況把握や施策の検討等、WTO、EPA等の交渉時における基礎データとして利用しているところ。また、国内事業者へ国際競争力の必要性を喚起させるため、平成18年度までは調査報告書を皮革関連20以上の業界団体への配布、19年度からは年度末に報告会を開催する等、業界への周知徹底に努めている。また、平成19年度実施の皮革製品をPRするためのシンポジウム開催においては、参加者が400名を越え、アンケート回収率66%を確保することが出来た。シンポジウムの内容、アンケート結果より、国産皮革製品が高い技術力をもって作られているにもかかわらず、ブランド力がなく、消費者にあまり認知されていないという点が分析できた。</p>	(指標)	平成19年度	ジャパンレザーシンポジウム来場者数	432人	海外皮革産業実態調査	約100人						
(指標)	平成19年度														
ジャパンレザーシンポジウム来場者数	432人														
海外皮革産業実態調査	約100人														

整理番号	政策 (個別事業)	得ようとした効果の明確性	把握された効果の明確性												
28	(7)皮革産業振興対策事業費補助金(補助金)	<p>△ 我が国皮革産業を国際競争の中で勝ち抜ける事業者集団とするため、意欲ある事業者・団体等が行う、以下のような高付加価値、国際化、環境対策への取り組みを支援する。</p> <p>1. 皮革産業国際化等推進事業 自らが属する業界の枠を超えることが容易でない皮革産業の各業種において、国際感覚を持った経営者や後継者、従業員を育むためには、他業種を含めた内外の各種関係情報の収集提供とともに、輸入攻勢を掛けてくるアジア、LDC諸国の皮革産業事業者等と意見・情報・技術等の交流を促進する。</p> <p>2. 皮革産業高付加価値化事業 欧米皮革先進国に比べ見劣りがすると指摘されている我が国皮革産業の商品開発力やデザイン力の向上を図るため、全日本革靴工業協同組合連合会主催の「ジャパンシューエキスポ」や協同組合資材連主催の「東京レザーフェア」等への支援を行い、関連業種間・異業種間のみならず、消費者と直接交流する場を提供するとともに、優れた皮革製品に触れること等により皮革産業事業者の意識改革を図る。</p> <p>3. 製革業公害防止対策 近年の環境意識の高まりにかんがみ、環境対策を行わない産業は、産業としての持続性に乏しいことから、省クロム化に向けた取組等を通じたエコレザーの普及促進等、皮革産業が行う環境対策について支援を行う。</p>	<p>○</p> <table border="1" data-bbox="874 297 1377 517"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>皮革産業国際化等推進事業(調査及び交流派遣等の対象国)</td> <td>8国</td> <td>11国</td> </tr> <tr> <td>皮革産業人材育成事業への参加</td> <td>743人</td> <td>497人</td> </tr> </tbody> </table> <p>製革業公害防止対策事業では、製造過程で排出される排水中のクロム含有量を減少させるため、クロム使用量を抑えた製革技術の実用化を行っており、平成19年度までに排水中クロム含有量を60～90%減少させることに成功している。また、平成14年度～平成18年度に行った環境対応革開発実用化事業で、日本初の革中の化学物質検査基準を策定し、日本環境協会の「エコマーク」を取得するための革基準の一つとして採用されることになった。平成19年度で新たに補助事業としたエゾシカ及びダチョウの皮の実用化については、靴、鞆等の製品化をするための課題の抽出を行い、次年度以降の事業化に向けた大きな成果を上げた。</p>	(指標)	平成18年度	平成19年度	皮革産業国際化等推進事業(調査及び交流派遣等の対象国)	8国	11国	皮革産業人材育成事業への参加	743人	497人			
(指標)	平成18年度	平成19年度													
皮革産業国際化等推進事業(調査及び交流派遣等の対象国)	8国	11国													
皮革産業人材育成事業への参加	743人	497人													
29	(8)地方皮革産業振興対策事業費補助金(補助金)	<p>△ 皮革産業の産地を抱える、東京都、兵庫県、大阪府、和歌山県といった地方自治体が行う、地域独自の事情を踏まえた競争力の強化を図るため講じる施策を補助する。</p> <p>1. 地方皮革産業需要開拓事業 産地の特色を生かした商品の見本市への出展、地域性豊かな商品を製造するデザイナーの育成を目的としたデザインコンテスト等を実施し、新規需要の開拓を行う地方公共団体に補助金を交付する。</p> <p>2. 皮革産業技術者研修等事業 皮革産業従業者の技術力、デザイン力等を向上させるため、国内外の研修機関への派遣、研修会・講習会の開催を行う地方公共団体に補助金を交付する。</p>	<p>○</p> <table border="1" data-bbox="874 1364 1377 1632"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国際見本市事業の受注件数</td> <td>300件</td> <td>245件</td> </tr> <tr> <td>巡回指導を行った回数</td> <td>64回</td> <td>64回</td> </tr> <tr> <td>海外靴学校に派遣した人数</td> <td>2人</td> <td>2人</td> </tr> </tbody> </table>	(指標)	平成18年度	平成19年度	国際見本市事業の受注件数	300件	245件	巡回指導を行った回数	64回	64回	海外靴学校に派遣した人数	2人	2人
(指標)	平成18年度	平成19年度													
国際見本市事業の受注件数	300件	245件													
巡回指導を行った回数	64回	64回													
海外靴学校に派遣した人数	2人	2人													

整理番号	政策(個別事業)	得ようとした効果の明確性	把握された効果の明確性																
		<p>3. 零細皮革産業技術指導事業 公設試験場等の研究者等が産地零細企業を訪問し、皮革・皮革製品製造工程の管理手法や化学的知見等について巡回指導・相談等を行う地方公共団体に補助金を交付する。</p>																	
30	(9)アスベスト代替化対策事業費補助金	○ 適用除外製品等のうち、化学プラントや鉄鋼プラントなどで用いられるジョイントシートガasket等のシール材の製造等を、原則として平成20年中に禁止できるようにし、国民生活の安全と安心をいち早く確保する。また、使用済みとなったアスベスト含有シール材の除去回収ガイドラインの作成及び無害化処理システムの技術調査を行い、その結果を作業者の暴露防止及び無害化処理装置の開発促進に寄与させる。	○ 厚生労働省では、平成20年4月に「石綿等の全面禁止に係る適用除外製品等の代替化等検討会」の報告書を取りまとめたが、この検討会には本事業の補助を受けた代替製品メーカーの研究成果が報告され、ジョイントシートガasket等のシール材に関する適用除外製品等の見直しに考慮された。 なお、この報告書では「(1) 適用除外製品等の製造等を原則として平成20年中に禁止する。(2) ただし、国民の安全の確保上なお適用除外製品等の使用が必要であり、かつ、代替化等が困難であると判断されたものについては、その用途・使用条件及び代替可能となる期日について明らかにした上で、引き続き製造等の禁止の措置を猶予する。」とされた。これに基づいて、代替化が可能となった適用除外製品等の製造等を禁止するために労働安全衛生法施行令が改正され、平成20年12月(一部は21年1月)に施行された。 また、アスベスト含有シール材除去回収ガイドラインの作成・普及により、作業者の暴露防止に寄与した。さらに、無害化処理システムの技術調査の結果を踏まえ現在無害化処理装置の開発が進められている。																
31	(10)べつ甲等資源確保対策事業	△ 人工繁殖技術の開発を行うとともに、飼育実証試験の規模を拡充し、製品化に耐え得る甲の厚さ、大きさ、色を実現するための飼育条件(餌、光量、水温等)の解明及び将来の実用化につなげるための効率的で低コストの増養殖技術の確立(餌の見直し)が必要。 養殖の実用化に向け、養殖事業化施設の規模、事業予定地、生産効率と事業採算性、運営形態について、べつ甲産地(長崎、東京)の事業者、研究機関(水族館等)及び自治体(沖縄県、石垣市)の自治体の協力を得て調査を進め、養殖実用化計画を策定する。	○ <table border="1" data-bbox="874 1059 1505 1332"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイマイ産卵数</td> <td>515</td> <td>907</td> <td>1,013</td> </tr> <tr> <td>タイマイ孵化数</td> <td>106</td> <td>197</td> <td>285</td> </tr> <tr> <td>国際機関等派遣数</td> <td>7</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <p>国内タイマイ増養殖事業については、各研究機関において、50cm程度の4歳令まで成長させるという初期段階には成功。さらに、平成17年度において人工飼育したタイマイ(3才)の甲羅を使ってべつ甲製品(小物)の試作にも成功している。</p>	(指標)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	タイマイ産卵数	515	907	1,013	タイマイ孵化数	106	197	285	国際機関等派遣数	7	2	2
(指標)	平成17年度	平成18年度	平成19年度																
タイマイ産卵数	515	907	1,013																
タイマイ孵化数	106	197	285																
国際機関等派遣数	7	2	2																
32	(11)安全知識循環型社会構築事業(委託)	○ 子どもの事故の情報収集・分析・共有システムの構築を目指して、事業を行う。 情報の活用体制としては、医療関係機関からの情報提供、情報データベース管理者と国の機関(国民生活センター等)との情報連携、管理者から業界団体への定期的な情報提供等を行うことで、継続的な活用体制を目指す。 具体的目標としては、以下の通り。 情報収集…発生状況・経緯等の事故予防に資する詳細な情報を5,000件収集する。 事故情報分析…上記情報収集により得られた情報から、重篤で頻度の高いものを対象に10~15件分析する。 情報共有・発信…情報収集した5,000件を、HP上に検索できる形式で提示する。	○ <table border="1" data-bbox="874 1507 1377 1709"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成19年度</th> <th>平成20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情報収集数</td> <td>1,112</td> <td>4,400 (1月時点)</td> </tr> <tr> <td>情報分析数</td> <td>3</td> <td>実施中</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成19年度の成果物は、以下のような結果となった。今後は更なる情報収集を行う予定。 事故情報収集：1,112件 事故情報分析：3件(転倒・転落事故、指はさみ事故、頭部傷害事故) 情報発信HP『キッズデザインの輪』へのアクセス件数：10,000件(5/19の開設後の10日間)</p>	(指標)	平成19年度	平成20年度	情報収集数	1,112	4,400 (1月時点)	情報分析数	3	実施中							
(指標)	平成19年度	平成20年度																	
情報収集数	1,112	4,400 (1月時点)																	
情報分析数	3	実施中																	

整理番号	政策(個別事業)	得ようとした効果の明確性	把握された効果の明確性																								
33	(12) 健康情報基盤整備事業(補助)	△ 人間の身体特性データに関する知的基盤が整備・活用されるようになることによって、製品・サービスの開発・評価など新たなビジネスシーズを発掘することができ、業種横断的なサービスの向上などに活用されることが可能となる。また、被計測者にとっても入力データをいつでも振り返って試みることで、過去の変遷を把握することによって健康維持に役立てることができるとともに、政府が国民の健康データに関する知的基盤として有効活用することが可能であり、少子高齢化社会の対応の基礎データとして活用できる。	○ <table border="1" data-bbox="874 300 1252 571"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被計測者数</td> <td>158名</td> </tr> <tr> <td>計測項目</td> <td>19項目</td> </tr> <tr> <td>開発・評価された製品・サービス数</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>	(指標)	平成19年度	被計測者数	158名	計測項目	19項目	開発・評価された製品・サービス数	5																
(指標)	平成19年度																										
被計測者数	158名																										
計測項目	19項目																										
開発・評価された製品・サービス数	5																										
34	(13) 伝統的工芸品産業振興補助金(補助)	△ 「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」(昭和49年制定)の規定に基づき、伝統的工芸品産業振興協会が実施する①人材確保及び技術・技法継承事業、②産地指導事業、③普及推進事業並びに④需要開拓事業に対し補助金を交付することにより、伝統的工芸品産業の振興を図る。	○ <table border="1" data-bbox="874 734 1500 1003"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規認定伝統工芸士数</td> <td>115名</td> <td>133名</td> <td>234名</td> </tr> <tr> <td>学生・社会人への実演・研修の受講者</td> <td>95件 1.8万人</td> <td>105件 4.5万人</td> <td>127件 5.2万人</td> </tr> <tr> <td>デザイナー等とのマッチング件数</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>40社 52件</td> </tr> </tbody> </table> <p>・伝統工芸士認定数：平成15～19年度累計806人 ・児童等への教育事業の受講者：平成17年度(568件、3.9万人) → 平成19年度(765件、5.2万人) ・表示に関する検査体制の指導件数：平成19年度36産地 ・図画・作文コンクールへの応募件数：平成19年度(図画116校726件、作文359校1,422件) ・全国伝統的工芸品センターへの入場者数：平成19年度(年間144,000人、月平均12,000人) ・伝統的工芸品産業コンクール展示会への応募作品数：平成19年度(233工芸品、403点)</p>	(指標)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	新規認定伝統工芸士数	115名	133名	234名	学生・社会人への実演・研修の受講者	95件 1.8万人	105件 4.5万人	127件 5.2万人	デザイナー等とのマッチング件数	—	—	40社 52件								
(指標)	平成17年度	平成18年度	平成19年度																								
新規認定伝統工芸士数	115名	133名	234名																								
学生・社会人への実演・研修の受講者	95件 1.8万人	105件 4.5万人	127件 5.2万人																								
デザイナー等とのマッチング件数	—	—	40社 52件																								
35	(14) 伝統的工芸品産業支援補助金(補助)	△ 「伝統的工芸品産業の振興に関する法律(伝産法)」の規定により認定された振興計画等(共同振興計画、活性化計画、連携活性化計画、支援計画)に基づき、伝統的工芸品産地の製造協同組合等が主体的に取り組む人材育成事業や需要開拓事業等に対し、同法第16条に基づき事業費の一部を補助し、伝統的工芸品産業の振興を図る。	○ <table border="1" data-bbox="874 1310 1500 1720"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>後継者育成事業</td> <td>39件</td> <td>37件</td> <td>33件</td> </tr> <tr> <td>需要開拓事業</td> <td>39件</td> <td>41件</td> <td>59件</td> </tr> <tr> <td>地域人材育成・交流支援事業</td> <td>1件</td> <td>2件</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>産地活性化事業</td> <td>11件</td> <td>14件</td> <td>16件</td> </tr> <tr> <td>産地プロデューサー事業</td> <td>3件</td> <td>1件</td> <td>0件</td> </tr> </tbody> </table> <p>・平成19年度は110件、186百万円の交付実績(平成16FY:150件、150百万円、17FY:93件、120百万円、18FY:110件140百万円)。 ・具体的な成果事例は次のとおり。 -人材育成(博多織)：博多織デベロップメントカレッジにおける能力開発教育。(平成18年度12名、平成19年度13名、3,512時間/2年) -新商品開発(岐阜提灯)：LED使用製品等14点の商品開発。 -需要開拓(本場大島紬)：観光と連携した大島紬試着(対象140名)事業の実施。 -産地間連携(越前漆器)：越前、山中、輪島の3漆器産地の技術を結集して新商品を開発。</p>	(指標)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	後継者育成事業	39件	37件	33件	需要開拓事業	39件	41件	59件	地域人材育成・交流支援事業	1件	2件	2件	産地活性化事業	11件	14件	16件	産地プロデューサー事業	3件	1件	0件
(指標)	平成17年度	平成18年度	平成19年度																								
後継者育成事業	39件	37件	33件																								
需要開拓事業	39件	41件	59件																								
地域人材育成・交流支援事業	1件	2件	2件																								
産地活性化事業	11件	14件	16件																								
産地プロデューサー事業	3件	1件	0件																								

整理番号	政策(個別事業)	得ようとした効果の明確性	把握された効果の明確性																
			-産地プロデューサー事業(壺屋焼):産地プロデューサーの指導のもと、地元商店街における伝産品のコーディネイト、新商品開発等を実施。																
36	(15) 伝統的工芸品生産基盤対策調査等委託費	△ 平成16～20年度に実施した伝統的工芸品産業調査により、用具、原材料等の生産基盤に関する受給両サイドの現状と課題についての情報は整備された。 これら情報を基に、指定工芸品産地が、情報ネットワーク等を活用して生産基盤の安定供給を図るためのモデル事業を選定し、事業の立ち上げを支援するとともに、これらモデル事業の取組を広く国内の伝統的工芸品産地等に啓発・拡大させ、もって伝統的工芸品産地全体の生産基盤強化を図る。	○ <table border="1" data-bbox="874 387 1505 663"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情報収集</td> <td>208件</td> <td>208件</td> <td>199件</td> </tr> <tr> <td>分析</td> <td>1件</td> <td>17件</td> <td>10件</td> </tr> <tr> <td>対象</td> <td>生産基盤需用者</td> <td>生産基盤需用者</td> <td>生産基盤供給者</td> </tr> </tbody> </table>	(指標)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	情報収集	208件	208件	199件	分析	1件	17件	10件	対象	生産基盤需用者	生産基盤需用者	生産基盤供給者
(指標)	平成17年度	平成18年度	平成19年度																
情報収集	208件	208件	199件																
分析	1件	17件	10件																
対象	生産基盤需用者	生産基盤需用者	生産基盤供給者																
37	(16) 生活関連産業ブランド育成事業(補助)	△ 我が国の優れた生活関連製品の魅力を海外の著名な展示会への出展等を通じて発信し、海外市場における我が国生活関連産業の訴求力を高め、より多くの取引(成約)に繋げる。併せて、将来的には我が国中小企業等が自ら海外に打って出られるよう、海外展開に係る課題抽出及びノウハウを蓄積し、中小企業等の事業者への啓発を図る。	○ <table border="1" data-bbox="874 786 1377 992"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成19年度</th> <th>平成20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>応募商品数</td> <td>336</td> <td>669</td> </tr> <tr> <td>成約数</td> <td>105</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	(指標)	平成19年度	平成20年度	応募商品数	336	669	成約数	105	—							
(指標)	平成19年度	平成20年度																	
応募商品数	336	669																	
成約数	105	—																	
38	(17) 航空機開発助成事業費交付金	△ 航空機工業振興法に基づく指定開発機関((財)航空機国際共同開発促進基金)に対して、同機関が行う開発助成事業に必要な資金を交付する。これにより、我が国航空機産業の基盤技術力を強化し、将来の国際共同開発プロジェクトへのより高いレベルでの参画、我が国主導の航空機開発の実現を図る。航空機産業は最先端技術が集積した製品であり、これら技術から他輸送機器、エネルギー機器等の産業群の創出に資する。	○ <p>【機体】 〈昭和61年度〉B767:15%→〈平成3年度〉B777:21%→〈平成16年度〉B787:35%</p> <p>【エンジン】 〈昭和61年度〉中型V2500:23%→〈平成8年度〉小型CF34:30%→〈平成17年度〉大型787用:15%</p>																
39	(18) 防衛産業調査研究委託費	△ 防衛産業を巡る環境変化及び防衛産業の構造変化を見極め、我が国防衛産業の体質強化及びその健全性維持のための施策・制度の企画・立案に資すること。また、最新の技術動向を取りまとめ、貿易管理当局による適切な業務の執行に資すること。	○ <table border="1" data-bbox="874 1420 1505 1547"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> <th>平成20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>品目数(武器技術管理便覧)</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>武器技術管理便覧は、毎年度最新情報に基づいて品目を定めて武器及びその技術について整理している。なお、平成21年度には「武器技術管理便覧」の最新状況の把握を終えることから、平成22年度以降は輸出管理審査の観点から武器を詳解した「武器輸出管理便覧」の作成に着手する予定。 防衛産業の技術基盤調査については、平成16年度において防衛装備品を構成する技術の分類表の作成等、平成17年度において防衛装備品の生産基盤の分類表の作成等、平成18年度において国内生産・技術基盤の維持・育成の方向性等、平成19年度において防衛装備品に適用の可能性のある民生技術の抽出等、平成20年度においてNCO(Network Centric Operation)に関連する技術等について調査研究を行った。</p>	(指標)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	品目数(武器技術管理便覧)	3	3	3								
(指標)	平成18年度	平成19年度	平成20年度																
品目数(武器技術管理便覧)	3	3	3																

整理番号	政策(個別事業)	得ようとした効果の明確性	把握された効果の明確性												
40	(19) 経済協力開発機構科学技術政策委員会拠出金	△ ・OECDでのバイオ分野の各種国際基準、ガイドライン、政策提言が我が国産業界にとって有利なものとなるよう、今後ともOECDに応分の負担をすることにより、OECD内での発言力強化。 ・OECDにおいて作成されたガイドライン等を基に我が国において指針等を作成することにより、我が国のバイオテクノロジーの環境利用の促進に貢献するとともに、海外への事業展開の促進を期待。	△ ・最近の主な成果は次のとおり。 遺伝子関連発明のライセンスに関するガイドラインの作成(2006年2月理事会採択。「ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑化に関する指針」(総合科学技術会議平成19年3月)に引用されている) 遺伝子検査の質の保証のためのガイドラインの作成(2007年5月理事会採択) 生物資源センターのグローバル・ネットワークに関する検討(日本からの提案で開始。最終取りまとめ作業中) ・現在、我が国からの提案により、環境対策を目的とした開放系におけるバイオテクノロジーの活用に関する検討を開始したところ												
41	(20) 国際ゴム研究会(分担金)	△ ○我が国産業界におけるゴムの安定調達の確保に資するべく、国際ゴム研究会におけるゴムに係る適切な国際統計の作成を通じて、国際需給動向等の正確な把握を確保すること。 ○国際ゴム研究会への参加に伴う、各種データ・情報の入手、主要な生産国及び消費国との意見交換を通じて、国際需給動向等の適切な把握が確保されている。	○ <table border="1" data-bbox="874 696 1501 898"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> <th>平成20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ゴムの需給動向の策定</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>世界のゴムの生産、消費、輸出入等に係る国際統計の作成</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table>	(指標)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	ゴムの需給動向の策定	1	1	1	世界のゴムの生産、消費、輸出入等に係る国際統計の作成	6	6	6
(指標)	平成18年度	平成19年度	平成20年度												
ゴムの需給動向の策定	1	1	1												
世界のゴムの生産、消費、輸出入等に係る国際統計の作成	6	6	6												
42	(21) バイオインダストリー安全対策調査	△ ・安全性に関する情報を集積したデータベースの拡充 微生物の特性(人に対する病原性、微生物の産業利用情報)等の情報データベースの拡充を図り、バイオテクノロジーの産業促進に貢献する。 ・自然環境下における微生物管理手法の策定 環境対策として効果が認められる微生物を自然環境下で利用するバイオレメディエーション等の産業化に伴う安全性についての検討を行い、安全性を確保する。	○ <table border="1" data-bbox="874 987 1251 1111"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録微生物種の数</td> <td>69,944</td> </tr> </tbody> </table> ※平成19年度から一般公開 ・微生物の安全性に関する情報を集積したデータベース 本予算を用いて組換えDNA技術工業化指針の技術情報データベースを平成13年度までに構築し、平成15年度から平成16年度にかけてカルタヘナ法に対応したものに再構築を行い、平成17年4月に公開を行った。その後も更新を続けることにより機能及び情報の充実を図った。 ・自然環境下における微生物管理手法の策定 土壌及び水環境中の微生物の挙動解析に用いるDNA抽出方法の検証を実施した。	(指標)	平成19年度	登録微生物種の数	69,944								
(指標)	平成19年度														
登録微生物種の数	69,944														
43	(22) バイオ事業化に伴う生命倫理問題等に関する研究	△ ・ヒト組織に関する研究開発や産業利用に当たって必要になると考えられる生命倫理や制度など個々の基本的な事項を整理・蓄積し、今後の産業利用の本格化に当たって必要となる倫理指針やガイドラインの作成に活用。 ・ヒト組織の利用等、バイオテクノロジーの利活用に関して国民が抱く不安感の軽減・解消。	○ <table border="1" data-bbox="874 1402 1501 1547"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> <th>平成20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バイオ学園アクセス数(月平均)</td> <td>1,475</td> <td>1,218</td> <td>2,785</td> </tr> </tbody> </table> ・個人遺伝情報の取り扱いの実態を取りまとめ、「経済産業分野のうち個人遺伝情報を用いた事業分野における個人情報保護ガイドライン」(平成16年12月)の策定に貢献。 ・生命倫理問題、バイオテクノロジーへの国民理解促進のための講演会等 ・ヒト組織を産業利用する際に考慮すべき事項について、産業界側の視点を取り入れた形で取りまとめ ・webサイト「みんなのバイオ学園」(2008年度平均アクセス数:約2,800件/月)	(指標)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	バイオ学園アクセス数(月平均)	1,475	1,218	2,785				
(指標)	平成18年度	平成19年度	平成20年度												
バイオ学園アクセス数(月平均)	1,475	1,218	2,785												

整理番号	政策 (個別事業)	得ようとした効果の明確性	把握された効果の明確性								
44	(23) 生物多様性条約に基づく遺伝資源へのアクセス促進事業	<p>△ (目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ A B S の制度の国内業界に対する普及と制度の遵守 ・ 名古屋で開催される C O P 10 に向けた A B S 交渉の円滑な推進に向けた情報の収集、分析、検討と重要交渉相手国への我が国の主張の働きかけ <p>(効果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 我が国の遺伝資源利用企業等が A B S の制度を理解、遵守した行動をとることにより、 C O P 10 において現行制度を基本とした国際枠組みの策定を目指す我が国の交渉の円滑化に資する。 	<p>△ 2008年5月に開催されたCOP9においては、我が国の立場を損ねることなく円滑に交渉が行われ、2010年に名古屋において開催されるCOP10へ向け引き続き議論が行われることとなった。</p>								
45	(24) 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律施行対策（委託）	<p>△</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 以下の効果を得ることにより、法の適正な運用が可能となり、遺伝子組換え生物の産業利用の安全性確保に資することが可能となる。 ・ 遺伝子組換え生物に関する最新の動向調査等を通じ、遺伝子組換え生物の検出や収去方法等の技術やノウハウの蓄積を図ることにより、年々複雑化・高度化する遺伝子組換え技術に対応することが可能となる。 ・ 検出実験結果等を踏まえ、検出技術等の高度化及び収去方法の体系化（マニュアルの策定）を図ることにより、効率的な法の施行体制を整備できる。 	<p>△</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 遺伝子組換え生物の製品中及び環境中への漏洩時における立入検査及び収去マニュアルを作成した。 ・ 産業利用されている遺伝子組換え生物のうち、法に基づき経済産業大臣の確認を受けた微生物宿主、プラスミドベクター及び研究等の分野で高頻度で使用されているプラスミドベクターの塩基配列情報を収集・整理し、プライマーライブラリーを作成した。 								
46	(25) 先端技術・経済活性化枠（航空機国際共同開発促進）（金融機関：日本政策投資銀行）	<p>△ 航空機工業振興法に基づく指定開発機関（(財)航空機国際共同開発促進基金）に対して、同機関が行う開発助成事業に必要な資金を交付する。これにより、我が国航空機産業の基盤技術力を強化し、将来の国際共同開発プロジェクトへのより高いレベルでの参画、我が国主導の航空機開発の実現を図る。航空機産業は最先端技術が集積した製品であり、これら技術から他輸送機器、エネルギー機器等の産業群の創出に資する。</p>	<p>○ 【機体】 〈昭和61年度〉B767:15%→〈平成3年度〉B777:21%→〈平成16年度〉B787:35% 【エンジン】 〈昭和61年度〉中型V2500:23%→〈平成8年度〉小型CF34:30%→〈平成17年度〉大型787用:15%</p>								
47	(26) 環境負荷の低減に資する自動車の普及促進（低公害車取得事業、新長期規制車取得事業）	<p>△ 運輸部門における大気汚染問題や、地球温暖化問題への対応のため、低公害車、最新規制対応車の普及を促すとともに、その普及を通じて技術的ブレークスルーを促し、自動車産業の国際競争力の強化を図るため、その実施に必要な資金の貸付に関し、貸付利率、貸付限度等に特例を設けるもの。</p> <p>(貸付対象) 天然ガス自動車、電気自動車、ハイブリッド自動車または、新長期規制適合車のうち、ディーゼル車 (資金使途) 天然ガス自動車、電気自動車、ハイブリッド自動車または、新長期規制適合車のうち、ディーゼル車を取得するために必要な設備資金 (金利) 政策金利 I (融資比率) 40%</p>	<p>○</p> <table border="1" data-bbox="874 1480 1501 1608"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>クリーンエネルギー自動車の普及台数(万台)</td> <td>33</td> <td>42</td> <td>51</td> </tr> </tbody> </table>	(指標)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	クリーンエネルギー自動車の普及台数(万台)	33	42	51
(指標)	平成17年度	平成18年度	平成19年度								
クリーンエネルギー自動車の普及台数(万台)	33	42	51								

整理番号	政策(個別事業)	得ようとした効果の明確性	把握された効果の明確性												
48 49	(27)自動車NOx・PM法関連(低公害車取得事業、新長期排出ガス規制適合車取得事業)(中小企業者向け業務) (28)自動車NOx・PM法関連(低公害車取得事業、新長期排出ガス規制適合車取得事業)(国民一般向け業務)	△ 運輸部門における大気汚染問題や、地球温暖化問題への対応のため、低公害車、最新規制対応車の普及を促すとともに、その普及を通じて技術的ブレークスルーを促し、自動車産業の国際競争力の強化を図るため、その実施に必要な資金の貸付に関し、貸付利率、貸付限度等に特例を設けるもの。 (貸付対象) 天然ガス自動車、電気自動車、ハイブリッド自動車または、新長期規制適合車のうち、ディーゼル車 (資金使途) 天然ガス自動車、電気自動車、ハイブリッド自動車または、新長期規制適合車のうち、ディーゼル車を取得するために必要な設備資金 (貸付限度) 国民一般向け業務: 7,200万円 中小企業者向け業務: 直接貸付7億2千万円 代理貸付一般貸付のほか1億2千万円 (貸付期間) 15年以内 (貸付利率) 国民一般向け業務: 特別利率② 中小企業者向け業務: 基準利率、ただし、4億円を限度として特別利率②	○ <table border="1" data-bbox="874 300 1508 427"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>クリーンエネルギー自動車の普及台数(万台)</td> <td>33</td> <td>42</td> <td>51</td> </tr> </tbody> </table>	(指標)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	クリーンエネルギー自動車の普及台数(万台)	33	42	51				
(指標)	平成17年度	平成18年度	平成19年度												
クリーンエネルギー自動車の普及台数(万台)	33	42	51												
50	(29)住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税制度の特例	○ ・世代間の資産の有効活用による住宅投資の活性化を図るとともに、住宅取得者の自己資金の充実による良質な住宅ストックの形成と居住水準の向上を図る。 ・最低居住面積水準未達率4.6%(平成15年)→0%(平成27年) ・子育て世帯における誘導居住面積水準達成率全国42%(平成15年)→50%(平成22年) 大都市圏37%(平成15年)→50%(平成27年)	○ <table border="1" data-bbox="874 1039 1508 1240"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> <th>合計(平成15~20年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>贈与件数(人)</td> <td>26,636</td> <td>32,258</td> <td>112,337</td> </tr> <tr> <td>贈与金額(百万円)</td> <td>400,379</td> <td>366,093</td> <td>1,551,184</td> </tr> </tbody> </table> 平成15年度における誘導居住水準達成率は56.1%(子育て世帯42.3%)、最低居住水準未達の世帯は4.6%(子育て世帯6.3%)となっている。 なお、建設統計年報(新たに着工される建築物等についての統計)によれば、50㎡(4人の世帯の最低居住水準)未達の住宅(持家)は、平成19年度1.9%となっている。	(指標)	平成17年度	平成18年度	合計(平成15~20年度)	贈与件数(人)	26,636	32,258	112,337	贈与金額(百万円)	400,379	366,093	1,551,184
(指標)	平成17年度	平成18年度	合計(平成15~20年度)												
贈与件数(人)	26,636	32,258	112,337												
贈与金額(百万円)	400,379	366,093	1,551,184												
51	(30)石油化学製品製造用輸入ナフサ等に係る石油石炭税免税措置	△ ・ものづくり産業におけるイノベーションの促進や、国際事業展開の支援、差別化・高付加価値化の促進、さらには安全・安心な国民生活や環境問題の解決に繋がるものづくり等を推進することによって、我が国製造業の国際競争力強化を実現するとともに、我が国経済の活性化や国民生活の質の向上を図る。 ・我が国製造業の国際競争力の強化を図るため、幅広い産業で活用される石油化学製品の低廉かつ安定的な供給を図る。 具体的には、石油化学製品の製造用に使用する原油、石油製品及びガス状炭化水素を引取る場合における、原料調達条件の国際的なイコール・フットィングを確保する。	△ <table border="1" data-bbox="874 1442 1508 1570"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成19年度</th> <th>平成20年度</th> <th>合計(平成16~20年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減税実績額(億円)</td> <td>556</td> <td>599(見込み)</td> <td>2,958(見込み)</td> </tr> </tbody> </table>		平成19年度	平成20年度	合計(平成16~20年度)	減税実績額(億円)	556	599(見込み)	2,958(見込み)				
	平成19年度	平成20年度	合計(平成16~20年度)												
減税実績額(億円)	556	599(見込み)	2,958(見込み)												

整理番号	政策(個別事業)	得ようとした効果の明確性	把握された効果の明確性								
52	(31) 移出又は引取りに係る揮発油の特定用途免税措置(ゴム製品、電気絶縁塗料、接着剤の製造用)	<p>△</p> <ul style="list-style-type: none"> ものづくり産業におけるイノベーションの促進や、国際事業展開の支援、差別化・高付加価値化の促進、さらには安全・安心な国民生活や環境問題の解決に繋がるものづくり等を推進することによって、我が国製造業の国際競争力強化を実現するとともに、我が国経済の活性化や国民生活の質の向上を図る。 我が国製造業の国際競争力の強化を図るため、幅広い産業で活用されるゴム製品等の基礎材の低廉かつ安定的な供給を図る。 <p>具体的には、ゴム製品等の製造に使用する揮発油を調達する際における、原料調達条件の国際的なイコール・フットィングを確保する。</p>	<p>△</p> <table border="1" data-bbox="874 300 1500 479"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> <th>合計(平成16~19年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(参考) 特定用途(ゴムの溶剤用、接着剤の製造用、電気絶縁塗料の製造用) 免税揮発油の推移(KL)</td> <td>20,136</td> <td>19,525</td> <td>84,484</td> </tr> </tbody> </table>		平成18年度	平成19年度	合計(平成16~19年度)	(参考) 特定用途(ゴムの溶剤用、接着剤の製造用、電気絶縁塗料の製造用) 免税揮発油の推移(KL)	20,136	19,525	84,484
	平成18年度	平成19年度	合計(平成16~19年度)								
(参考) 特定用途(ゴムの溶剤用、接着剤の製造用、電気絶縁塗料の製造用) 免税揮発油の推移(KL)	20,136	19,525	84,484								
53	(32) 石油化学製品の製造のため消費される揮発油の免税等	<p>△</p> <ul style="list-style-type: none"> ものづくり産業におけるイノベーションの促進や、国際事業展開の支援、差別化・高付加価値化の促進、さらには安全・安心な国民生活や環境問題の解決に繋がるものづくり等を推進することによって、我が国製造業の国際競争力強化を実現するとともに、我が国経済の活性化や国民生活の質の向上を図る。 我が国製造業の国際競争力の強化を図るため、幅広い産業で活用される石油化学製品の低廉かつ安定的な供給を図る。 <p>具体的には、石油化学製品の製造に使用する揮発油について、原料調達条件の国際的なイコール・フットィングを確保する。</p>	<p>△</p> <table border="1" data-bbox="874 770 1500 896"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成19年度</th> <th>平成20年度</th> <th>合計(平成16~20年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減税実績額(億円)</td> <td>39,142 (見込み)</td> <td>39,941 (見込み)</td> <td>197,076 (見込み)</td> </tr> </tbody> </table>		平成19年度	平成20年度	合計(平成16~20年度)	減税実績額(億円)	39,142 (見込み)	39,941 (見込み)	197,076 (見込み)
	平成19年度	平成20年度	合計(平成16~20年度)								
減税実績額(億円)	39,142 (見込み)	39,941 (見込み)	197,076 (見込み)								
54	(33) 鉄鋼・コークス・セメントの製造に使用する石炭の石油石炭税免税措置	<p>△</p> <ul style="list-style-type: none"> 鉄鋼業、コークス業、セメント産業は、産業社会発展を支える基盤的な産業であるが、近年、中国等の生産が増大するなど、厳しい国際環境にさらされている。平成15年より本免税措置がなされているが、現在においても、上記産業において石炭は主要原料となっており、製品価格に占めるウェイトは大きく、原料として使用する石炭を他の原料によって代替することは困難である。よって、上記産業の国際競争力を確保する一方、当該産業により製造される製品の低廉かつ安定的な供給を図り国民生活の向上を目指すため、所要の税制措置を講ずる。 鉄鋼、コークス、セメントの製造に使用する石炭に係る石油石炭税を免除することにより、我が国の基盤的な産業における国際競争力を確保する一方、当該産業により製造される製品の低廉かつ安定的な供給を図り、もって国民生活の向上を目指す。 	<p>△</p> <table border="1" data-bbox="874 1240 1500 1366"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> <th>合計(平成15~19年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減税実績額(億円)</td> <td>340</td> <td>535</td> <td>1,481</td> </tr> </tbody> </table>		平成18年度	平成19年度	合計(平成15~19年度)	減税実績額(億円)	340	535	1,481
	平成18年度	平成19年度	合計(平成15~19年度)								
減税実績額(億円)	340	535	1,481								

整理番号	政策 (個別事業)	得ようとした効果の明確性	把握された効果の明確性												
55	(34) 植林費の損金算入の特例制度	<p>○ ・環境問題の解決に繋がるものづくりを推進することによって、我が国製造業の国際競争力強化を実現するとともに、我が国経済の活性化や国民生活の質の向上を図る。</p> <p>・安全・安心で持続可能な社会の実現</p> <p>国民が安全・安心・快適な生活を営める生活環境を創出する。また、地球環境対策の推進による持続可能な社会の実現に向けて、経済成長と温室効果ガスの排出削減の双方の実現を目指す。具体的には、最大1,300万炭素トン（1990年総排出量比3.8%分）の森林による吸収を確保する。</p>	<p>○</p> <table border="1" data-bbox="874 297 1377 427"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>森林による吸収量 (万炭素トン)</td> <td>966</td> <td>1,015</td> </tr> </tbody> </table>	(指標)	平成17年度	平成18年度	森林による吸収量 (万炭素トン)	966	1,015						
(指標)	平成17年度	平成18年度													
森林による吸収量 (万炭素トン)	966	1,015													
56	(35) 特定の資産の買換の場合の課税の特例	<p>○ ・ものづくり産業におけるイノベーションの促進や、国際事業展開の支援、差別化・高付加価値化の促進、さらには安全・安心な国民生活や環境問題の解決に繋がるものづくり等を推進することによって、我が国製造業の国際競争力強化を実現するとともに、我が国経済の活性化や国民生活の質の向上を図る。企業の所有する長期保有土地等を活用した設備投資需要を喚起するとともに、企業立地を促進することにより、我が国企業の国際競争力強化を図る。</p> <p>・我が国製造業の国際競争力の強化を図るため、中・短期的には、以下の4つの柱を推進していく。</p> <p>最終的には、2015年（平成27年）には2004年（平成16年）に比して、我が国製造業における付加価値額の25%増加を達成することを目標とする。</p> <p>(1)イノベーションの推進による新産業群の創出 (2)生活文化産業の高付加価値化・差別化の実現 (3)安全・安心で持続可能な社会の実現 (4)ものづくり人材の育成</p> <p>我が国企業が長期保有している遊休固定資産等を売却することで得られるキャッシュフローを生産性の高い事業環境整備の促進につなげていくことを通じて、製造業の付加価値額増加に寄与する。</p>	<p>○</p> <table border="1" data-bbox="874 752 1505 949"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成16年度</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設備投資額（億円）</td> <td>401,841</td> <td>386,095</td> <td>441,365</td> </tr> <tr> <td>工場立地件数（件）</td> <td>1,544</td> <td>1,782</td> <td>1,791</td> </tr> </tbody> </table>	(指標)	平成16年度	平成17年度	平成18年度	設備投資額（億円）	401,841	386,095	441,365	工場立地件数（件）	1,544	1,782	1,791
(指標)	平成16年度	平成17年度	平成18年度												
設備投資額（億円）	401,841	386,095	441,365												
工場立地件数（件）	1,544	1,782	1,791												

整理番号	政策(個別事業)	得ようとした効果の明確性	把握された効果の明確性												
57	(36) 自動車NOx・PM法に係る自動車取得税の特例措置	<p>○ ・ものづくり産業におけるイノベーションの促進や、国際事業展開の支援、差別化・高付加価値化の促進、さらには安全・安心な国民生活や環境問題の解決に繋がるものづくり等を推進することによって、我が国製造業の国際競争力強化を実現するとともに、我が国経済の活性化や国民生活の質の向上を図る。その実現には、ものづくり産業の振興に伴い、環境面等での外部不経済を抑制する取組の促進が重要。</p> <p>・我が国製造業の国際競争力の強化を図るため、中・長期的には、国民が安全・安心・快適な生活を営める生活環境を創出する。また、地球環境対策の推進による持続可能な社会の実現に向けて、経済成長と温室効果ガスの排出削減の双方の実現を目指す。最新規制に適合したバスやトラック等の普及も通じて、最終的に、2015年(平成27年)には2004年(平成16年)に比して、我が国製造業における付加価値額の25%増加を達成することを目標とする。特に、自動車NOx・PM法の対策地域において、二酸化窒素、浮遊粒子状物質については平成22年度までに大気環境基準をおおむね達成することを目標とする。</p>	<p>○</p> <table border="1" data-bbox="874 297 1505 533"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成16年度末</th> <th>平成17年度末</th> <th>平成18年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自動車排出ガス測定局における環境基準達成率(NO₂)</td> <td>81.1%</td> <td>85.1%</td> <td>83.7%</td> </tr> <tr> <td>自動車排出ガス測定局における環境基準達成率(SPM)</td> <td>96.1%</td> <td>92.8%</td> <td>92.1%</td> </tr> </tbody> </table>	(指標)	平成16年度末	平成17年度末	平成18年度末	自動車排出ガス測定局における環境基準達成率(NO ₂)	81.1%	85.1%	83.7%	自動車排出ガス測定局における環境基準達成率(SPM)	96.1%	92.8%	92.1%
(指標)	平成16年度末	平成17年度末	平成18年度末												
自動車排出ガス測定局における環境基準達成率(NO ₂)	81.1%	85.1%	83.7%												
自動車排出ガス測定局における環境基準達成率(SPM)	96.1%	92.8%	92.1%												
58	(37) 航空機国際共同開発促進基金の助成等業務	<p>△ 航空機工業振興法第1条に定められているとおり、「航空機等の国際共同開発を促進するための措置等を講ずることにより、航空機工業の振興を図り、あわせて産業の技術の向上及び国際交流の進展に寄与すること」である。</p>	<p>○ 【機体】 〈昭和61年度〉B767:15%→〈平成3年度〉B777:21%→〈平成16年度〉B787:35% 【エンジン】 〈昭和61年度〉中型V2500:23%→〈平成8年度〉小型CF34:30%→〈平成17年度〉大型787用:15%</p>												
59	(38) 競輪関係業務	<p>△ 競輪事業の公正かつ適確な実施、自転車その他の機械に関する事業の振興及び体育事業その他の公益の増進を目的とした事業の振興に寄与する。</p>	<p>○</p> <table border="1" data-bbox="874 1328 1252 1601"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>競輪開催日数(日)</td> <td>延べ3,102</td> </tr> <tr> <td>機械振興助成金</td> <td>9,580</td> </tr> <tr> <td>公益振興助成金</td> <td>7,299</td> </tr> </tbody> </table>	(指標)	平成19年度	競輪開催日数(日)	延べ3,102	機械振興助成金	9,580	公益振興助成金	7,299				
(指標)	平成19年度														
競輪開催日数(日)	延べ3,102														
機械振興助成金	9,580														
公益振興助成金	7,299														
60	(39) 小型自動車競走関係業務	<p>△ 小型自動車競走事業の公正かつ適確な実施、小型自動車競走その他の機械に関する事業の振興及び体育事業その他の公益の増進を目的とした事業の振興に寄与する。</p>	<p>－ 実績については、初年度のためなし。</p>												
61	(40) 競技実施事務	<p>△ 競輪に出場する選手及び競輪に使用する自転車の競走前検査、勝者決定業務を公正かつ適確に実施する。</p>	<p>○</p> <table border="1" data-bbox="874 1809 1252 1937"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>競輪開催日数(日)</td> <td>延べ3,102</td> </tr> </tbody> </table>	(指標)	平成19年度	競輪開催日数(日)	延べ3,102								
(指標)	平成19年度														
競輪開催日数(日)	延べ3,102														

整理番号	政策(個別事業)	得ようとした効果の明確性	把握された効果の明確性								
62	(41) 競走実務	△ 小型自動車競走に出場する選手及び小型自動車競走に使用する小型自動車の競走前検査、勝車決定業務を公正かつ適確に実施する。	－ 実績については、初年度のためなし。								
63	(42) 国際希少野生動植物種に係る製品の認定(標章の交付)	△ 製品の製造者である事業者から任意で提出された認定申請書と当該製品の写真について、適正に入手された原材料に係る製品であるかどうか、基準に照らし申請内容を審査・認定する。また、当該認定を受けるための認定手数料を受領する。これにより、消費者が適法に入手された原材料から製造された製品を選択することが可能となり、市場から違法品が排除されることをねらいとする。	○ <table border="1" data-bbox="874 427 1506 555"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定製品数</td> <td>101,039</td> <td>55,758</td> <td>85,632</td> </tr> </tbody> </table>	(指標)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	認定製品数	101,039	55,758	85,632
(指標)	平成17年度	平成18年度	平成19年度								
認定製品数	101,039	55,758	85,632								
【政策 3】ものづくり・情報・サービス産業政策 〔施策 19〕化学物質管理											
64	(1) 化学物質の有害性・リスク評価基盤整備(委託)	△ <p>①化学物質試験方法開発等 OECDで作成されている分解度試験方法や濃縮度試験方法との比較検討を行い、我が国の試験方法がOECDの評価試験方法と調和可能となるような調査・検討を行う。さらに、我が国で実施している評価試験方法試験結果が許容できるよう試験方法の提案を作成する。また、現在試験データに基づき既存化学物質及び新規化学物質の判定が行われているが、信頼性の高い類推手法の導入により、効果的・効率的に評価を行うことが可能となる。</p> <p>②化学物質の有害性評価・リスク評価のための基盤情報の整備及び評価スキームの確立 環境中に排出される化審法上の監視化学物質について、人及び環境中生物への慢性的影響を評価する手法の検討を行った。また、監視化学物質の定義を踏まえた評価を行うため「化学物質の生物蓄積性・生物分解性に着目した評価」(広域評価)及び「化学物質の排出源近傍における評価」(局所評価)という2つの評価軸について評価手法の検討を行った。さらに、約900物質の監視化学物質の評価を効率的に実施するため、これまでの化審法審査制度によって得られた有害性データ等も活用しつつ、段階的な化学物質のリスク評価を行った。</p> <p>③化学物質による内分泌かく乱作用試験・評価手法の国際標準化及び有害性情報の整備 OECDの国際標準化事業に参加し、内分泌かく乱作用試験・評価手法の国際的標準化及び生殖・発生毒性に関する判断基準の確立に貢献する。また、内分泌系への影響が懸念される物質について動物を用いる確定試験を行い、その結果を国際標準化事業等に活用する。</p>	△ <p>①化学物質試験方法開発等 OECDで作成されている分解性試験方法や濃縮度試験方法との比較検討を行い、我が国の試験方法がOECDの評価試験方法と調和可能となるよう調査・検討を行う。また、我が国で実施している評価試験方法と試験結果が許容出来るよう試験方法の提案を作成した。</p> <p>②化学物質の有害性評価・リスク評価のための基盤情報の整備及び評価スキームの確立 リスク評価スキームを高度化し、実際の化審法施行条件等を考慮した情報基盤の整備及び試行・検証を行うことで、効率的に運用可能なリスク評価スキームの基礎を構築した。これにより、今後の制度改正が予定されている化審法に、本リスク評価スキームを導入する見通しを立てることが可能となった。</p> <p>③化学物質による内分泌かく乱作用試験・評価手法の国際標準化及び有害性情報の整備 本事業によるOECDにおける内分泌かく乱作用に関する試験・評価手法の国際標準化事業へ参画することにより、内分泌かく乱物質の生殖・発生毒性に関する国際的な判断基準の確立に貢献した。</p>								

整理番号	政策(個別事業)	得ようとした効果の明確性	把握された効果の明確性																
65	(2)化学物質規制対策事業(委託)	<p>○ ①高生産量化学物質の国際共同安全性評価 OECDの高生産量化学物質リストに掲載されている物質のうち約10物質について、基本的性状に係るデータの取得及び評価を行う。 (OECD会合において定められた日本の分担は平成22年までに96物質)</p> <p>②第一種特定化学物質含有製品等安全性調査事業 化学物質管理の適切な実施にあたり、国による委託調査により有害化学物質を含む製品の実態を正確に把握する。</p> <p>③残留性有機汚染物質に関する評価・試験法開発等 POPs条約における対象物質選定作業において、残留性化学物質に関して我が国が収集するデータや化審法で運用されている試験方法・評価基準を提示することで、国際標準の制定に我が国の科学的知見が活用され、化学物質管理の国際調和に貢献する。</p>	<p>○ ①高生産量化学物質の国際共同安全性調査事業 OECD決議に基づく国際共同事業として、加盟国が分担して評価を実施するものであるが、我が国も加盟国として分担物質の評価を毎年度着実に実施した。 OECD高生産量化学物質初期評価会議(SIAM)へ報告した日本政府担当物質数 平成15年度：3物質 平成16年度：3物質 平成17年度：2物質 平成18年度：3物質 平成19年度：3物質 合計(平成15～19年度)：14物質</p> <p>②第一種特定化学物質含有製品等安全性調査事業 第一種特定化学物質等の含有可能性がある製品について当該化学物質の含有の有無を着実に調査・分析するとともに、人や動植物へのリスク評価を実施し、その安全性等を確認した。これにより、第一種指定化学物質等による環境汚染を通じた人や動植物への悪影響を未然に防止した。</p> <p>③残留性有機化学物質に関する評価・試験法開発等 POPs物質に対する諸外国における試験法・評価基準等に係る情報収集やPOPs条約で新規物質選定基準として新たに採用された基準に関し、現行化審法における試験法・評価基準等との整合性について比較検討を実施した。これにより、我が国化審法の運用面での変更を最小限に抑え、民間事業者への負担を回避した。</p>																
66	(3)化学物質総合管理対策(委託)	<p>△ 化管法の円滑な施行を実現し、法目的である「事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の支障を未然に防止すること」により、我が国の化学物質総合管理を推進することを目的とする。 化管法のPRTTR制度に基づく対象化学物質の届出排出量は、法施行以来減少してきている。今後も引きつづき、化管法の円滑な施行のために必要な本事業を実施し、更なる自主管理促進や排出量削減に努める。また、化学物質管理を巡る国際的な動向を踏まえGHSに関する調査等を実施することにより、国際整合を図る。</p>	<p>○</p> <table border="1" data-bbox="874 1039 1506 1312"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成16年度</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排出量(トン/年)</td> <td>268,737</td> <td>259,088</td> <td>245,393</td> </tr> <tr> <td>移動量(トン/年)</td> <td>228,709</td> <td>299,430</td> <td>225,427</td> </tr> <tr> <td>排出量・移動量合計(トン/年)</td> <td>497,446</td> <td>488,468</td> <td>470,821</td> </tr> </tbody> </table>	(指標)	平成16年度	平成17年度	平成18年度	排出量(トン/年)	268,737	259,088	245,393	移動量(トン/年)	228,709	299,430	225,427	排出量・移動量合計(トン/年)	497,446	488,468	470,821
(指標)	平成16年度	平成17年度	平成18年度																
排出量(トン/年)	268,737	259,088	245,393																
移動量(トン/年)	228,709	299,430	225,427																
排出量・移動量合計(トン/年)	497,446	488,468	470,821																
67	(4)経済協力開発機構環境政策委員会化学製品プロジェクト分担金(分担金)	<p>△ OECD化学製品プロジェクトに参加することで、化学物質管理政策分野における国際協調活動に貢献すると同時に、国内における化学物質管理制度を国際的な動向と整合させ、効果的な化学物質管理を実現する。</p>	<p>○ 2007年度(平成19年度)には、化学品合同会合が2回開催され、下部の各タスクフォースにおいても多数の会合、電話会議等が開催された。その結果、新たに6つの新規テストガイドラインが策定され、また、GLP遵守監視手続きの協調や加盟各国の情報交換が進められるなどのプロジェクトの成果があり、化学物質管理の国際的な協調は着実に進展している。</p>																
68	(5)ロッテルダム条約事務局経費分担金(分担金)	<p>△ ロッテルダム条約を適切に実施することにより、国際的に整合性のとれた適正な化学物質の輸出入管理を行う。</p>	<p>○ 2007年度(平成19年度)にはロッテルダム条約対象物質の追加を検討する「化学物質検討委員会」が開催され、6つの化学物質の条約への追加について検討を行った。また、2007年(平成19年)には4,000件を越す輸出承認申請があり、適正な化学物質の輸出管理が進んだ。</p>																

整理番号	政策(個別事業)	得ようとした効果の明確性	把握された効果の明確性
69	(6)ストックホルム条約事務局経費分担金(分担金)	△ ストックホルム条約に加盟し、条約規制対象物質の議論等に係わることで、人の健康や環境生物の生息に対する化学物質の影響が国際的に適切に管理され、我が国の化学物質管理が科学的・国際的に整合化させることを目指す。	△ これまでのストックホルム条約対象物質の追加の議論で、我が国が積極的にイニシアティブをとることにより、我が国の化学物質の規制体系との整合のとれた条約規制が行われてきている。
70	(7)経済協力開発機構環境政策委員会化学製品プロジェクト拠出金(拠出金)	△ 世界的な成長産業の核として期待されているナノ粒子についての安全性問題に対し、OECDの議論の場で我が国が化学物質管理政策の立案の立場からイニシアティブをもってリードすることにより、将来的な我が国の国益を確保する。	○ 2006年度(平成18年度)からOECDにおいて、「工業用ナノ材料安全性作業部会」が4回開催されている。また、2007年度(平成19年度)から、8つのプロジェクト毎に作業グループが設置され議論が開始されており、ナノ粒子の安全性問題に関する科学的な解明等に向けた検討が行われおり、OECDテストガイドラインのナノ材料への適用可能性に関する中間報告がとりまとめられた。
71	(8)化学兵器禁止条約産業検証関連調査(委託)	△ 国際社会における化学兵器に転用可能な化学物質等の適切な管理を促進し、化学物質管理の側面から我が国の安全・安心を強化することを目標に、CWCの実施機関であるOPCWが実施する産業検証(締約国による申告とこれに基づくOPCWによる査察)をより確実かつ信頼性の高いものとするため、①OPCWを目指す、化学物質情報に基づいたより厳格な査察に必要な中央分析データベースの構築を支援するために、化学物質の分析データを提供するとともに、②我が国を始めとした条約締約国が申告した機密性の高い企業情報等を管理するOPCWの申告情報管理システムに対し、先進国が協同で実施協力するセキュリティ監査に参画することにより、OPCWの厳正な申告情報管理システム構築を促し、③査察対象選定方法の適正化のための施設からの申告項目の改善、同一物質の輸出入を通じた移譲の量について申告データが関締約国間で整合しない「移譲不整合問題」の解決のための輸出、輸入の新たな定義の導入等、CWCの効果的な実施のための新たな取組みへの対応に必要な調査及び発展途上国のCWC履行能力の向上支援に必要な調査を実施する。	△ 化学兵器禁止条約に規定されている化学物質の分析データの提供や、化学兵器禁止機関で開催される情報セキュリティ監査会合に対する専門家派遣などを通して、化学物質の国際的な危機管理体制構築に対して貢献している。
72	(9)化学物質危機管理対策事業(委託)	△ 化学プラントを標的としたテロ等に備えるため、国民保護法に基づく経済産業省国民保護計画(平成17年10月閣議決定)の対象である化学兵器禁止法上の毒性物質を取り扱う化学プラントにおける危機管理体制の構築を目指す。具体的には、①化学プラントにおける危機管理ガイドラインの作成、②災害対応装備の技術開発支援に係る検討、及び③緊急事態に備えた化学プラント側と行政機関との情報共有のあり方の検討を実施し、化学プラントにおける危機管理体制を構築する。	△ 平成21年度末の化学プラントにおける危機管理体制の構築に向け事業実施中であり、初年度の平成19年度は化学プラントの危機管理を巡る実態や問題の所在を確認した。

整理番号	政策 (個別事業)	得ようとした効果の明確性	把握された効果の明確性																				
73	(10) 化学物質総合管理促進 (金融機関：日本政策投資銀行)	△ 本制度により、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止する。	○ <table border="1" data-bbox="874 300 1508 645"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成16年度</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>届出事業所(件)</td> <td>40,331</td> <td>40,795</td> <td>40,980</td> </tr> <tr> <td>排出量(トン/件)</td> <td>268,737</td> <td>259,038</td> <td>245,393</td> </tr> <tr> <td>移動量(トン/件)</td> <td>228,709</td> <td>229,430</td> <td>225,427</td> </tr> <tr> <td>排出量・移動量合計(トン/件)</td> <td>497,446</td> <td>488,468</td> <td>470,821</td> </tr> </tbody> </table>	(指標)	平成16年度	平成17年度	平成18年度	届出事業所(件)	40,331	40,795	40,980	排出量(トン/件)	268,737	259,038	245,393	移動量(トン/件)	228,709	229,430	225,427	排出量・移動量合計(トン/件)	497,446	488,468	470,821
(指標)	平成16年度	平成17年度	平成18年度																				
届出事業所(件)	40,331	40,795	40,980																				
排出量(トン/件)	268,737	259,038	245,393																				
移動量(トン/件)	228,709	229,430	225,427																				
排出量・移動量合計(トン/件)	497,446	488,468	470,821																				
【政策 4】 中小企業・地域経済産業政策 (施策 20) 中小企業事業環境の整備																							
74	(1) 中小企業等災害復旧資金利子補給事業 (利子補給金)	△ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第15条第1項に「(前略)国は、必要と認める場合には、政令で定めるところにより、当該貸付けにつき(中略)利子補給金を支給する旨の契約を商工組合中央金庫と結ぶことができる」と定め、同法施行規則第30条では「法第15条第1項の規定により、商工組合中央金庫と利子補給金を支給する旨の契約を結ぶ場合には、経済産業大臣は、あらかじめ財務大臣に協議する」とされていることから、当該利子補給金は経済産業省が計上する。 ○事業の目標 激甚災害が発生し、災害を受けた中小企業者に対し、商工組合中央金庫が貸付を行う際の金利が3%を超える場合に、超えた金利分に対して、当該利子補給金を支払うものとする。 ○これまでの成果 昭和47年の水害以降、平成7年に発生した阪神淡路大震災までの間に発生した計15災害に対し、総額約4,740万円の利子補給を支出した。	△ 昭和47年の水害以降、平成7年に発生した阪神淡路大震災までの間に発生した計15災害に対し、総額約4,740万円の利子補給を支出し、被災した中小企業者の事業復旧に寄与した。																				
75	(2) 中小企業金融環境調査委託費	△ 中小企業を取り巻く金融環境の現状を調査研究することで、中小企業の経営基盤強化の促進を行う。	△ ○平成17年度「信用保証制度における電子申請事務に関する調査研究とそのシステム仕様作成」 →一部の保証協会と金融機関の間で保証残高のデータ共有や事前審査の電子化を試験的に実施中。 ○平成17年度「中小企業金融におけるファイナンス会社の役割実態調査」 →平成18年「新しい中小企業金融研究会」において担い手の多様化を検討した際の基礎資料として活用。 ○平成18年度「中小企業の金融環境に関する国内外の諸問題に係る実態調査」 →平成19年「再挑戦支援保証」「事業再生円滑化関連保証」を創設。 ○平成19年度「中小企業のメザンファイナンス等に係る実態調査」 →平成20年中小企業金融公庫(現：日本政策金融公庫)に「劣後ローン」創設。																				

整理番号	政策 (個別事業)	得ようとした効果の明確性	把握された効果の明確性																
76	(3)信用保証制度分析委託費	△ 中小企業の信用リスク等を客観的かつ迅速に測定することが可能となることで、信用保証協会での審査を効率化するとともに、保証要件や保証料率などの適正な制度設計や、債権の証券化・流動化に向けた取り組みを行い、もって中小企業の資金調達への円滑化・多様化を図る。	○ <table border="1" data-bbox="874 293 1501 837"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>売掛債権担保融資保証制度 (件数、代弁件数)</td> <td>利用実績 16,574件 代弁実績 76件</td> <td>利用実績 11,555件 代弁実績 120件</td> <td>利用実績 7,017件 代弁実績 118件</td> </tr> <tr> <td>特定社債保証制度 (件数、代弁件数)</td> <td>利用実績 1,674件 (1,417億円) 代弁実績 45件 (44億円)</td> <td>利用実績 2,006件 (1,565億円) 代弁実績 63件 (55億円)</td> <td>利用実績 1,655件 (1,304億円) 代弁実績 83件 (70億円)</td> </tr> <tr> <td>通常の保証制度 (件数、代弁件数)</td> <td>利用実績 1,121,761件 (12兆7,360件) 代弁実績 80,247件 (6,818億円)</td> <td>利用実績 1,162,248件 (13兆4,181件) 代弁実績 78,525件 (6,785億円)</td> <td>利用実績 1,085,597件 (12兆8,228件) 代弁実績 85,705件 (7,853億円)</td> </tr> </tbody> </table>	(指標)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	売掛債権担保融資保証制度 (件数、代弁件数)	利用実績 16,574件 代弁実績 76件	利用実績 11,555件 代弁実績 120件	利用実績 7,017件 代弁実績 118件	特定社債保証制度 (件数、代弁件数)	利用実績 1,674件 (1,417億円) 代弁実績 45件 (44億円)	利用実績 2,006件 (1,565億円) 代弁実績 63件 (55億円)	利用実績 1,655件 (1,304億円) 代弁実績 83件 (70億円)	通常の保証制度 (件数、代弁件数)	利用実績 1,121,761件 (12兆7,360件) 代弁実績 80,247件 (6,818億円)	利用実績 1,162,248件 (13兆4,181件) 代弁実績 78,525件 (6,785億円)	利用実績 1,085,597件 (12兆8,228件) 代弁実績 85,705件 (7,853億円)
(指標)	平成17年度	平成18年度	平成19年度																
売掛債権担保融資保証制度 (件数、代弁件数)	利用実績 16,574件 代弁実績 76件	利用実績 11,555件 代弁実績 120件	利用実績 7,017件 代弁実績 118件																
特定社債保証制度 (件数、代弁件数)	利用実績 1,674件 (1,417億円) 代弁実績 45件 (44億円)	利用実績 2,006件 (1,565億円) 代弁実績 63件 (55億円)	利用実績 1,655件 (1,304億円) 代弁実績 83件 (70億円)																
通常の保証制度 (件数、代弁件数)	利用実績 1,121,761件 (12兆7,360件) 代弁実績 80,247件 (6,818億円)	利用実績 1,162,248件 (13兆4,181件) 代弁実績 78,525件 (6,785億円)	利用実績 1,085,597件 (12兆8,228件) 代弁実績 85,705件 (7,853億円)																
77	(4)資金供給円滑化信用保証協会等補助事業・動産等担保融資関連保証対策費補助金	△ 信用保証協会の財政基盤の強化を図るとともに、信用保証協会と金融機関との適切なリスク分担を図ることを目的とした保証制度の導入を促進する。	○ <table border="1" data-bbox="874 884 1501 1016"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保証承諾金 (億円)</td> <td>129,802</td> <td>136,591</td> <td>130,273</td> </tr> </tbody> </table>	(指標)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	保証承諾金 (億円)	129,802	136,591	130,273								
(指標)	平成17年度	平成18年度	平成19年度																
保証承諾金 (億円)	129,802	136,591	130,273																
78	(5)経営安定関連保証等対策費補助金	△ 原材料価格や仕入価格の高騰、国際的な金融不安等による急激な経営環境の変化により、中小企業はその資金繰りに支障が生じている中で、中小企業の円滑な資金調達に支障が生じることがないように、セーフティネット保証等の積極的な活用を図る。	○ <table border="1" data-bbox="874 1099 1501 1232"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経営安定関連保証承諾額 (億円)</td> <td>15,329</td> <td>14,590</td> <td>15,929</td> </tr> </tbody> </table>	(指標)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	経営安定関連保証承諾額 (億円)	15,329	14,590	15,929								
(指標)	平成17年度	平成18年度	平成19年度																
経営安定関連保証承諾額 (億円)	15,329	14,590	15,929																
79	(6)商工組合中央金庫転換推進事業 (委託費)	○ 平成20年10月に発足する商工中金の株式会社化が順調に行われるように確認し、平成19年度に実施しなければならない広報等を確実に実施する。 2回に分けて説明会の実施を行う。 1回目は早めの時期に全国9カ所において転換の概要説明を行い、その後の詳細な内容が決まった時点で各都道府県において、最低1回づつの内容説明を行い、中小企業団体及びその構成員への周知を行う。	○ <table border="1" data-bbox="874 1332 1374 1464"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>説明会開催</td> <td>2回 (9カ所・66カ所開催)</td> </tr> </tbody> </table> <p>転換における説明会を行ったことにより、出資をしていた中小企業団体等における転換後の商工中金についての理解が深まったため、転換前の商工中金に出資していた中小企業団体等の98.24% (金額ベースでは99.71%) が、転換後も引き続き商工中金の株主となり、経営基盤の維持を図ることができた。 また、政府出資及び利益剰余金の74.9%を特別準備金とすることができ、資本の部として特別準備金を4,008億円計上することとなり、経営基盤の強化を図ることができた。</p>	(指標)	平成19年度	説明会開催	2回 (9カ所・66カ所開催)												
(指標)	平成19年度																		
説明会開催	2回 (9カ所・66カ所開催)																		

整理番号	政策(個別事業)	得ようとした効果の明確性	把握された効果の明確性												
80	(7)業務円滑化収支差補給金	<p>△ 中小企業金融公庫の収支について、平成14年度以降から貸付金償却前では黒字となっているが、民間金融機関の不良債権処理の加速の影響により貸付金償却は未だ高水準で推移しており、今後も暫くは期間損益の差損が予想されている。中小企業者に対する資金供給の円滑な実施を確保するため、中小企業金融公庫に対し、必要な補給金を交付する。中小企業金融公庫は、これまで厳しい経済・金融情勢下において政府系金融機関として政策性を最大限発揮するよう取組み、特に金融不安が高まった平成9年以降、民間銀行の補完の役割を果たすべく、セーフティネット機能の発揮やリスクの高い新事業への支援等に取り組んできたところ。不良債権の償却を促進していく必要があるため、収支差補給金により助成してきた。</p> <p>かかる助成により、中小企業者向け貸付等の業務で発生する損失部分が補填され、中小企業者に対する資金供給業務の円滑な運営が可能となり、中小企業事業環境の整備に資するものとなる。</p>	<p>○</p> <table border="1" data-bbox="874 297 1505 499"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸付実績(億円)</td> <td>12,953</td> <td>10,289</td> <td>9,537</td> </tr> <tr> <td>貸付金償却額(億円)</td> <td>684</td> <td>643</td> <td>630</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 公庫の貸出残高の伸びは、民間金融機関の貸出残高の伸びとは逆相関の関係にあり、景気等の影響から融資姿勢の変動を余儀なくされる民間金融機関の補完を行っている。</p> <p>(2) 特に平成9年度以降に生じた金融システム不安時には、セーフティネット貸付が大幅に増加(注)している。</p> <p>(注) 平成8年度5,687億円、平成11年度9,407億円(ピーク)、19年度4,601億円</p>	(指標)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	貸付実績(億円)	12,953	10,289	9,537	貸付金償却額(億円)	684	643	630
(指標)	平成17年度	平成18年度	平成19年度												
貸付実績(億円)	12,953	10,289	9,537												
貸付金償却額(億円)	684	643	630												
81	(8)中小企業金融円滑化利子補給金	<p>△ 株式会社日本政策金融公庫(旧中小企業金融公庫)は、これまで厳しい経済・金融情勢下において政府系金融機関として政策性を最大限発揮するよう取組み、特に金融不安が高まった平成9年以降、民間銀行の補完の役割を果たすべく、セーフティネット機能の発揮やリスクの高い新事業への支援等に取り組んできたところ。このように、中小企業金融公庫が実施している特別貸付制度について、担保徴求の免除等を実施しており、そのうち、一部の貸付に対しては、上乗せした金利分に対し引き下げを実施している。かかる助成により、中小企業者に対する資金供給業務の円滑な運営が可能となり、信用力・担保力が乏しく、なおかつ、資金力の乏しい中小企業が積極的に融資を受けることが可能となり、事業展開を推進することとなり、経済の活性化に資することとなる。</p>	<p>○</p> <table border="1" data-bbox="874 1037 1505 1182"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>継続案件に占める担保徴収免除の割合(貸付件数)</td> <td>13.2%</td> <td>15.8%</td> <td>37.4%</td> </tr> </tbody> </table>	(指標)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	継続案件に占める担保徴収免除の割合(貸付件数)	13.2%	15.8%	37.4%				
(指標)	平成17年度	平成18年度	平成19年度												
継続案件に占める担保徴収免除の割合(貸付件数)	13.2%	15.8%	37.4%												
82	(9)政策金融機関統合準備補給金	<p>△ 平成20年10月に予定している統合が順調に行われるよう確認し、統合後も引き続き必要となる店舗統合等の事業を確実に実施する。</p> <p>中小企業金融公庫が株式会社日本政策金融公庫へ統合することに伴って必要な補給金を支給し、利用者の利便性の維持・向上を図るために店舗統合等を円滑に進め、中小企業者に対する資金供給業務の円滑な運営を行うことで、中小企業事業環境の整備に資するものとなる。</p>	<p>○</p> <table border="1" data-bbox="874 1648 1252 1783"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>統合した店舗数</td> <td>8</td> </tr> </tbody> </table>	(指標)	平成19年度	統合した店舗数	8								
(指標)	平成19年度														
統合した店舗数	8														

整理番号	政策 (個別事業)	得ようとした効果の明確性	把握された効果の明確性																				
83	(10) 中小企業金融公庫出資金	△ 中小企業庁では、不動産価格の下落等に伴い中小企業の担保力が低下する中で、金融機関、投資家との適切なリスク共有を図りつつ、担保や保証に過度に依存しない融資を推進してきており、中小企業の資金調達の円滑化・多様化に向けて資産の証券化等、新たな金融手法に取り組んでいる。かかる助成により、中小企業者向け貸付等の業務で発生する損失部分が補填され、中小企業者に対する資金供給業務の円滑な運営が可能となり、中小企業事業環境の整備に資するものとなる。	○ <table border="1" data-bbox="874 309 1501 562"> <thead> <tr> <th colspan="4">【証券化支援業務（保証型）実績】</th> </tr> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社数</td> <td>584社</td> <td>241社</td> <td>96社</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td>158億円</td> <td>112億円</td> <td>31億円</td> </tr> <tr> <td>組成件数</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	【証券化支援業務（保証型）実績】				(指標)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	社数	584社	241社	96社	金額	158億円	112億円	31億円	組成件数	2	2	1
【証券化支援業務（保証型）実績】																							
(指標)	平成17年度	平成18年度	平成19年度																				
社数	584社	241社	96社																				
金額	158億円	112億円	31億円																				
組成件数	2	2	1																				
84	(11) 日本商工会議所国際化対策事業（補助金）	△ 現地進出日系中小企業が経済活動を推進するに当たり抱えている事業環境上の障害事項を、現地日本人商工会議所が把握・整理した上で、現地政府及び現地政府関係機関等に対して意見書を提出することで問題改善を積極的に働きかけている。あわせて、中小企業が抱えている問題点に対して、経営支援等の観点から相談業務を行う。 また、APECメンバー各国の中小企業の代表が一同に介する民間レベルの本会議の結果は「ビジネスに関する提言」として、APEC中小企業大臣会合に発出されることになっている。日本の中小企業者がAPEC域内における円滑な投資・貿易活動推進のための現地事業環境が整備されるよう、日本を代表する中小企業関係者からなるミッションの派遣・本会議へ参加を通じて、日本の提案が「ビジネスに関する提言」として盛り込まれるようにする。	○ <table border="1" data-bbox="874 703 1501 904"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企業からの相談件数</td> <td>709</td> <td>690</td> <td>534</td> </tr> <tr> <td>障害事項の改善数</td> <td>68</td> <td>151</td> <td>113</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="874 904 1501 1066">企業からの相談件数は毎年500件以上で推移しており、相手国政府への働きかけによるビジネス上の障害事項の改善も継続してなされている。例えば、中国において新労働契約法施行に伴う労働者の権利拡大大部分の負担を国営人材会社(FESCO)から要求されるに際して、現地進出企業で連携して、補足協議を締結し、我が国企業の負担増軽減に貢献した。</p>	(指標)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	企業からの相談件数	709	690	534	障害事項の改善数	68	151	113								
(指標)	平成17年度	平成18年度	平成19年度																				
企業からの相談件数	709	690	534																				
障害事項の改善数	68	151	113																				
85	(12) 中小企業国際展開等円滑化推進事業	○ <p data-bbox="395 1335 794 1361">○研修事業</p> <p data-bbox="395 1361 794 1576">海外に展開する中小企業の現地化における課題として、適正コストで雇用可能な現地人管理職層・現地技術者の人材不足や円滑なコミュニケーションが困難であるといった人材面での問題、また管理職や技術者等優秀な人材の確保といった経営面での問題が多く指摘されている。</p> <p data-bbox="395 1576 794 1908">こうした課題に対応していくため、海外現地法人の技術者等を日本に受け入れ、日本語や日本のものづくりの基盤となる日本文化に関する研修及び企業における製造技術等の研修を実施する。また海外において、現地法人等の外国人管理職等を対象に生産管理・品質管理等の指導を行うことや、日本から派遣された日本人指導員等を対象に、赴任国の文化・労働慣習と対応の仕方等に関する研修を実施する。</p>	○ <p data-bbox="874 1335 1508 1361"><研修事業></p> <p data-bbox="874 1361 1508 1554">一般研修（AOTSでの日本語研修等）の研修生に対する研修内容の満足度調査において、「とても高い」「高い」とする回答が90%を超えており、技術研修を実施する受入企業からの総合評価では、目標達成度が「とても高い」「高い」とする回答が88%に及んでいる。また、海外研修生からの目標達成度についても「とても高い」「高い」とする参加者が90%を超えている。</p> <p data-bbox="874 1554 1508 1715">AOTS研修を実施した企業からは、日本語能力向上による意思疎通の迅速化により作業効率が向上した点や、日本での技術習得が製品の品質向上に繋がった旨の報告がなされており、高い満足度・目標達成度と合わせて、研修事業が日本の中小企業の国際展開に大きく寄与しているものと判断する。</p>																				

整理番号	政策(個別事業)	得ようとした効果の明確性	把握された効果の明確性												
		<p>このように研修を通じた人材育成を継続していくことにより、現地技術者等と日本人指導員との意思疎通向上に伴い、指示が迅速に伝達されることによる業務の効率化、また従業員の技術力・生産管理能力向上による製品の品質向上等の効果が発揮され、中小企業の海外展開の円滑化に寄与していくものとなる。</p> <p>研修実施にあたり、研修生及び研修生受入企業から80%以上の満足度を得るとともに、帰国後の研修生の研修効果、成果を調査し、</p> <p>○専門家派遣事業 海外に進出している中小企業の国際展開の円滑化における課題として、工場稼働率、納期トラブル、生産量などの技術・経営面での問題、また現地技術者の育成などの人材面での問題等の種々の問題が多く指摘されている。</p> <p>こうした課題に対応していくため我が国から専門家を派遣し現地中小企業の技術面経営面等の問題解決など現地法人等の能力向上等を図るため、現地の従業員等に対して技術指導を実施した。</p> <p>このような専門家によるOJTによる指導を通じた人材育成を継続していくことにより、中小企業の現地法人等の技術水準・生産管理能力向上による製品の品質向上、生産効率のアップ等の効果が発揮され、中小企業の海外展開の円滑化に寄与していくものとなる。</p> <p>さらに、当該研修事業及び専門家派遣事業を実施した企業に対するアンケート結果で満足度80%以上を目標とした。</p>	<p><専門家派遣事業> 現地指導先企業(受入企業)の86%が、専門家の指導の効果を認めており、満足度としては高い数値となっている。また技術向上、人材育成の目標達成度も受入企業及び専門家の各8割が約2/3程度以上の目標を達成されたと評価している。</p> <p>また、受入企業は指導の成果の内容として、「品質の向上」、「生産性の向上」、「マネージャークラスの人材育成」を多く挙げており、高い満足度目標達成度と合わせて専門家派遣事業が日本の中小企業の国際展開に大きく寄与しているものと判断する。</p>												
86	(13) 中小企業海外情報提供事業	<p>△</p> <p>1. 中小企業海外情報提供等専門家派遣事業費 台湾の経済貿易動向等の情報収集、個別ニーズに基づく調査を行うことにより、我が国中小企業の対台湾経済活動の円滑化及び国際化に資するため、台湾事務所に専門家(1名)を派遣する。</p> <p>2. 中小企業海外情報提供事業費 台湾の投資環境、企業動向、市場等の情報を収集し、我が国中小企業に対して広く情報提供を行う。また、台湾の日系中小企業のニーズを吸い上げ、貿易投資環境の改善に向けて、台湾当局への交渉を行い、問題点等の解決を図るとともに、その成果を海外進出を希望する我が国中小企業に対してセミナー等を通じて提供する。</p>	<p>○</p> <table border="1" data-bbox="874 1400 1508 1601"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ビジネスアライアンスセミナー開催</td> <td>2回</td> <td>4回</td> <td>6回</td> </tr> <tr> <td>ビジネスマッチング交流会開催</td> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>2回</td> </tr> </tbody> </table> <p>①我が国中小企業による日台間の貿易・経済関係の円滑な維持遂行のために寄与した。 ②日台双方の中小企業に対する貿易・投資等に関する相談を東京本部(253件対応)、台北事務所(952件対応)で随時実施するとともに、日台貿易経済の情報収集・調査等を行い、その結果を国内の中小企業及び関係先に提供することにより、中小企業の対台湾経済活動の円滑化を図った。 ③我が国中小企業の実情等をセミナー(4回開催、参加者181人)及びビジネスマッチング交流会(1回開催、参加社42社)開催を通じて、相互理解を促し、我が国中小企業の円滑な国際化を図った。</p>	(指標)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	ビジネスアライアンスセミナー開催	2回	4回	6回	ビジネスマッチング交流会開催	1回	1回	2回
(指標)	平成17年度	平成18年度	平成19年度												
ビジネスアライアンスセミナー開催	2回	4回	6回												
ビジネスマッチング交流会開催	1回	1回	2回												

整理番号	政策(個別事業)	得ようとした効果の明確性	把握された効果の明確性																												
		<p>3. 中小企業ビジネスアライアンス促進事業費 日本の中小企業と台湾企業とのビジネスアライアンスを促進するために、日台企業のデータ整備、専門家派遣、アドバイザーの設置、ミッション等の現地活動支援、アライアンスの有望分野をテーマにしたセミナーや交流商談会等を実施する。</p> <p>4. 日台電子商取引推進等事業費 我が国中小企業と台湾企業とのITを活用したビジネス連携を促進するために、「電子商取引推進委員会共同会議」を設置し、日台間におけるIT関連ビジネスの事業環境を支援するとともに、日台電子商取引市場の高度化・活性化を支援する。</p>	<p>④日台双方の中小企業に対し、日台ビジネスステーションの運営等を通じた、情報提供を実施し、ビジネスアライアンスに関する具体的事案の発掘、促進に寄与した。 (日台ビジネスステーション会員登録数：5,866名(日本：2,618名、台湾：3,248名)、アクセス件数：214,373件/08年4月-09年1月)</p> <p>⑤電子商取引推進委員会共同会議を開催し、我が国中小企業と台湾企業とのシームレスな電子商取引の促進に寄与した。</p>																												
87	(14) 日本貿易振興機構事業(補助)	<p>△ 我が国中小企業は、経営改善のための戦略として新たな販路を海外マーケットに求めようとする声が強まっているが、海外市場に関する情報収集能力の限界等から、海外への展開が十分行われていないのが現状である。そのため、独立行政法人日本貿易振興機構の有する国内外ネットワーク等を活用し、以下の事業を行うことにより、我が国中小企業の国際競争力強化を図り海外販路拡大を目指す。</p> <p>①調査研究・情報提供事業 我が国中小企業の対外経済活動が円滑に行われるよう、海外におけるビジネス活動の基盤となる基礎的・インフラ的な情報(各国の経済情勢、貿易・投資・技術提携に関する制度情報、産業・企業情報等)を収集・分析し、これらの成果を提供することにより、我が国中小企業の国際ビジネス展開の具体化を図る。</p> <p>②輸出支援事業 各種中小企業・業界団体等のニーズを踏まえ、輸出意欲の高い分野や輸出競争力があると見込まれるものの積極的な取組がなされていない分野に対し、輸出潜在力を有する中小企業の積極的な発掘や、海外展示会への出展支援、海外有望バイヤーとのマッチング支援等の輸出支援事業を重点的にを行い、利用者の満足度の向上を目指す。</p> <p>③海外の事業活動円滑化支援事業 我が国中小企業の海外進出及び現地活動の円滑化を図るため、海外に活動拠点を設置することを検討している中小企業や、既に海外において活動している中小企業に対して現地企業とのマッチング支援や現地専門、家による各種情報の収集・提供、現地弁護士事務所・会計事務所等による法務・労務・税務問題に関する相談対応等の支援を行う。</p>	<p>○</p> <table border="1" data-bbox="874 801 1503 1400"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情報提供事業データベースアクセス件数</td> <td>3,142,920</td> <td>3,424,052</td> <td>4,472,402</td> </tr> <tr> <td>輸出支援事業商談件数</td> <td>17,037</td> <td>19,059</td> <td>45,978</td> </tr> <tr> <td>輸出支援事業展示会成約件数</td> <td>2,830</td> <td>5,240</td> <td>7,976</td> </tr> <tr> <td>地域経済活性化支援セミナー・シンポジウム等参加者数</td> <td>2,682</td> <td>4,981</td> <td>2,102</td> </tr> <tr> <td>活動円滑化事業ミッション派遣参加者数</td> <td>219</td> <td>64</td> <td>144</td> </tr> <tr> <td>全事業平均成果目標顧客満足度</td> <td>94.75%</td> <td>96%</td> <td>94.5%</td> </tr> </tbody> </table>	(指標)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	情報提供事業データベースアクセス件数	3,142,920	3,424,052	4,472,402	輸出支援事業商談件数	17,037	19,059	45,978	輸出支援事業展示会成約件数	2,830	5,240	7,976	地域経済活性化支援セミナー・シンポジウム等参加者数	2,682	4,981	2,102	活動円滑化事業ミッション派遣参加者数	219	64	144	全事業平均成果目標顧客満足度	94.75%	96%	94.5%
(指標)	平成17年度	平成18年度	平成19年度																												
情報提供事業データベースアクセス件数	3,142,920	3,424,052	4,472,402																												
輸出支援事業商談件数	17,037	19,059	45,978																												
輸出支援事業展示会成約件数	2,830	5,240	7,976																												
地域経済活性化支援セミナー・シンポジウム等参加者数	2,682	4,981	2,102																												
活動円滑化事業ミッション派遣参加者数	219	64	144																												
全事業平均成果目標顧客満足度	94.75%	96%	94.5%																												

整理番号	政策(個別事業)	得ようとした効果の明確性	把握された効果の明確性								
		<p>④地域の国際化による地域経済活性化支援事業 中小企業の海外への販路拡大を促進し、我が国地域経済の活性化・国際化を図るためには、国内外地域間における国際産業交流や、ベンチャー企業の国際化、国内見本市の国際化に向けた支援を行うことが必要である。このため、国際産業交流の推進やベンチャー企業の国際化、国内見本市の育成と外国企業の出展促進等の支援を実施し、我が国地域経済の活性化・国際化を図る。</p> <p>⑤中小企業知的財産権保護対策事業 模倣品等、知的財産の権利侵害は年々高度技術化、大規模流通化し、権利者が本来得べき利益を奪うほか、消費者のブランドへの信頼低下や消費者自身の利益を阻害する現状が近年顕著となっている。このような中、人材や資力に乏しい中小企業にとっては、対応が困難な状況にあるため、海外における現地侵害調査を実施し、侵害対応を円滑に進められる情報提供等の支援を行う。</p>									
88	(15) 中小企業実態基本調査委託費(委託)	△ 本調査は、中小企業の財務情報(貸借対照表や損益計算書の主要な勘定科目)、経営情報(従業員数、取引金融機関の種類、委託・受託の状況)等の基礎情報を調査・集計・公表する。本調査により構築されるデータベースは、製造業、建設業、運輸業、サービス業等の幅広い業種に関し、法人企業・個人企業、従業員規模・資本金規模等に分けた財務情報等を提供し、中小企業の経営戦略の策定、中小企業支援機関の指導・助言、国・地方公共団体の政策立案・政策評価に寄与するとともに、大学等の研究でのデータベースとしての活用資する。	○ <table border="1" data-bbox="874 1025 1501 1167"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> <th>平成20年度(1月まで)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中小企業実態基本調査ホームページのページビュー数(万件)</td> <td>3.0</td> <td>2.9</td> <td>2.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>【中小企業実態基本調査を引用している文献】 後藤卓也ら[2008]『ECONジャーナル2007』、次世代電子商取引推進協議会(ECOM) 滋賀県商工政策課[2008]『平成19年版滋賀県の商業』、滋賀県 菊池進[2008]『『中小企業景況調査』の位置と特質—四半世紀にわたる調査の成果と到達点—』、立教経済学研究 藤井輝明、御園健吉[2005]『産業・企業統計研究の現状と課題』、第49回経済統計学会・全国研究総会プログラム・報告要旨集 ※その他、中小企業白書における分析で多数引用しているほか、研究機関や自治体から、中小企業の電子取引や貿易取引等の分析のため、これまで10件の調査票の目的外利用についての申請があった。</p>	(指標)	平成18年度	平成19年度	平成20年度(1月まで)	中小企業実態基本調査ホームページのページビュー数(万件)	3.0	2.9	2.8
(指標)	平成18年度	平成19年度	平成20年度(1月まで)								
中小企業実態基本調査ホームページのページビュー数(万件)	3.0	2.9	2.8								
89	(16) 中小企業実態・対策調査委託費(委託)	△ 本調査は、中小企業を取り巻く事業環境の変化が中小企業に与える影響や中小企業が直面している課題等を明らかにすることにより、中小企業の経営上の参考に資するとともに、中小企業政策の適切な立案、説明責任の徹底、政策評価の実施に資する。とりわけ、中小企業基本法第11条の規定に基づき政府が国会に提出する中小企業白書は、本調査の分析結果や個別の中小企業から結果を図表写真等を交えながら記述のヒアリング、たものであり、中小企業の実態や課題への国民の理解に資するものである。	○ <table border="1" data-bbox="874 1637 1501 1778"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> <th>平成20年度(1月まで)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中小企業白書ホームページのページビュー数(万件)</td> <td>11.7</td> <td>13.5</td> <td>11.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>【中小企業白書を引用している文献】 齋藤俊輔[2009]『中小企業を取り巻く深刻な状況』、Economic Trends 井上考二[2008]『小企業における事業承継の現状と課題』、政策公庫論集 太田智之、辻隆司[2008]『中堅・中小企業の価格交渉力と標準化・モジュール化～収益に向けて中堅・中小企業は何をすべきか～』、みずほ総研論集</p>	(指標)	平成18年度	平成19年度	平成20年度(1月まで)	中小企業白書ホームページのページビュー数(万件)	11.7	13.5	11.5
(指標)	平成18年度	平成19年度	平成20年度(1月まで)								
中小企業白書ホームページのページビュー数(万件)	11.7	13.5	11.5								

整理番号	政策 (個別事業)	得ようとした効果の明確性	把握された効果の明確性																								
			<p>福嶋路[2008]『中小企業による大学内未利用資源の活用－中小企業の経営力を高める産学連携に向けて－』、商工金融</p> <p>越村惣次郎[2007]『リレーションシップバンキングと成長性評価融資』、経営システム</p> <p>白沢勉、赤倉貴子[2006]『中小製造業における技能教育を支援するe-Learning Systemの開発とその評価』、日本教育工学会論文誌</p> <p>木南章、木南莉莉[2004]『農業と食品産業における事業連携に関する分析』、農業経営研究</p> <p>ほか、多数</p>																								
90	(17) 新企業育成貸付（新事業育成資金）（金融機関名：日本政策金融公庫（中小））	△ 我が国では、企業数で99%を中小企業が占め、全従業員の約70%が中小企業に勤務するなど、中小企業は我が国経済の活力の源泉であり、地域経済を支える大きな存在である。このため、公庫が本制度により、中小企業者に対して資金供給を行い、新規事業への取り組みを促進することは、地域経済の活性化、我が国産業活動の活力維持、持続的な経済成長等に資するものである。	△ <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> <th>合計（平成14～19年度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>融資実績額（億円）</td> <td>266</td> <td>263</td> <td>1,235</td> </tr> <tr> <td>融資実績件数（件）</td> <td>816</td> <td>826</td> <td>3,951</td> </tr> </tbody> </table>		平成18年度	平成19年度	合計（平成14～19年度）	融資実績額（億円）	266	263	1,235	融資実績件数（件）	816	826	3,951												
	平成18年度	平成19年度	合計（平成14～19年度）																								
融資実績額（億円）	266	263	1,235																								
融資実績件数（件）	816	826	3,951																								
91	(18) 女性、若者／シニア起業家支援資金	△ 女性や若者、シニア層といった多様な担い手による新規事業の創出を資金面から支援することにより、我が国全体の創業・起業を底上げして新規開業率を継続的に増加させるとともに、我が国経済を新たな成長軌道に乗せ、雇用の確保と経済活力の向上を図る。	△ <table border="1"> <thead> <tr> <th>【中小企業事業】</th> <th>平成19年度</th> <th>平成20年度 （4月～12月）</th> <th>合計（平成15～20年度12月）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>融資実績額（億円）</td> <td>18</td> <td>15</td> <td>81</td> </tr> <tr> <td>融資実績件数（件）</td> <td>40</td> <td>23</td> <td>160</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>【国民生活事業】</th> <th>平成19年度</th> <th>平成20年度 （4月～12月）</th> <th>合計（平成15～20年度12月）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>融資実績額（億円）</td> <td>533</td> <td>368</td> <td>2,769</td> </tr> <tr> <td>融資実績件数（件）</td> <td>12,653</td> <td>9,039</td> <td>57,852</td> </tr> </tbody> </table>	【中小企業事業】	平成19年度	平成20年度 （4月～12月）	合計（平成15～20年度12月）	融資実績額（億円）	18	15	81	融資実績件数（件）	40	23	160	【国民生活事業】	平成19年度	平成20年度 （4月～12月）	合計（平成15～20年度12月）	融資実績額（億円）	533	368	2,769	融資実績件数（件）	12,653	9,039	57,852
【中小企業事業】	平成19年度	平成20年度 （4月～12月）	合計（平成15～20年度12月）																								
融資実績額（億円）	18	15	81																								
融資実績件数（件）	40	23	160																								
【国民生活事業】	平成19年度	平成20年度 （4月～12月）	合計（平成15～20年度12月）																								
融資実績額（億円）	533	368	2,769																								
融資実績件数（件）	12,653	9,039	57,852																								
92	(19) 海外展開資金（金融機関：日本政策金融公庫）	△ 中小企業に海外展開に必要な資金を適切なタイミング・量で供給し、海外での事業展開を成功させる（新規市場開拓、国内外事業の経営基盤強化等）事例をより多く作り出す。	△ <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> <th>合計（平成14～19年度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>融資実績額（億円）</td> <td>13</td> <td>7</td> <td>133</td> </tr> <tr> <td>融資実績件数（件）</td> <td>14</td> <td>7</td> <td>182</td> </tr> </tbody> </table>		平成18年度	平成19年度	合計（平成14～19年度）	融資実績額（億円）	13	7	133	融資実績件数（件）	14	7	182												
	平成18年度	平成19年度	合計（平成14～19年度）																								
融資実績額（億円）	13	7	133																								
融資実績件数（件）	14	7	182																								
93	(20) セーフティネット貸付（経営環境変化対応資金）（金融機関名：日本政策金融公庫（中小・国民））	△ 我が国では、企業数で99%を中小企業が占め、全従業員の約70%が中小企業に勤務するなど、中小企業は我が国経済の活力の源泉であり、地域経済を支える大きな存在である。	△ <table border="1"> <thead> <tr> <th>【旧中小企業金融公庫実績】</th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> <th>合計（平成14～19年度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>融資実績額（億円）</td> <td>2,999</td> <td>3,465</td> <td>24,038</td> </tr> <tr> <td>融資実績件数（件）</td> <td>7,166</td> <td>7,975</td> <td>51,167</td> </tr> </tbody> </table>	【旧中小企業金融公庫実績】	平成18年度	平成19年度	合計（平成14～19年度）	融資実績額（億円）	2,999	3,465	24,038	融資実績件数（件）	7,166	7,975	51,167												
【旧中小企業金融公庫実績】	平成18年度	平成19年度	合計（平成14～19年度）																								
融資実績額（億円）	2,999	3,465	24,038																								
融資実績件数（件）	7,166	7,975	51,167																								

整理番号	政策 (個別事業)	得ようとした効果の明確性	把握された効果の明確性			
			【旧国民生活金融公庫実績】	平成18年度	平成19年度	合計(平成14～19年度)
		このため、本制度により、社会的、経済的環境の変化等外的要因により、一時的に資金繰りに困難をきたしているが、中長期的には資金繰りが改善し経営が安定することが見込まれる中小企業者を支援することは、地域経済の活性化、ひいては我が国経済の活力の向上に資するものである。				
			融資実績額(億円)	7,208	7,497	43,248
			融資実績件数(件)	94,052	91,869	514,970
94	(21) ネット貸付(金融環境変化対応資金)(金融機関名:日本政策金融公庫(中小・国民))	△ 我が国では、企業数で99%を中小企業が占め、全従業者の約70%が中小企業に勤務するなど、中小企業は我が国経済の活力の源泉であり、地域経済を支える大きな存在である。このため、本制度により、金融環境の変化により一時的に資金繰りに困難をきたしている中小企業者の経営の安定化を支援することは、地域経済の活性化、ひいては我が国経済の活力の向上に資するものである。	△			
			【旧中小企業金融公庫実績】	平成18年度	平成19年度	合計(平成14～19年度)
			融資実績額(億円)	1,078	1,127	11,973
			融資実績件数(件)	2,510	2,663	25,960
			【旧国民生活金融公庫実績】	平成18年度	平成19年度	合計(平成14～19年度)
			融資実績額(億円)	42	29	306
			融資実績件数(件)	381	257	2,601
95	(22) 企業再生貸付(事業再生支援資金)(金融機関名:日本政策金融公庫(中小))	△ 我が国では、企業数で99%を中小企業が占め、全従業者の約70%が中小企業に勤務するなど、中小企業は我が国経済の活力の源泉であり、地域経済を支える大きな存在である。このため、本制度により、社会的、経済的に有用であり、再建が望ましいとされる事業の再生に取り組む中小企業者を支援することは、地域経済の活性化、ひいては我が国経済の活力の向上に資するものである。	△			
				平成18年度	平成19年度	合計(平成14～19年度)
			融資実績額(億円)	0	2	12
			融資実績件数(件)	0	4	22
96	(23) 災害復旧貸付(金融機関:日本政策金融公庫(中小企業事業)、(国民生活事業))	△ 大規模な災害等の発生に際し、政府系中小企業金融機関として、被災中小企業者の復旧資金需要に対応する金融支援を行うこと。	△			
			【中小】	平成18年度	平成19年度	合計(平成14～19年度)
			融資実績額(億円)	0.1	7.4	75.3
			融資実績件数(件)	1	29	288
			【国民】	平成18年度	平成19年度	合計(平成14～19年度)
			融資実績額(億円)	18.4	58.7	346.9
			融資実績件数(件)	319	650	4,909
			災害救助法の適用されるような大規模な災害等の発生時に、適切に災害復旧貸付の適用を実施している。 (最近の主な災害復旧貸付を適用した災害) 平成19年3月 能登半島地震(石川県内) <激甚災害指定> 平成19年7月 新潟県中越沖地震(新潟県内) <激甚災害指定> 平成19年9月 台風11号及び前線による大雨(秋田県内) 平成20年6月 岩手・宮城内陸地震(岩手県及び宮城県内) 平成20年7月 豪雨災害(富山県及び石川県内) 平成20年8月 豪雨災害(愛知県内)			

整理番号	政策 (個別事業)	得ようとした効果の明確性	把握された効果の明確性																
97	(24) 挑戦者支援資本強化特例制度(金融機関名: 日本政策金融公庫(中小))	△ 我が国では、企業数で99%を中小企業が占め、全従業者の約70%が中小企業に勤務するなど、中小企業は我が国経済の活力の源泉であり、地域経済を支える大きな存在である。このため、公庫が本制度により、金融検査上自己資本とみなし得る資金を供給することで、中小企業者に対して財務体質の強化につながることで、中小企業者の資金調達を円滑にし、新規事業や事業再生への取り組み等を促進することは、地域経済の活性化、ひいては我が国経済の活力の向上に資するものである。	△ 20年度(20年4月～21年度1月)の出融資実績: 29件、25億円																
98	(25) 証券化支援業務(買取型)(金融機関名: 日本政策金融公庫(中小))	△ 我が国では、企業数で99%を中小企業が占め、全従業者の約70%が中小企業に勤務するなど、中小企業は我が国経済の活力の源泉であり、地域経済を支える大きな存在である。このため、公庫が本業務により、民間金融機関等の中小企業者に対する無担保資金の供給を円滑にし、中小企業者の資金調達の多様化を図ることは、同中小企業者の経営の安定等につながることから、地域経済の活性化、ひいては我が国経済の活力の向上に資するものである。	△ <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> <th>合計(平成14～19年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実績額(億円)</td> <td>388</td> <td>418</td> <td>1,212</td> </tr> <tr> <td>実績社数(社)</td> <td>1,572</td> <td>1,702</td> <td>4,991</td> </tr> </tbody> </table>		平成18年度	平成19年度	合計(平成14～19年度)	実績額(億円)	388	418	1,212	実績社数(社)	1,572	1,702	4,991				
	平成18年度	平成19年度	合計(平成14～19年度)																
実績額(億円)	388	418	1,212																
実績社数(社)	1,572	1,702	4,991																
99	(26) 商工中金等の抵当権の設定登記等の税率の軽減(税目: 登録免許税)	△ 中小企業の事業活動の活性化を図るため、中小企業者の事業活動を拡大・充実させるための資金供給の円滑化を図るとともに、多様な活動を行う中小企業が、その実態・ニーズに即して、円滑に資金を調達できるようにする。	○ <table border="1"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成16年度</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中小企業資金繰りDI (「楽である」-「苦しい」・%ポイント) (日銀短観、毎年度3月の中小企業の資金繰り判断)</td> <td>-5</td> <td>-1</td> <td>-2</td> </tr> <tr> <td>商工中金貸付実績額(フロー)(億円)</td> <td>124,862</td> <td>129,231</td> <td>133,317</td> </tr> <tr> <td>保証承諾実績額(億円)</td> <td>131,629</td> <td>129,802</td> <td>136,591</td> </tr> </tbody> </table>	(指標)	平成16年度	平成17年度	平成18年度	中小企業資金繰りDI (「楽である」-「苦しい」・%ポイント) (日銀短観、毎年度3月の中小企業の資金繰り判断)	-5	-1	-2	商工中金貸付実績額(フロー)(億円)	124,862	129,231	133,317	保証承諾実績額(億円)	131,629	129,802	136,591
(指標)	平成16年度	平成17年度	平成18年度																
中小企業資金繰りDI (「楽である」-「苦しい」・%ポイント) (日銀短観、毎年度3月の中小企業の資金繰り判断)	-5	-1	-2																
商工中金貸付実績額(フロー)(億円)	124,862	129,231	133,317																
保証承諾実績額(億円)	131,629	129,802	136,591																
100	(27) 商工中金移行関係(税目: 登録免許税・事業税)	△ 中小企業の多様な資金調達手段の確保及び必要かつ十分な資金供給を行うことにより、中小企業の事業活動の活性化を図る。具体的には、多様な活動を行う中小企業が、その実態・ニーズに即して、円滑に資金を調達できるようにする。	- 平成20年10月1日から適用のため測定不能																
【政策 5】 エネルギー・環境政策 (施策 29) 鉱物資源の安定供給確保																			
101	(1) 海外共同地質構造調査(補助)	△ 非鉄金属の探鉱・開発の促進を通じ中長期的かつ持続的な鉱物資源の供給源の拡大と多角化を図る。	○ <table border="1"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調査対象鉱物名</td> <td>Cu, Pb, Zn</td> <td>Cu, Zn</td> <td>Cu, Pb, Zn, W</td> </tr> <tr> <td>ボーリング本数(本)</td> <td>18</td> <td>20</td> <td>48</td> </tr> <tr> <td>ボーリング延長(m)</td> <td>5,014</td> <td>5,811</td> <td>9,903</td> </tr> </tbody> </table>	(指標)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	調査対象鉱物名	Cu, Pb, Zn	Cu, Zn	Cu, Pb, Zn, W	ボーリング本数(本)	18	20	48	ボーリング延長(m)	5,014	5,811	9,903
(指標)	平成17年度	平成18年度	平成19年度																
調査対象鉱物名	Cu, Pb, Zn	Cu, Zn	Cu, Pb, Zn, W																
ボーリング本数(本)	18	20	48																
ボーリング延長(m)	5,014	5,811	9,903																

整理番号	政策(個別事業)	得ようとした効果の明確性	把握された効果の明確性																														
			<p>将来の我が国の非鉄金属の需要はますます増大するものと予想されるが、我が国の資源賦存量は極めて少なく、その大宗を海外に依存せざるを得ない。海外の鉱物資源を長期的かつ安定的に確保するためには、自ら積極的に海外開発を推進していく必要がある。</p> <p>制度を創設した昭和49年度より、平成19年度までに累計して行った内容は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 調査実施地域数：平成19年度末累計44地域 調査探鉱物名：銅、鉛、亜鉛等 ボーリング本数、総延長：平成19年度末累計1,988本、318km 																														
102	(2)副産物用途開発等有効利用調査・開発事業(補助金)	△ 毎年度の補助対象調査・開発事業を採択・補助し、本事業で得られた成果の企業化を目指す。	○ <table border="1" data-bbox="874 622 1505 824"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> <th>合計(平成14~19年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業終了数</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>企業化・企業化進行中件数</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>23</td> </tr> </tbody> </table>	(指標)	平成18年度	平成19年度	合計(平成14~19年度)	事業終了数	2	0	25	企業化・企業化進行中件数	2	0	23																		
(指標)	平成18年度	平成19年度	合計(平成14~19年度)																														
事業終了数	2	0	25																														
企業化・企業化進行中件数	2	0	23																														
103	(3)鉱物資源供給対策調査(委託費)	△ 各金属資源素材の代替材料を考慮した長期需給見通しを作成する。また、長期需給見通しを勘案し、安定供給対策が必要かつ技術的、経済的に対策可能な金属の選定を行う。さらに、探鉱開発の推進、リサイクル推進等の各金属資源のマテリアルフロー改善のための課題の抽出を行う。	△ 資源戦略上の鉱種の優先順位付けを行うとともに、それらの鉱種について、詳細なマテリアルフローデータの収集・分析を行い、鉱種毎に中長期の需給見通しの推計を行った。また、今後の資源戦略の検討に当たっての課題の抽出及び対応策の分析を行った。																														
104	(4)希少金属備蓄対策事業(補助)	○ 総合資源エネルギー調査会鉱業分科会レアメタル対策部会において検討が行われ、「今後のレアメタルの安定供給対策について」(平成19年7月31日)として報告された結果を踏まえ、以下のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> 備蓄目標 60日 ただし、供給安定性の評価を行った結果 <ul style="list-style-type: none"> 「バナジウム、タングステン、コバルト、モリブデン」は価格動向等を勘案しつつ慎重に積み増し 「ニッケル、クロム、マンガン」はリサイクル、海外鉱山開発の進展等を踏まえ備蓄数量を一部削減等実施 ・備蓄目標期間 需要変化等の状況変化に適切に対応するため、平成19年度から平成23年度までの5年間 <ul style="list-style-type: none"> 官民備蓄の比率 7:3 	○ <table border="1" data-bbox="874 1131 1505 1400"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総備蓄量(日)</td> <td>35.3</td> <td>34.6</td> <td>34.2</td> </tr> <tr> <td>うち国家備蓄量(日)</td> <td>24.9</td> <td>24.2</td> <td>23.8</td> </tr> <tr> <td>うち民間備蓄量(日)</td> <td>10.4</td> <td>10.4</td> <td>10.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>【備蓄状況】(平成20年12月末現在)</p> ○積み増し対象の鉱種 <table border="1" data-bbox="874 1489 1377 1635"> <thead> <tr> <th>タングステン</th> <th>モリブデン</th> <th>コバルト</th> <th>バナジウム</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>22.5日</td> <td>17.1日</td> <td>22.2日</td> <td>18.9日</td> </tr> </tbody> </table> <p>○備蓄数量の削減が可能な鉱種</p> <table border="1" data-bbox="874 1691 1252 1832"> <thead> <tr> <th>ニッケル</th> <th>クロム</th> <th>マンガン</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21.8日</td> <td>29.2日</td> <td>26.2日</td> </tr> </tbody> </table>	(指標)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	総備蓄量(日)	35.3	34.6	34.2	うち国家備蓄量(日)	24.9	24.2	23.8	うち民間備蓄量(日)	10.4	10.4	10.4	タングステン	モリブデン	コバルト	バナジウム	22.5日	17.1日	22.2日	18.9日	ニッケル	クロム	マンガン	21.8日	29.2日	26.2日
(指標)	平成17年度	平成18年度	平成19年度																														
総備蓄量(日)	35.3	34.6	34.2																														
うち国家備蓄量(日)	24.9	24.2	23.8																														
うち民間備蓄量(日)	10.4	10.4	10.4																														
タングステン	モリブデン	コバルト	バナジウム																														
22.5日	17.1日	22.2日	18.9日																														
ニッケル	クロム	マンガン																															
21.8日	29.2日	26.2日																															

整理番号	政策(個別事業)	得ようとした効果の明確性	把握された効果の明確性																														
105 106 107	(5)国際銅研究会分担金(分担金) (6)国際鉛・亜鉛研究会分担金(分担金) (7)国際ニッケル研究会分担金(分担金)	△ ・非鉄金属の持続可能な開発を推進 ・需給統計等による世界の非鉄金属需給バランスの把握	△ 本分担金を支出することによって、世界の銅、鉛、亜鉛、ニッケルの貿易、需給に関する研究を促進し、また、政府間の情報交換及び協議の場に参加することによって得られた統計等の情報は、我が国鉱物資源政策の企画立案に寄与するとともに、我が国産業界も高く評価し、活用している。																														
108	(8)精密地質構造調査(補助)	○ 国内における金属鉱物の探鉱を急速に促進する必要がある19地域(昭和63年の鉱業審議会により選定)について、金属鉱床の存在と密接な関連性がある地層の存在状況を明らかにする。	○ <table border="1"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成16年度</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調査対象鉱物名</td> <td>金</td> <td>金</td> <td>金</td> </tr> <tr> <td>ボーリング孔数(孔)</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>ボーリング延長(m)</td> <td>1,850</td> <td>1,450</td> <td>1,940</td> </tr> </tbody> </table> <p>本事業を通じて9つの鉱山・鉱床が開発された。特に昭和55年度から56年度の本事業により鹿児島県菱刈町で発見された金鉱脈は、現在、企業による商業生産を行いつつ更なる企業探鉱を行っており、本事業が我が国企業の探鉱に貢献した成功例である。</p>	(指標)	平成16年度	平成17年度	平成18年度	調査対象鉱物名	金	金	金	ボーリング孔数(孔)	3	2	3	ボーリング延長(m)	1,850	1,450	1,940														
(指標)	平成16年度	平成17年度	平成18年度																														
調査対象鉱物名	金	金	金																														
ボーリング孔数(孔)	3	2	3																														
ボーリング延長(m)	1,850	1,450	1,940																														
109	(9)希少金属備蓄対策事業(政府保証)	○ 総合資源エネルギー調査会鉱業分科会レアメタル対策部会において検討が行われ、「今後のレアメタルの安定供給対策について」(平成19年7月31日)として報告された結果を踏まえ、以下のとおりとする。 ・備蓄目標 60日 ただし、供給安定性の評価を行った結果 「バナジウム、タングステン、コバルト、モリブデン」は価格動向等を勘案しつつ慎重に積み増し 「ニッケル、クロム、マンガン」はリサイクル、海外鉱山開発の進展等を踏まえ備蓄数量を一部削減等実施 ・備蓄目標期間 需要変化等の状況変化に適切に対応するため、平成19年度から平成22年度までの5年間 ・官民備蓄の比率 7:3	○ <table border="1"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総備蓄量(日)</td> <td>35.3</td> <td>34.6</td> <td>34.2</td> </tr> <tr> <td>うち国家備蓄量(日)</td> <td>24.9</td> <td>24.2</td> <td>23.8</td> </tr> <tr> <td>うち民間備蓄量(日)</td> <td>10.4</td> <td>10.4</td> <td>10.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>【備蓄状況】(平成20年12月末現在) ○積み増し対象の鉱種</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>タングステン</th> <th>モリブデン</th> <th>コバルト</th> <th>バナジウム</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>22.5日</td> <td>17.1日</td> <td>22.2日</td> <td>18.9日</td> </tr> </tbody> </table> <p>○備蓄数量の削減が可能な鉱種</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ニッケル</th> <th>クロム</th> <th>マンガン</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21.8日</td> <td>29.2日</td> <td>26.2日</td> </tr> </tbody> </table>	(指標)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	総備蓄量(日)	35.3	34.6	34.2	うち国家備蓄量(日)	24.9	24.2	23.8	うち民間備蓄量(日)	10.4	10.4	10.4	タングステン	モリブデン	コバルト	バナジウム	22.5日	17.1日	22.2日	18.9日	ニッケル	クロム	マンガン	21.8日	29.2日	26.2日
(指標)	平成17年度	平成18年度	平成19年度																														
総備蓄量(日)	35.3	34.6	34.2																														
うち国家備蓄量(日)	24.9	24.2	23.8																														
うち民間備蓄量(日)	10.4	10.4	10.4																														
タングステン	モリブデン	コバルト	バナジウム																														
22.5日	17.1日	22.2日	18.9日																														
ニッケル	クロム	マンガン																															
21.8日	29.2日	26.2日																															

整理番号	政策(個別事業)	得ようとした効果の明確性	把握された効果の明確性												
110	(10) 国内探鉱資金融資(施策執行機関: 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構)	△ 探鉱事業については、事業リスクが高く、仮に成功した場合でも開発段階を経て生産に至るまで長期間を要する。また、探鉱段階におけるキャッシュフロー分析は困難なことから、民間金融機関は、融資適格性を判断できず、探鉱事業に係る費用を出資・融資することは困難である。このため、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(JOGMEC)により探鉱事業を支援するための資金供給を行う。	△ <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> <th>合計(昭和38~平成19年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>融資実績額(億円)</td> <td>7.3</td> <td>7.3</td> <td>751</td> </tr> <tr> <td>融資実績件数(件)</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>173</td> </tr> </tbody> </table>		平成18年度	平成19年度	合計(昭和38~平成19年度)	融資実績額(億円)	7.3	7.3	751	融資実績件数(件)	1	1	173
	平成18年度	平成19年度	合計(昭和38~平成19年度)												
融資実績額(億円)	7.3	7.3	751												
融資実績件数(件)	1	1	173												
111	(11) 海外探鉱資金融資(施策執行機関: 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構)	△ 探鉱が成功した開発ステージ以降での民間金融機関による資金供給においても、依然として事業リスク、カントリーリスクは一般的に高く、民間金融機関では開発に必要な資金が円滑に供給されない可能性が高い。このため、JOGMECによる債務保証により、金属資源開発への資金供給の円滑化を行う。事業の効果としては、国内探鉱融資については、金属鉱物資源の最も安定的な供給源である国内鉱山からの金属鉱量の獲得に寄与し、海外探鉱出融資及び海外開発資金債務保証については、商業生産に至った後の海外から我が国への金属鉱物資源の長期的・安定的な供給の確保が見込まれる。	○ <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> <th>合計(昭和38~平成19年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>融資実績額(億円)</td> <td>54.0</td> <td>21.6</td> <td>158</td> </tr> <tr> <td>融資実績件数(件)</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>85</td> </tr> </tbody> </table> <p>海外探鉱資金融資事業において、これまで商業生産に至ったものは2件、建設中1件、継続探鉱中7件。このうち、カナダ・シガーレーク鉱山(建設中)は、2011年に生産段階に移行し、我が国の年間ウラン需要の約12.5%相当が、我が国に長期にわたり安定的に供給される予定。また、チリ・カセロネス鉱山(継続探鉱中)は、2012年に生産段階に移行し、我が国の年間銅需要の約12%相当の銅地金が生産される見込みであるほか、ペルー・ケチュア鉱山(継続探鉱中)は、2012年後半に生産段階に移行し、我が国の年間銅需要の約5%相当の銅地金が生産される見込み。</p>		平成18年度	平成19年度	合計(昭和38~平成19年度)	融資実績額(億円)	54.0	21.6	158	融資実績件数(件)	2	4	85
	平成18年度	平成19年度	合計(昭和38~平成19年度)												
融資実績額(億円)	54.0	21.6	158												
融資実績件数(件)	2	4	85												
112	(12) 海外探鉱資金出資(施策執行機関: 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構)	△	△ <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> <th>合計(昭和38~平成19年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>融資実績額(億円)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>62</td> </tr> <tr> <td>融資実績件数(件)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table>		平成18年度	平成19年度	合計(昭和38~平成19年度)	融資実績額(億円)	—	—	62	融資実績件数(件)	—	—	3
	平成18年度	平成19年度	合計(昭和38~平成19年度)												
融資実績額(億円)	—	—	62												
融資実績件数(件)	—	—	3												
113	(13) 海外開発資金債務保証(施策執行機関: 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構)	△	○ <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> <th>合計(昭和38~平成19年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>融資実績額(億円)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>414</td> </tr> <tr> <td>融資実績件数(件)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>12</td> </tr> </tbody> </table> <p>海外開発資金債務保証事業においては、これまで12プロジェクトの全てが生産段階に至っており、2007年にはメキシコ・ティサパ鉱山(平成5年度債務保証)から1.9万トン、ペルー・ワンサラ鉱山(昭和48年度債務保証)から3.2万トンの亜鉛精鉱が輸入されている(同年における我が国輸入量の9%相当)。</p>		平成18年度	平成19年度	合計(昭和38~平成19年度)	融資実績額(億円)	—	—	414	融資実績件数(件)	—	—	12
	平成18年度	平成19年度	合計(昭和38~平成19年度)												
融資実績額(億円)	—	—	414												
融資実績件数(件)	—	—	12												
114	(14) 減耗控除制度(金属・非金属鉱業分)	△ 鉱物資源の探鉱・開発、リサイクルの推進、代替材料等の開発、レアメタル備蓄等により、中長期的かつ持続的に鉱物資源の安定供給の確保を図る。	○ <table border="1"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>準備金積立金(億円)※</td> <td>52</td> <td>80</td> <td>93</td> </tr> <tr> <td>特別控除額(億円)※</td> <td>19</td> <td>20</td> <td>34</td> </tr> </tbody> </table> <p>※非鉄・非金属関連</p> <p>自主開発比率は長期的には上昇傾向にある。(銅鉱石の例: 平成9年度: 12.5% → 平成19年度: 32.8%)</p>	(指標)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	準備金積立金(億円)※	52	80	93	特別控除額(億円)※	19	20	34
(指標)	平成17年度	平成18年度	平成19年度												
準備金積立金(億円)※	52	80	93												
特別控除額(億円)※	19	20	34												

整理番号	政策(個別事業)	得ようとした効果の明確性	把握された効果の明確性								
115	(15) 海外投資等損失準備金制度(金属鉱物分)	△ 資源エネルギーの安定供給を実現するため、資源供給源の確保や多様化、資源調達コストの低減を図るとともに、我が国企業による自主探鉱開発を積極的に推進する。	○ <table border="1" data-bbox="874 297 1500 443"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>権益比率相当分の鉱石の輸入割合(%) ※銅鉱石の例</td> <td>33.5</td> <td>32.7</td> <td>32.8</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="874 443 1500 526">近年、鉱石の品位低下等のため、自主開発比率は低下したが、長期的には上昇傾向にある。(平成9年度：12.5% → 平成19年度：32.8%)</p>	(指標)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	権益比率相当分の鉱石の輸入割合(%) ※銅鉱石の例	33.5	32.7	32.8
(指標)	平成17年度	平成18年度	平成19年度								
権益比率相当分の鉱石の輸入割合(%) ※銅鉱石の例	33.5	32.7	32.8								
116	(16) 特定災害防止準備金制度	△ <p data-bbox="395 555 790 582">【採石災害防止準備金】</p> <p data-bbox="395 582 790 683">①採掘終了後の跡地処理は、通常、採石法上の事業者の義務である反面、災害を防止するという社会的、公益的観点からも重要である。</p> <p data-bbox="395 683 790 907">②採掘終了時から跡地処理工事を始めるにあたり事業者がその費用を事業終了後に短期的に確保することは収入の減少等により困難であることから、予め、計画的に準備金が積立てられない場合には、必要な工事を開始することができず、災害発生の可能性が高まる。</p> <p data-bbox="395 907 790 1041">災害が発生した場合には、災害対策工事及び追加災害防止のための工事が行政代執行として行われ、行政にその負担が転嫁されるおそれが生じる。</p> <p data-bbox="395 1041 790 1288">③そのため、採掘跡地処理を将来確実に実施させるため、採掘期間中に長期的な展望で費用を積み立てることが必要であるが、積立ては企業経営にとって大きな負担となるため、準備金として積み立てた額について、取崩し事由の発生時まで課税を繰り延べることにより、負担の軽減を図ることが必要である。</p> <p data-bbox="395 1310 790 1337">【石灰石等鉱山復元準備金制度】</p> <p data-bbox="395 1337 790 1444">①採掘終了後の跡地処理は、鉱山保安法上事業者の義務であるとともに、災害を防止するという公益性の観点からも重要。</p> <p data-bbox="395 1444 790 1769">②生産終了時から跡地処理工事を始めるにあたり、事業者がその費用を事業終了後、または短期的に確保することは、収入の減少等により困難である。そのため、予め計画的に資金が積立てられない場合には、必要な工事を開始することはできず、災害発生の可能性が高まる。災害が発生した場合には、災害対策工事及び追加災害防止のための工事が行政代執行として行われ、行政にその負担が転嫁されるおそれが生じる。</p> <p data-bbox="395 1769 790 2016">③そのため、採掘跡地処理を将来確実に実施させるため、採掘期間中に長期的な展望で費用を積み立てることが必要であるが、積立ては企業経営にとって大きな負担となるため、準備金として積み立てた額について、取崩し事由の発生時まで課税を繰り延べることにより、負担の軽減を図ることが必要である。</p>	○ <p data-bbox="874 555 1500 582">【採石災害防止準備金】</p> <p data-bbox="874 582 1500 660">制度創設以来(昭和62年～平成19年度)、これまで456の採取場が当該制度を利用しており、跡地復元を円滑に実施するなど、有効に利用されている。</p> <p data-bbox="874 660 1500 716">本制度を利用して、直近3カ年で延べ48ヶ所の跡地が回復した。</p> <p data-bbox="874 716 1500 795">平成19年度は、約13.4億円の積立がなされるとともに、約1.2億円が災害防止を目的とした跡地処理工事にあてられ、6ヶ所の跡地処理工事が終了している。</p> <p data-bbox="874 817 1500 844">【石灰石等鉱山復元準備金】</p> <p data-bbox="874 844 1500 929">制度創設以来(平成9年度～19年度)、これまで7石灰石等鉱山で利用されており、跡地復元を円滑に実施(予定)するなど、有効に利用されている。</p> <p data-bbox="874 929 1500 963">平成19年度は、約3,100万円の積立がなされている。</p>								

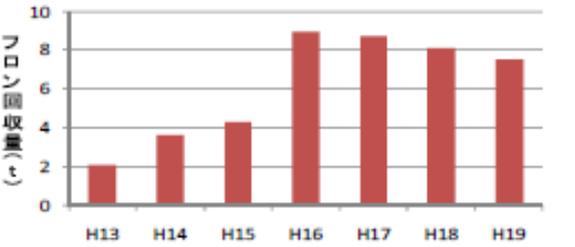
整理番号	政策 (個別事業)	得ようとした効果の明確性	把握された効果の明確性																								
【政策 5】エネルギー・環境政策 〈施策 31〉資源循環推進																											
117	(1)自動車リサイクル促進事業	○ ・自動車リサイクル法の安定施行に向けて、約12万に上る関係事業者（引取業者、解体事業者等）や約7,600万台規模の自動車ユーザーに対して、各種広報媒体等を活用して、本法に関する情報を正確かつ適正に普及・提供して啓発活動を行う。本法の安定施行は、使用済自動車の適正処理や当該自動車から取り外される有用部品の活用等を促し、本施策のターゲットである資源循環に大きく貢献。 ・平成20年度末までに、自動車ユーザーにおける法の理解度を50%以上にし、本事業が終了する平成22年度までには60%以上にする（現況40%程度）。 ・平成20年度末までに、自動車リサイクル法で定められているASR（自動車破碎後残さ）リサイクル率30%以上を達成し、本事業が終了する平成22年度までには50%以上にする（平成27年度には70%以上）。 ・平成20年度末までに、自動車部品市場におけるリサイクル部品のシェアを30%に拡大し、本事業が終了する平成22年度までには40%以上にする（現況19%、日本自動車リサイクル部品販売団体協議会調べ）。	○ <table border="1" data-bbox="874 353 1505 481"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ユーザーの理解度</td> <td>94.1%</td> <td>94.5%</td> <td>90.5%</td> </tr> </tbody> </table>	(指標)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	ユーザーの理解度	94.1%	94.5%	90.5%																
(指標)	平成17年度	平成18年度	平成19年度																								
ユーザーの理解度	94.1%	94.5%	90.5%																								
118	(2)古紙再利用促進対策（補助）	○ 資源有効利用促進法に基づく「紙製造業に属する事業者を行う者の古紙の利用に関する判断の基準となるべき省令」において、目標となる古紙利用率を「平成22年度までに62%」としている。この目標達成には古紙の品質を高め、古紙利用率が板紙分野（約93%）に比べて低い洋紙分野（約39%）での古紙利用を促進する必要があり、普及啓発活動の継続や、洋紙分野での利用が可能な高品質のリサイクル対応型紙製商品の開発等を着実に進める。	○ 古紙利用率については、従来の古紙利用率目標であった「平成17年度までに60%」を2年前倒しで達成し、その後も緩やかな上昇傾向にあり、平成19年度末では61.5%となっている。 古紙回収率については、平成19年度末に74.5%となり、5年間で9.3%上昇した。																								
119	(3)特定家庭用機器等再商品化関係事業（委託）	○ 家電リサイクル法等の一般消費者等への制度の普及啓発や情報提供により、特定家庭用機器廃棄物の引き取りの円滑かつ適正な実施を目標とする。また、制度の問題点の見直しや円滑な施行の確保により、家電リサイクルを通じ資源循環推進施策に貢献することが効果として考えられる。 施策全体（31.資源循環推進）で定められている目標（平成22年度に①一般廃棄物のリサイクル率：24%、②産業廃棄物のリサイクル率：48%）を維持・達成するために、家電リサイクル法の対象品目の再商品化率の維持・向上を目標とする。	○ <table border="1" data-bbox="874 1547 1505 1989"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>廃家電4品目の引取台数</td> <td>1,162万台</td> <td>1,161万台</td> <td>1,211万台</td> </tr> <tr> <td>廃家電4品目再商品化実績 エアコン（60%以上）</td> <td>84%</td> <td>86%</td> <td>87%</td> </tr> <tr> <td>テレビ（55%以上）</td> <td>77%</td> <td>77%</td> <td>86%</td> </tr> <tr> <td>冷蔵庫（50%以上）</td> <td>66%</td> <td>71%</td> <td>73%</td> </tr> <tr> <td>洗濯機（50%以上）</td> <td>75%</td> <td>79%</td> <td>82%</td> </tr> </tbody> </table>	(指標)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	廃家電4品目の引取台数	1,162万台	1,161万台	1,211万台	廃家電4品目再商品化実績 エアコン（60%以上）	84%	86%	87%	テレビ（55%以上）	77%	77%	86%	冷蔵庫（50%以上）	66%	71%	73%	洗濯機（50%以上）	75%	79%	82%
(指標)	平成17年度	平成18年度	平成19年度																								
廃家電4品目の引取台数	1,162万台	1,161万台	1,211万台																								
廃家電4品目再商品化実績 エアコン（60%以上）	84%	86%	87%																								
テレビ（55%以上）	77%	77%	86%																								
冷蔵庫（50%以上）	66%	71%	73%																								
洗濯機（50%以上）	75%	79%	82%																								

整理番号	政策(個別事業)	得ようとした効果の明確性	把握された効果の明確性																			
			<p>○平成19年度の引取台数は約1,211万台と報告されており上昇傾向が継続、製造業者等による特定家庭用機器廃棄物の再商品化率も年々上昇傾向にあり、当事業の成果として、平成13年4月から施行された家電リサイクル法に関する国民理解と製造業者等によるリサイクルの質は年々向上している。</p> <p>A. 特定家庭用機器等再商品化促進制度施行については、リサイクルプラント等再商品化関係の認定業務において再商品化が適切に行われるかの判断等に、国が活用。</p> <p>B. 特定家庭用機器等再商品化促進普及啓発・情報提供については、パンフレットは消費者へ、ガイドブックは関係者（製造メーカー、小売業者、自治体担当者、地方局担当者等）へ、子供向け教育ツールは各都道府県の教育委員会等に配布し、普及啓発を図っている。約7割の自治体が順調に推移と評価。</p> <p>C. 特定家庭用機器等再商品化調査については、審議会の報告書を踏まえ、対象品目の追加、処理システムの問題点や排出家電フローの把握等、審議会にて委員より指摘のあった今後の制度検討のために必要な調査を新に実施する。 また、A～Cの成果物は、産構審等における資料としても活用されている。</p>																			
120	(4) 経済協力開発機構拠出金	△ 再生資源等の国際流通の現状把握、各国の貿易ルール・循環資源の定義を始めとする規制の調和に向けた環境規制のケーススタディーを行い、OECD加盟国で再生資源の貿易拡大に向けた課題を共有する。	△ <ul style="list-style-type: none"> 平成19年6月 OECD貿易と環境合同作業部会において、非有害物質の再生資源等に関する貿易障壁削除に向けた調査について提案し、各国と調査内容について協議。 提案内容：再生資源やリサイクル・再生産された製品の国際流通における問題点を特定し、環境汚染の防止を担保しつつ、貿易の障壁を低減することを可能とする手法について検討を行うため、再生資源等の国際流通の現状把握、各国の貿易ルール・循環資源の定義について調査。 平成19年12月 OECD貿易と環境合同作業部会において、調査内容案が示され、各国から調査内容について支持。 平成20年6月 OECD貿易と環境合同作業部会において、調査の進捗状況について報告。 平成20年12月 OECD貿易と環境合同作業部会において、調査結果について報告され、各国から「参考となる。」との意見が多かった。一方で、環境配慮等から各国では基準が定められている点についても考慮が必要である点が指摘。 																			
121	(5) 国際循環システム対策(委託)	△ 海外の情報収集やFS等により地方政府間のエコタウン協力を推進し、我が国のリサイクルを海外へ展開することで、適正な国際資源循環システムを構築する。	○ <table border="1" data-bbox="869 1653 1508 1982"> <thead> <tr> <th colspan="2">(指標)</th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> <th>平成20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">エコタウン整備を実施・検討している国</td> <td>中国</td> <td>13産業圏区、6省・直轄市、4市</td> <td>33産業圏区、11省・直轄市、24市</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td>—</td> <td>ベトナム、タイ</td> </tr> <tr> <td colspan="2">2国間地方の政府合意に基づくエコタウン協力の開始</td> <td>0</td> <td>北九州市—青島市</td> <td>北九州市—天津市、兵庫県—広東省</td> </tr> </tbody> </table>	(指標)		平成18年度	平成19年度	平成20年度	エコタウン整備を実施・検討している国	中国	13産業圏区、6省・直轄市、4市	33産業圏区、11省・直轄市、24市		その他		—	ベトナム、タイ	2国間地方の政府合意に基づくエコタウン協力の開始		0	北九州市—青島市	北九州市—天津市、兵庫県—広東省
(指標)		平成18年度	平成19年度	平成20年度																		
エコタウン整備を実施・検討している国	中国	13産業圏区、6省・直轄市、4市	33産業圏区、11省・直轄市、24市																			
	その他		—	ベトナム、タイ																		
2国間地方の政府合意に基づくエコタウン協力の開始		0	北九州市—青島市	北九州市—天津市、兵庫県—広東省																		

整理番号	政策(個別事業)	得ようとした効果の明確性	把握された効果の明確性												
122	(6) 3 R システム化可能性調査事業	△ 成果を踏まえ、回収・リサイクルシステム等の構築の目処が得られたものについては、産業構造審議会廃棄物・リサイクルガイドライン等への反映を図る。	○ <table border="1" data-bbox="874 297 1508 537"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> <th>平成20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>回収・リサイクルシステム等の構築の目処が得られた品目・業種</td> <td>3件</td> <td>3件</td> <td>(確認中)</td> </tr> <tr> <td>フイージビリティ・スタディ対象品目・業種数</td> <td>13件</td> <td>9件</td> <td>8件</td> </tr> </tbody> </table>	(指標)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	回収・リサイクルシステム等の構築の目処が得られた品目・業種	3件	3件	(確認中)	フイージビリティ・スタディ対象品目・業種数	13件	9件	8件
(指標)	平成18年度	平成19年度	平成20年度												
回収・リサイクルシステム等の構築の目処が得られた品目・業種	3件	3件	(確認中)												
フイージビリティ・スタディ対象品目・業種数	13件	9件	8件												
123	(7) 資源有効利用推進調査	○ <p>資源有効利用促進法では、他のリサイクル制度や産業界の自主的取組と相まって、循環型社会形成推進基本計画で定められた3つの政策目標(資源生産性・循環利用率・最終処分量)を達成する事を目指している。</p> <p>本調査により同法の施行状況を把握する事で適切な法施行に資するほか、今後3Rの取組を促進することが資源政策的に重要と考えられる品目・業種の現状を把握し、対象品目・業種を見直す際の検討材料とする。</p> <p>※法定目標</p> <ul style="list-style-type: none"> 紙製造業：古紙利用率62%(平成22年度) ガラス容器製造業：カレット利用率91%(平成22年度) 事業系パソコン(デスクトップPC)：再資源化率50% 家庭系パソコン(デスクトップPC)：再資源化率50% 小形二次電池(ニカド電池)：再資源化率60% 	○ <p>○特定省資源業種【副産物の最終処分量の推移】</p> <ul style="list-style-type: none"> パルプ・紙製造業 平成12年度 61.2万トン → 平成19年度 40.1万トン 無機・有機化学工業製品製造業 平成12年度 100万トン → 平成19年度 44.2万トン 製鉄業及び製鋼・製鋼圧延業 平成12年度 81万トン → 平成19年度 75万トン 銅第一次精錬・精製業 平成12年度 66万トン → 平成19年度 53.4万トン 自動車製造業 平成12年度 5.1万トン → 平成17年度 1.0万トン <p>○特定再利用業種【再生資源利用率等の推移】</p> <ul style="list-style-type: none"> 紙製造業(古紙利用率) 平成12年度 57.3% → 平成19年度 61.5% 硬質塩化ビニル製の管又は管継手の製造業(使用済塩ビ管・管継手利用率) 平成12年度 43.9% → 平成19年度 59.8% ガラス容器製造業(カレット利用率) 平成12年度 77.8% → 平成19年度 95.6% 複写機製造業(再生部品リユース量) 平成13年度 2,631トン → 平成19年度 6,178トン 建設業(アスファルト・コンクリート塊の再資源化率) 平成17年度 99% <p>○指定省資源化製品【リデュース配慮設計の取組の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■軽量化・小型化 <ul style="list-style-type: none"> 自動車～ボンネットの軽量化 22kg → 8kg パソコン～ノートパソコンの軽量化 1,650g → 1,199g ぱちんこ遊技機～発射装置ベースを鋼板からアルミダイキャストへ変更(約160g減) 金属製家具～連結時に脚を兼用するリデュース構造の採用(13%の低減) ■長寿命化 <ul style="list-style-type: none"> 自動車～指定交換時期の延長 CVTオイル：4万km → 8万km オイルフィルター：2万km → 3万km パソコン～ハードディスクの長寿命化 従来2.5インチハードディスクの約1.5倍の長寿命化 <p>○指定再利用促進製品：【リユース・リサイクル配慮設計の取組の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■原材料等の工夫 <ul style="list-style-type: none"> 自動車～素材の種類の低減 30種類のポリプロピレン → 6種類のポリプロピレン 浴室ユニット～再生資源化可能材料を総重量比13.2%まで増加。 												

整理番号	政策 (個別事業)	得ようとした効果の明確性	把握された効果の明確性																
			<p>■易解体性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テレビ～部品点数従来モデルの1/2とした。ネジ本数46%削減(231本→125本) ・パソコン～ネジ本数を平均25%削減することにより解体性を向上。 ・ガス・石油機器～クイック接続化実施により、ネジ本数削減(5本→0本) <p>■材質表示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エアコン～5g以上のプラスチック部品に材質を表示。 <p>○指定表示製品【識別表示の種類及び表示実施率】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スチール・アルミ缶：98% ・PETボトル：100% ・容器包装(紙製、プラスチック製)：97% ・小形二次電池(密閉型アルカリ電池)：99% ・塩ビ製建設資材：100% <p>○指定再資源化製品：【自主回収量・再資源化率の推移】</p> <p>■パソコン</p> <p>①自主回収量</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業系パソコン：平成13年度 45万台 → 平成19年度 51万台 ・家庭系パソコン：平成16年度 23万台 → 平成18年度 34万台 <p>②再資源化率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業系パソコン(デスクトップPC)：平成18年度 81.1% ・家庭系パソコン(デスクトップPC)：平成18年度 71.2% <p>■小形二次電池(ニカド電池)</p> <p>①自主回収量：平成13年度 628トン → 平成19年度 1,030トン</p> <p>②再資源化率：平成19年度 73.5%</p> <p>○指定副産物【副産物利用率の推移】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気事業の石炭灰：平成12年度 82% → 平成19年度 97% ・建設業のアスファルト・コンクリート塊の再資源化率：平成17年度 99% 																
124	(8) 容器包装リサイクル推進調査	△ 法の円滑な施行を図るため、本法運用の基礎となる再商品化可能性を把握する他、再商品化の義務がありながら指定法人と委託契約を締結していない「ただ乗り事業者」の捕捉及び監査システムの構築・運用を行い、指定法人における委託契約事業者の増加を図る。 また、容器包装の使用の合理化の取組状況の分析評価、再商品化手法の高度化のための検討や再商品化手法に適した分別区分の見直しに向けた調査を実施し、容器包装の排出抑制の促進及び再商品化の効率化を図ることで、一般廃棄物の最終処分量の減少及び一般廃棄物のリサイクル率の向上に寄与する。	○ <table border="1" data-bbox="874 1473 1503 1742"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般廃棄物の最終処分量(千トン)</td> <td>7,328</td> <td>6,809</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>一般廃棄物のリサイクル率(%)</td> <td>19.0</td> <td>19.6</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>指定法人契約事業者数</td> <td>70,540</td> <td>70,831</td> <td>71,409</td> </tr> </tbody> </table>	(指標)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	一般廃棄物の最終処分量(千トン)	7,328	6,809	—	一般廃棄物のリサイクル率(%)	19.0	19.6	—	指定法人契約事業者数	70,540	70,831	71,409
(指標)	平成17年度	平成18年度	平成19年度																
一般廃棄物の最終処分量(千トン)	7,328	6,809	—																
一般廃棄物のリサイクル率(%)	19.0	19.6	—																
指定法人契約事業者数	70,540	70,831	71,409																

整理番号	政策(個別事業)	得ようとした効果の明確性	把握された効果の明確性																
125	(9)循環型社会システム動向調査	△ 調査結果を政策立案のための審議会・委員会等の基礎資料として活用し、関連法制度を整備する。	○ <table border="1"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成19年度</th> <th>平成20年度</th> <th>合計(平成17~20年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業で得られた資料を利用した政策立案のための委員会・審議会等の開催件数</td> <td>14</td> <td>1</td> <td>50</td> </tr> </tbody> </table>	(指標)	平成19年度	平成20年度	合計(平成17~20年度)	事業で得られた資料を利用した政策立案のための委員会・審議会等の開催件数	14	1	50								
(指標)	平成19年度	平成20年度	合計(平成17~20年度)																
事業で得られた資料を利用した政策立案のための委員会・審議会等の開催件数	14	1	50																
126	(10)リデュース・リユース・リサイクル事業、適正な廃棄物処理を行うための施設整備	○ 循環型社会形成推進基本法に基づき平成20年3月に閣議決定された「第2次循環型社会形成推進基本計画」では、平成27年度において資源生産性を約42万円に(平成17年度:約33万円)、循環利用率を約14%~15%に(平成17年度:約12%)、最終処分量を約23百万トンに(平成17年度:約32百万トン)、循環型ビジネスの市場規模を平成12年度(約21兆円)比で約2倍に(平成17年度:約28兆円)することを目標としている。	○ <table border="1"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成15年度</th> <th>平成16年度</th> <th>平成17年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資源生産性(万円/トン)</td> <td>29.5</td> <td>31.1</td> <td>33</td> </tr> <tr> <td>循環利用率(%)</td> <td>11.3</td> <td>11.9</td> <td>12.2</td> </tr> <tr> <td>最終処分量(百万トン)</td> <td>40</td> <td>35</td> <td>32</td> </tr> </tbody> </table>	(指標)	平成15年度	平成16年度	平成17年度	資源生産性(万円/トン)	29.5	31.1	33	循環利用率(%)	11.3	11.9	12.2	最終処分量(百万トン)	40	35	32
(指標)	平成15年度	平成16年度	平成17年度																
資源生産性(万円/トン)	29.5	31.1	33																
循環利用率(%)	11.3	11.9	12.2																
最終処分量(百万トン)	40	35	32																
127 128	(11)国税:再商品化設備等の特別償却制度及び課税の特例措置 (12)地方税:廃棄物再生処理用設備課税の特例措置	○ 循環型社会形成推進基本法に基づき平成20年3月に閣議決定された「第2次循環型社会形成推進基本計画」では、平成27年度において資源生産性を約42万円に(平成17年度:約33万円)、循環利用率を約14%~15%に(平成17年度:約12%)、最終処分量を約23百万トンに(平成17年度:約32百万トン)、循環型ビジネスの市場規模を平成12年度(約21兆円)比で約2倍に(平成17年度:約28兆円)することを目標としている。	○ <table border="1"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成15年度</th> <th>平成16年度</th> <th>平成17年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資源生産性(万円/トン)</td> <td>29.5</td> <td>31.1</td> <td>33.0</td> </tr> <tr> <td>循環利用率(%)</td> <td>11.3</td> <td>11.9</td> <td>12.2</td> </tr> <tr> <td>最終処分量(百万トン)</td> <td>40</td> <td>35</td> <td>32</td> </tr> </tbody> </table>	(指標)	平成15年度	平成16年度	平成17年度	資源生産性(万円/トン)	29.5	31.1	33.0	循環利用率(%)	11.3	11.9	12.2	最終処分量(百万トン)	40	35	32
(指標)	平成15年度	平成16年度	平成17年度																
資源生産性(万円/トン)	29.5	31.1	33.0																
循環利用率(%)	11.3	11.9	12.2																
最終処分量(百万トン)	40	35	32																
129	(13)使用済自動車に係る重量税還付制度	△ 最終所有者は、自動車リサイクル法に基づき、法律の指定品目の適正処理に必要な費用を負担しているところ。負担の増加は、不法投棄の増加や使用済自動車の不適正な処理の増加につながる可能性もあり、この負担を軽減することにより、路上等の不法投棄自動車の解消、及び自動車リサイクルの促進を目標としている。	○ <table border="1"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>不法投棄・不適正台数(万台)</td> <td>5.7</td> <td>3.5</td> <td>2.2</td> </tr> <tr> <td>解体届出件数(万件)</td> <td>108</td> <td>133</td> <td>138</td> </tr> <tr> <td>重量税還付申請件数(万台)</td> <td>86</td> <td>103</td> <td>107</td> </tr> </tbody> </table>	(指標)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	不法投棄・不適正台数(万台)	5.7	3.5	2.2	解体届出件数(万件)	108	133	138	重量税還付申請件数(万台)	86	103	107
(指標)	平成17年度	平成18年度	平成19年度																
不法投棄・不適正台数(万台)	5.7	3.5	2.2																
解体届出件数(万件)	108	133	138																
重量税還付申請件数(万台)	86	103	107																
130	(14)免税点に係る特例措置	△ 廃棄物等の発生抑制(リデュース)、循環資源の再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)を促進し、循環型社会の形成を推進する。特に、中古自動車の流通の円滑化を図ることにより、省資源化及び循環型社会の形成を実現する。	○ <table border="1"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中古自動車流通台数</td> <td>1,057</td> <td>1,013</td> <td>1,000</td> </tr> </tbody> </table>	(指標)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	中古自動車流通台数	1,057	1,013	1,000								
(指標)	平成17年度	平成18年度	平成19年度																
中古自動車流通台数	1,057	1,013	1,000																

整理番号	政策(個別事業)	得ようとした効果の明確性	把握された効果の明確性																																																	
131	(15) 特定家庭用機器再商品化法に基づく再商品化等業務	△ 引き取るべき義務者がいない特定家庭用機器廃棄物や、義務の履行が困難な製造等の規模が一定規模以下の製造業者等が義務者である特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に必要ない行為を適正かつ確実に実施する。	○ <table border="1" data-bbox="874 302 1503 974"> <thead> <tr> <th colspan="2">(指標)</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">特定製造業者等の委託を受けた特定家庭用機器廃棄物の引取台数(台)</td> <td>47,951</td> <td>50,378</td> <td>54,260</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">特定製造業者等の委託を受けて特定家庭用機器廃棄物の再商品化率(%)</td> <td>エアコン</td> <td>86%</td> <td>88%</td> <td>89%</td> </tr> <tr> <td>ブラウン管テレビ</td> <td>81%</td> <td>75%</td> <td>87%</td> </tr> <tr> <td>冷蔵庫・冷凍庫</td> <td>68%</td> <td>73%</td> <td>75%</td> </tr> <tr> <td>洗濯機</td> <td>76%</td> <td>82%</td> <td>84%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">製造業者等が不明・不在の特定家庭用機器廃棄物の引取台数(台)</td> <td>560,446</td> <td>525,658</td> <td>508,900</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">製造業者等が不明・不在の特定家庭用機器廃棄物の再商品化率(%)</td> <td>エアコン</td> <td>85%</td> <td>87%</td> <td>89%</td> </tr> <tr> <td>ブラウン管テレビ</td> <td>78%</td> <td>75%</td> <td>87%</td> </tr> <tr> <td>冷蔵庫・冷凍庫</td> <td>68%</td> <td>72%</td> <td>75%</td> </tr> <tr> <td>洗濯機</td> <td>75%</td> <td>80%</td> <td>84%</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="874 974 1503 1025">エアコンや冷蔵庫・冷凍庫の回収に伴い、オゾン層破壊物質等であるフロンガス類等も回収・破壊している。</p> 	(指標)		平成17年度	平成18年度	平成19年度	特定製造業者等の委託を受けた特定家庭用機器廃棄物の引取台数(台)		47,951	50,378	54,260	特定製造業者等の委託を受けて特定家庭用機器廃棄物の再商品化率(%)	エアコン	86%	88%	89%	ブラウン管テレビ	81%	75%	87%	冷蔵庫・冷凍庫	68%	73%	75%	洗濯機	76%	82%	84%	製造業者等が不明・不在の特定家庭用機器廃棄物の引取台数(台)		560,446	525,658	508,900	製造業者等が不明・不在の特定家庭用機器廃棄物の再商品化率(%)	エアコン	85%	87%	89%	ブラウン管テレビ	78%	75%	87%	冷蔵庫・冷凍庫	68%	72%	75%	洗濯機	75%	80%	84%
(指標)		平成17年度	平成18年度	平成19年度																																																
特定製造業者等の委託を受けた特定家庭用機器廃棄物の引取台数(台)		47,951	50,378	54,260																																																
特定製造業者等の委託を受けて特定家庭用機器廃棄物の再商品化率(%)	エアコン	86%	88%	89%																																																
	ブラウン管テレビ	81%	75%	87%																																																
	冷蔵庫・冷凍庫	68%	73%	75%																																																
	洗濯機	76%	82%	84%																																																
製造業者等が不明・不在の特定家庭用機器廃棄物の引取台数(台)		560,446	525,658	508,900																																																
製造業者等が不明・不在の特定家庭用機器廃棄物の再商品化率(%)	エアコン	85%	87%	89%																																																
	ブラウン管テレビ	78%	75%	87%																																																
	冷蔵庫・冷凍庫	68%	72%	75%																																																
	洗濯機	75%	80%	84%																																																
【政策 6】原子力安全・産業保安政策 〈施策 34〉産業保安																																																				
132	(1) 高圧ガス等保安対策事業	△ <p data-bbox="391 1370 794 1662">○事業の目標 産業活動の現場や一般消費者において、様々な産業活動の事例、類似事故の原因、その防止策や関係法令等に関する情報が随時入手できるような環境を整備するとともに、コンプライアンスの意識が醸成され、自立的な事故防止が図られるような環境を整備し、産業活動における事故件数の減少、事故による死傷者数の減少を目指す。 (高圧ガスに関する具体的な目標) ・高圧ガスの利用の実態や最新の科学的・技術的知見を踏まえ、高圧ガス保安法関係省令等で定められている技術基準を適宜見直す。 ・高圧ガスに係る事故について、原因を調査し統計処理を行う。 ・免状交付事務を行う。</p> <p data-bbox="391 1908 794 2074">○効果 ・高圧ガスによる災害を未然に防止し、公共の安全を確保する。 ・高圧ガス製造保安責任者試験の受験者の便宜、行政事務の簡素化を図る。</p>	○ <table border="1" data-bbox="874 1384 1503 1512"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高圧ガス保安法関係事故件数(災害)</td> <td>165</td> <td>193</td> <td>285</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="874 1512 1503 1809">・「(1)高圧ガス保安技術基準作成」及び「(2)高圧ガスプラントの耐震化推進」は、高圧ガス保安法に係る省令、告示、例示基準に規定される技術基準の見直しに反映される。 ・「(3)事故調査解析」の成果は、毎年、事故年報を作成し都道府県等の関係者に配布している。また、統計的な解析等を講習会などにおいて解説・講演することで事故情報を周知し、再発防止に貢献している。また、平成20年度は、産業事故分析・対策検討共同WGにおいて、近年増加している高圧ガス設備の漏えい事故の内訳、原因分析、対策検討の基礎データとして使用している。</p>	(指標)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	高圧ガス保安法関係事故件数(災害)	165	193	285																																									
(指標)	平成17年度	平成18年度	平成19年度																																																	
高圧ガス保安法関係事故件数(災害)	165	193	285																																																	

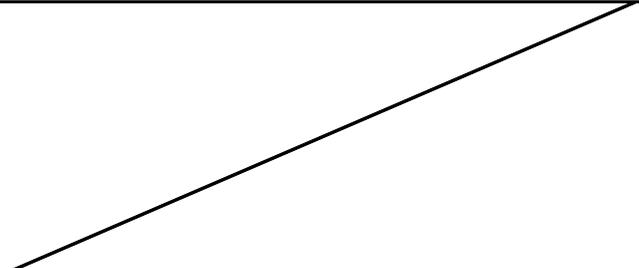
整理番号	政策 (個別事業)	得ようとした効果の明確性	把握された効果の明確性																
133	(2)火薬類保安対策事業(委託)	○ 平成22年度までに以下の目標を達成する。 ①火薬類保安管理の教育事業等により火薬類事業者の保安意識・資質の向上を図ることと等により、火薬類による事故発生件数を現状の40件程度から30件前後に低減する。 ②万一事故が発生した場合でも人的被害、物的被害が最小限となるような保安対策技術を開発する。具体的には、火薬庫、防爆壁の高性能化技術、爆発飛散物対策技術を開発する。(開発された技術は平成22年度以降に火取法技術基準として規定する予定。)	○ <table border="1" data-bbox="874 300 1505 573"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火薬類による事故件数</td> <td>33</td> <td>42</td> <td>53</td> </tr> <tr> <td>事故による死亡者数</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>事故による負傷者数</td> <td>35</td> <td>47</td> <td>57</td> </tr> </tbody> </table>	(指標)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	火薬類による事故件数	33	42	53	事故による死亡者数	2	1	1	事故による負傷者数	35	47	57
(指標)	平成17年度	平成18年度	平成19年度																
火薬類による事故件数	33	42	53																
事故による死亡者数	2	1	1																
事故による負傷者数	35	47	57																
134	(3)電気施設技術基準国際化調査(委託)	△ 火力発電設備の材料、火力発電設備の構造及び溶接の技術基準に関して、我が国の技術基準と外国規格との整合性に関する調査を行う。具体的には、我が国の火力発電設備の技術基準の解釈の参考となるASME規格の改訂については、その内容の技術的評価を行い、解釈への反映について検討する。 また、近年、国際的な統一規格として、ISO(国際標準化機構)規格が作成されはじめているため、平成19年度は、ISO規格のうち压力容器について調査を行う。 成果を踏まえ、技術基準への取入れを検討することで、火力発電設備の保安の確保と設備機器の国際調達を可能とする。	○ <table border="1" data-bbox="874 734 1505 860"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> <th>平成20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委員会開催実績(回)</td> <td>8</td> <td>11</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="874 860 1505 1245">以下のとおり、本事業の成果を技術基準の解釈に反映した。 平成10年度に技術基準に適合した材料としてASME規格の材料184規格を追加した。 平成12年度に技術基準に適合した材料としてASME規格の材料16規格を追加した。 平成17年度にASME規格における容器の胴の厚さの計算方法及び管の溶接に関する基準値を取り入れた。 また、技術基準の解釈に反映させるため、以下のとおり検討を行っている。 平成18年度にASME規格に適合した材料としてASME規格の材料79規格の追加を検討。 平成19年度にASME規格に適合した材料としてASME規格の材料92規格の追加を検討。</p>	(指標)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	委員会開催実績(回)	8	11	10								
(指標)	平成18年度	平成19年度	平成20年度																
委員会開催実績(回)	8	11	10																
135	(4)分散型電源保安調査委託費	△ 分散型電源(太陽電池発電設備・燃料電池発電設備・風力発電設備)の概要について、情報を収集し、得られた情報を基に、分散型電源の保安の実態及び事故、故障の状況について現地でのヒアリング等を通じて調査を行い、分散型電源の保安上考慮すべき項目等について分析する。分析結果をもとに点検頻度のあり方について検討し、検討結果に基づき随時告示改正等の見直しを行う。	○ <table border="1" data-bbox="874 1279 1505 1404"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委員会開催実績(回)</td> <td>4</td> <td>9</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="874 1404 1505 1711">太陽電池発電設備については、平成17年度委託調査の結果を踏まえ、平成18年12月に電気事業法施行規則第52条の2第1号ロの要件、第1号ハ及び第2号ロの機械器具並びに第1号2及び第2号ハの算定方法等並びに第53条第2項第5号の頻度に関する告示(平成15年7月1日経済産業省告示249号)の改正を行った。(出力100kW以上の設備で隔月1回以上の点検頻度の延伸(出力100kW未満の設備と同じ毎年2回程度)) 燃料電池発電所(平成18年度委託) 風力発電所(平成19年度委託)については委託調査の結果を踏まえ現状どおりとする結論を得た。</p>	(指標)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	委員会開催実績(回)	4	9	4								
(指標)	平成17年度	平成18年度	平成19年度																
委員会開催実績(回)	4	9	4																

整理番号	政策 (個別事業)	得ようとした効果の明確性	把握された効果の明確性								
136	(5)電気施設技術基準国際化等調査（風力発電設備技術基準整備調査）事業（委託）	○ 本事業では平成17年度から平成19年度までの3年間（平成19年度は電源特会から新エネルギー等導入促進基礎調査中の調査テーマとして実施。）で、風力発電設備に係る規格及び基準の運用の状況等の詳細な調査や事故の状況を踏まえた形で、現状の基準の再整備について調査・検討を行い、報告書としてとりまとめる。	○ <table border="1" data-bbox="874 300 1377 427"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委員会開催実績(回)</td> <td>10</td> <td>13</td> </tr> </tbody> </table> <p>1. 風力発電設備の事故、故障等を整理し、風力発電設備に係る規格、基準の国内外における調査・整理を行うことによって、風力発電設備の技術基準及びその解釈を規定する上で考慮すべき事項の抽出・検討を実施した。 (1) 風力発電設備の事故・故障及び規格・基準の情報収集及び整理 (2) 風力発電設備に係る技術基準等の見直し案についての妥当性の検証・確認</p> <p>2. 当該調査結果を踏まえ、技術基準改正に向けた考え方の整理を行い、平成20年度に審議会（総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会電力安全小委員会）で議論した。</p>	(指標)	平成17年度	平成18年度	委員会開催実績(回)	10	13		
(指標)	平成17年度	平成18年度									
委員会開催実績(回)	10	13									
137	(6)電力設備電磁環境影響調査委託費	△ 電磁界についての科学的知見の収集や規制動向の調査及び国民への情報提供により、国民の電磁界に対する理解を深め、電磁界の規制体制の検討に資すとともに、国民が安心感をもった円滑な電力設備の立地に貢献する。 具体的には以下の事業を実施する。 ①生体影響調査 ラット等の実験動物を用いた商用周波交流磁界暴露試験を、外部要因を極力排除して信頼性、再現性の高い状況で行うことにより、電磁界による生体影響を明らかにする。 ②情報調査提供事業 国内外の情報の収集・評価を行い、電磁界に関する情報を蓄積するとともに、電磁界リスクに対する科学的・客観的な影響評価・情報提供手法を検討しつつ、シンポジウム等により、正確な情報提供を行う。	△ 本事業により電磁界の人体への影響に関して、中立的かつ客観的な立場で調査された信頼性のあるデータを得ることができた。また、このデータを平成19年度に開催した電力設備電磁界対策ワーキンググループで用いることで、電力設備から発生する電磁界に関する規制のあり方について科学的根拠を踏まえた議論を行うことが可能となった。								
138	(7)ガス工作物設置基準調査（委託）	△ 技術基準の性能規定化の趣旨に鑑み、ガス事業者がガス工作物の設計等行うために必要となる具体的な仕様規格については、ガス事業者において決定されることから、刻々と変化する社会情勢や技術の進展等への対応は、ガス保安の維持・向上等に資する上で重要である。このため、技術基準等に関する基礎情報を収集・分析を行い、実態に即した既存技術基準の見直しや新たな技術基準・指針等の策定・反映を行うことで、ガス工作物等の安全性・信頼性の定量化・均一化を図り、もってガス事故などの予防・低減化の促進を目標とする。	○ <table border="1" data-bbox="874 1404 1505 1532"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事計画届出件数</td> <td>206</td> <td>309</td> <td>233</td> </tr> </tbody> </table> <p>新技術に関する調査結果・評価に基づいた技術の基準化を検討し、業界指針（球形ガスホルダー、ガス導管耐震設計など）等に反映した。</p>	(指標)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	工事計画届出件数	206	309	233
(指標)	平成17年度	平成18年度	平成19年度								
工事計画届出件数	206	309	233								

整理番号	政策 (個別事業)	得ようとした効果の明確性	把握された効果の明確性																								
139	(8)ガス工作物安全解析等調査(委託)	△ 技術基準の性能規定化の趣旨に鑑み、ガス事業者がガス工作物の設計等行うために必要となる具体的な仕様規格については、ガス事業者において決定されることから、技術基準を満たす具体的な仕様規格を解釈例として示しているが、刻々と変化する社会情勢・需要に伴う新技術の導入等によって、ガス保安の維持・向上等に資することも重要である。このため、技術基準に関する基礎情報を収集・分析し、新技術に対する技術基準適合性評価を行うことによって、ガス工作物等の安全性・信頼性の定量化・均一化を図り、もってガス事故などの予防・低減化の促進を目標とする。	○ <table border="1"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事計画届出件数</td> <td>206</td> <td>309</td> <td>233</td> </tr> </tbody> </table> <p>○技術基準の解釈例に示されていない新技術について、ガス工作物技術基準への適合性評価を行った。 ○技術基準の解釈例に示されていない新技術について、ガス工作物技術基準への適合性評価を行い、ガイドライン(メンブレン・ガスホルダー関連など)等を策定・反映した。</p>	(指標)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	工事計画届出件数	206	309	233																
(指標)	平成17年度	平成18年度	平成19年度																								
工事計画届出件数	206	309	233																								
140	(9)ガス安全使用技術調査(委託)	○ 平成10年の「ガス安全高度化検討会報告書」で示された安全高度化目標(平成22年時点で死亡事故をほぼゼロの水準(2~3年間に1名程度)とする。)を達成する。	○ <table border="1"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成17年</th> <th>平成18年</th> <th>平成19年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消費段階の死亡事故(死亡者数)</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table>	(指標)	平成17年	平成18年	平成19年	消費段階の死亡事故(死亡者数)	4	2	4																
(指標)	平成17年	平成18年	平成19年																								
消費段階の死亡事故(死亡者数)	4	2	4																								
141	(10)未熟調天然ガス燃焼性影響調査(委託)	△ 平成18年度までに導管ネットワークに混入される未熟調天然ガスによる燃焼機器等への影響を調査し、燃焼機器の安全余裕、未熟調天然ガスの燃焼性などを把握し、未熟調天然ガスによる燃焼機器の安全性を評価する。	△ 本事業により未熟調ガスが混入した場合に影響を受ける燃焼機器の調査などを、中立的かつ客観的な立場で調査された信頼性のあるデータを得ることができた。																								
142	(11)休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助事業(補助)	△ 第4次基本方針で定められた鉱害防止対策が必要な休廃止鉱山の鉱害防止事業等について平成24年度末を目途に着実に実施することによって、国民の健康保護と生活環境の保全を図る。なお、基準を超過した坑廃水が公共用水域に流出し人の健康被害や農作物被害、漁業被害、その他諸経済活動へ悪影響を及ぼすことのないよう、坑廃水処理については処理原水が排水基準をクリアする状態等になるまで永続的な実施が必要。	○ <table border="1"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉱害防止工事の事業量(億円(累計))</td> <td>22.2</td> <td>26.5</td> <td>30.8</td> </tr> <tr> <td>坑廃水処理の事業量(億円(年間))</td> <td>29.2</td> <td>28.5</td> <td>28.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>鉱害防止工事の現行基本方針前半(平成15~19年度)における実績は、計画事業総量107億円(補助金額80億円)に対し31億円(補助金額23億円)で進捗率29%。 (対象32鉱山の内訳は、工事完了:7鉱山、工事実施中:12鉱山、未着手11鉱山、その後の調査で工事不要と判断された鉱山:2鉱山。) 一方、坑廃水処理については平成15年度以降も着実に実施。事業の効率化等により当初計画に対し約6%の処理コスト削減を達成。</p>	(指標)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	鉱害防止工事の事業量(億円(累計))	22.2	26.5	30.8	坑廃水処理の事業量(億円(年間))	29.2	28.5	28.2												
(指標)	平成17年度	平成18年度	平成19年度																								
鉱害防止工事の事業量(億円(累計))	22.2	26.5	30.8																								
坑廃水処理の事業量(億円(年間))	29.2	28.5	28.2																								
143	(12)鉱害防止資金融資	△ 産業活動終了後における永続的な災害発生の未然防止の観点から、その特性に応じた保安上の措置を必要とする分野(休廃止鉱山における鉱害防止事業)について必要な対応策が確実に実施されるような環境を整備する。具体的には、鉱害防止事業が確実に実施される事業環境を整備する。	△ <table border="1"> <thead> <tr> <th>【鉱害防止資金】</th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> <th>合計(平成15~20年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>融資実績額(百万円)</td> <td>470</td> <td>541</td> <td>2,233</td> </tr> <tr> <td>融資実績件数(件)</td> <td>10</td> <td>12</td> <td>55</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>【鉱害負担金資金】</th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> <th>合計(平成15~20年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>融資実績額(百万円)</td> <td>232</td> <td>147</td> <td>1,128</td> </tr> <tr> <td>融資実績件数(件)</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>15</td> </tr> </tbody> </table>	【鉱害防止資金】	平成18年度	平成19年度	合計(平成15~20年度)	融資実績額(百万円)	470	541	2,233	融資実績件数(件)	10	12	55	【鉱害負担金資金】	平成18年度	平成19年度	合計(平成15~20年度)	融資実績額(百万円)	232	147	1,128	融資実績件数(件)	3	3	15
【鉱害防止資金】	平成18年度	平成19年度	合計(平成15~20年度)																								
融資実績額(百万円)	470	541	2,233																								
融資実績件数(件)	10	12	55																								
【鉱害負担金資金】	平成18年度	平成19年度	合計(平成15~20年度)																								
融資実績額(百万円)	232	147	1,128																								
融資実績件数(件)	3	3	15																								

整理番号	政策 (個別事業)	得ようとした効果の明確性	把握された効果の明確性																																				
144	(13) 金属鉱業等鉱害防止準備金制度(税目: 所得税、法人税)	△ 産業活動終了後における永続的な災害発生の未然防止の観点から、休廃止鉱山における鉱害防止事業について必要な対応策が確実に実施されるような環境を整備する。具体的には、鉱害防止事業が確実に実施される事業環境を整備する。	○ 平成19年度末現在で約23億円(34鉱山、81施設)が積上げられている。 【鉱害防止積立金の積立て及び取戻し状況】 <table border="1" data-bbox="874 398 1505 853"> <thead> <tr> <th colspan="2">(指標)</th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> <th>平成20年度 (見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">積立額</td> <td>鉱山数</td> <td>12</td> <td>15</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>施設数</td> <td>16</td> <td>23</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>金額(百万円)</td> <td>20</td> <td>71</td> <td>97</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">取戻額</td> <td>鉱山数</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>施設数</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>金額(百万円)</td> <td>152</td> <td>39</td> <td>869</td> </tr> <tr> <td colspan="2">積立金残高</td> <td>2,311</td> <td>2,343</td> <td>1,571</td> </tr> </tbody> </table>	(指標)		平成18年度	平成19年度	平成20年度 (見込み)	積立額	鉱山数	12	15	12	施設数	16	23	17	金額(百万円)	20	71	97	取戻額	鉱山数	3	2	3	施設数	3	2	5	金額(百万円)	152	39	869	積立金残高		2,311	2,343	1,571
(指標)		平成18年度	平成19年度	平成20年度 (見込み)																																			
積立額	鉱山数	12	15	12																																			
	施設数	16	23	17																																			
	金額(百万円)	20	71	97																																			
取戻額	鉱山数	3	2	3																																			
	施設数	3	2	5																																			
	金額(百万円)	152	39	869																																			
積立金残高		2,311	2,343	1,571																																			
145	(14) 火薬類取締法に基づき許可等を受けた者が設置する土堤及び防爆壁に係る課税標準の特例措置(税目: 固定資産税等の課税標準の特例)	○ 高圧ガス・LPガス・火薬類を取り扱う施設、電気・都市ガス事業に供する施設及び鉱山について、それぞれの有する爆発性や人体有害性等の危険性といった特性に応じた規制を適切に実施することにより、災害・事故等の発生を防止する。 産業活動における事故件数の減少、事故による死傷者数の減少を目指すため、産業活動の現場や一般消費者において、様々な産業事故の事例、類似事故の原因、その防止策や関係法令等に関する情報が随時入手できるような環境を整備するとともに、コンプライアンスの意識が醸成され、自律的な事故防止が図られるような環境を整備する。 ・火薬による事故件数を平成22年度に30件前後に低減	○ <table border="1" data-bbox="874 902 1505 1391"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火薬類による事故件数</td> <td>34</td> <td>41</td> <td>49</td> </tr> <tr> <td>負傷者数</td> <td>37</td> <td>44</td> <td>54</td> </tr> <tr> <td>死亡者数</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>煙火の製造・保管時の事故件数</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>負傷者数</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>死亡者数</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	(指標)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	火薬類による事故件数	34	41	49	負傷者数	37	44	54	死亡者数	2	2	0	煙火の製造・保管時の事故件数	2	2	6	負傷者数	1	1	5	死亡者数	0	1	0								
(指標)	平成17年度	平成18年度	平成19年度																																				
火薬類による事故件数	34	41	49																																				
負傷者数	37	44	54																																				
死亡者数	2	2	0																																				
煙火の製造・保管時の事故件数	2	2	6																																				
負傷者数	1	1	5																																				
死亡者数	0	1	0																																				
146	(15) 特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例(独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構に設けられた金属鉱業等鉱害対策特別措置法第12条の規定による鉱害防止事業基金に充てるための負担金)(税目: 所得税、法人税)	△ 産業活動終了後における永続的な災害発生の未然防止の観点から、その特性に応じた保安上の措置を必要とする分野(休廃止鉱山における鉱害防止事業)について必要な対応策が確実に実施されるような環境を整備する。具体的には、鉱害防止事業が確実に実施される事業環境を整備する。	○ <table border="1" data-bbox="874 1462 1505 1877"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> <th>平成20年度 (見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>拠出社数</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>拠出額(百万円)</td> <td>37</td> <td>39</td> <td>112</td> </tr> <tr> <td>運用益(百万円)</td> <td>69</td> <td>77</td> <td>82</td> </tr> <tr> <td>使用額(百万円)</td> <td>62</td> <td>68</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>基金残高(百万円)</td> <td>4,960</td> <td>4,999</td> <td>5,111</td> </tr> </tbody> </table>	(指標)	平成18年度	平成19年度	平成20年度 (見込み)	拠出社数	1	1	2	拠出額(百万円)	37	39	112	運用益(百万円)	69	77	82	使用額(百万円)	62	68	70	基金残高(百万円)	4,960	4,999	5,111												
(指標)	平成18年度	平成19年度	平成20年度 (見込み)																																				
拠出社数	1	1	2																																				
拠出額(百万円)	37	39	112																																				
運用益(百万円)	69	77	82																																				
使用額(百万円)	62	68	70																																				
基金残高(百万円)	4,960	4,999	5,111																																				

整理番号	政策(個別事業)	得ようとした効果の明確性	把握された効果の明確性																				
147	(16) 高圧ガス製造保安責任者等試験事務	△ 高圧ガスに係る製造保安責任者試験又は販売主任者試験に関する受験者募集、試験の実施、合否判定、合格通知、合格者名簿の作成等の事務を問題発生の無いよう行う。	—																				
148	(17) 充てん作業員指定養成施設(充てん作業員に関する講習)	△ ここ数年、液化石油ガス事故は200件を超える事態となっている。このうち、液化石油ガス販売事業者が原因の事故件数も多くを占めている状況である。このため、専門的知識を有する指定機関の講習(再講習も含む)を受講し、技術レベルの低下を防ぐことで、事故の未然防止及びB級事故の低減を図る。	○ <table border="1"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>充てん設備講習(修了者数)</td> <td>379</td> <td>233</td> </tr> <tr> <td>液化石油ガス設備士講習(修了者数)</td> <td>608</td> <td>660</td> </tr> <tr> <td>液化石油ガス事故件数(暦年)</td> <td>218</td> <td>238</td> </tr> </tbody> </table>	(指標)	平成18年度	平成19年度	充てん設備講習(修了者数)	379	233	液化石油ガス設備士講習(修了者数)	608	660	液化石油ガス事故件数(暦年)	218	238								
(指標)	平成18年度	平成19年度																					
充てん設備講習(修了者数)	379	233																					
液化石油ガス設備士講習(修了者数)	608	660																					
液化石油ガス事故件数(暦年)	218	238																					
149	(18) 液化石油ガス設備士指定養成施設(液化石油ガス設備士に関する講習)	△	—																				
150	(19) 保安係員等の講習及び高圧ガス製造保安責任者試験等の免除に係る講習	△ 高圧ガスに係る資格者に対する一定期間毎に受講すべき義務講習の実施、及び製造保安責任者試験等における受験科目の全部又は一部を免除するために必要な講習を行い、資格者における必要な技術レベルを維持する。	—																				
151	(20) 高圧ガス製造施設等における完成検査業務	△ 第一種製造者における高圧ガス製造施設又は第一種貯蔵所につき、当該施設の工事が完成したときに経済産業省令で定める基準に対し、施設又は貯蔵所の位置、構造及び設備が適合するものとするか否かの検査を実施する。	○ <table border="1"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成16年度</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定完成検査機関</td> <td>136</td> <td>168</td> <td>198</td> </tr> <tr> <td>都道府県知事</td> <td>4,190</td> <td>4,230</td> <td>4,699</td> </tr> <tr> <td>高圧ガス保安協会</td> <td>11</td> <td>35</td> <td>53</td> </tr> <tr> <td>認定完成検査実施者</td> <td>850</td> <td>855</td> <td>993</td> </tr> </tbody> </table>	(指標)	平成16年度	平成17年度	平成18年度	指定完成検査機関	136	168	198	都道府県知事	4,190	4,230	4,699	高圧ガス保安協会	11	35	53	認定完成検査実施者	850	855	993
(指標)	平成16年度	平成17年度	平成18年度																				
指定完成検査機関	136	168	198																				
都道府県知事	4,190	4,230	4,699																				
高圧ガス保安協会	11	35	53																				
認定完成検査実施者	850	855	993																				
152	(21) 高圧ガス及び容器の輸入検査業務	△ 高圧ガスの輸入の際に、経済産業大臣が定める高圧ガスに関する内容物確認試験及び容器に関する安全度試験を実施し、安全基準に合致しているものであるか否かの試験を実施する。	○ <table border="1"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成16年度</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>輸入検査件数</td> <td>3,008</td> <td>3,195</td> <td>3,642</td> </tr> </tbody> </table>	(指標)	平成16年度	平成17年度	平成18年度	輸入検査件数	3,008	3,195	3,642												
(指標)	平成16年度	平成17年度	平成18年度																				
輸入検査件数	3,008	3,195	3,642																				
153	(22) 高圧ガス製造施設等における保安検査業務	△ 第一種製造者における経済産業省令で定める特定施設について、一定期間毎に経済産業省令で定める基準に対し、施設又は貯蔵所の位置、構造及び設備が適合するものとするか否かの検査を実施する。	○ <table border="1"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成16年度</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定保安検査機関(知事指定含む)</td> <td>3,473</td> <td>3,764</td> <td>4,130</td> </tr> <tr> <td>都道府県知事</td> <td>4,190</td> <td>4,567</td> <td>4,127</td> </tr> <tr> <td>高圧ガス保安協会</td> <td>2,692</td> <td>2,711</td> <td>2,617</td> </tr> <tr> <td>認定完成検査実施者</td> <td>73</td> <td>287</td> <td>323</td> </tr> </tbody> </table>	(指標)	平成16年度	平成17年度	平成18年度	指定保安検査機関(知事指定含む)	3,473	3,764	4,130	都道府県知事	4,190	4,567	4,127	高圧ガス保安協会	2,692	2,711	2,617	認定完成検査実施者	73	287	323
(指標)	平成16年度	平成17年度	平成18年度																				
指定保安検査機関(知事指定含む)	3,473	3,764	4,130																				
都道府県知事	4,190	4,567	4,127																				
高圧ガス保安協会	2,692	2,711	2,617																				
認定完成検査実施者	73	287	323																				

整理番号	政策 (個別事業)	得ようとした効果の明確性	把握された効果の明確性											
154	(23) 容器及び附属品検査業務	△ 容器・附属品を製造又は輸入をしたときに、経済産業省令で定める方法により、それぞれの規格に適合するか否か、また、容器・附属品が経済産業省令で定める期間の経過後に高圧ガスを充てんする際には、再検査を定める方法により行い、それぞれの規格に適合するか否かを検査する。	-											
155	(24) 特定設備検査業務	△ 経済産業省令で定める一定規模以上の設備（特定設備）の製造に関し、設計、材料の品質管理、加工、溶接及び構造について、基準に合致したものであるか否かを検査する。	-											
156	(25) 指定設備認定業務	△ 高圧ガス製造設備のうち公共の安全の維持又は災害の発生防止に支障を及ぼすおそれがないものとして定める設備（指定設備）に係る技術上の基準に合致したものであるか否かを検査する。	-											
157	(26) 検査組織等調査業務	△ 自ら特定変更工事に係る完成検査又は保安検査を行うための高圧ガス製造事業者の認定、自ら容器検査を行う容器製造業者の登録等に当たって、経済産業省令で定める基準・方法に合致しているか否かを経済産業大臣が行う検査に代わって調査する。	-											
158	(27) 火薬類製造施設における完成検査業務	△ 火薬類の製造施設、火薬庫の工事が完成したときに、許可の内容に適合しているか否かの検査を実施する。火薬類の製造施設、火薬庫が適切に維持管理され、保安に努めているか否かの検査を実施する。これらの検査を通じ、火薬類の製造・保管に関する保安を促進する。	-											
159	(28) 火薬類製造施設における保安検査業務		-											
160	(29) 指定鉱害防止事業機関の鉱害防止事業	△ 平成10年度から7鉱山、平成11年度から8鉱山、平成12年度から1鉱山、平成13年度から3鉱山、平成15年度から1鉱山、平成17年度から1鉱山、平成18年度から1鉱山、合計22鉱山の指定特定施設に係る坑廃水処理業務について、鉱山別にそれぞれ経済産業大臣から指定鉱害防止事業機関の指定を受けて、(財)資源環境センターが坑廃水処理業務を実施している。 基準を超過した坑廃水が公共用水域に流出し人の健康被害や農作物の被害、漁業被害、その他諸経済活動に悪影響を及ぼすことのないよう、坑廃水処理については処理原水が排水基準をクリアする状態等になるまで永続的な実施が必要。	○	<table border="1" data-bbox="869 1467 1508 1601"> <thead> <tr> <th data-bbox="869 1467 1125 1523">(指標)</th> <th data-bbox="1125 1467 1252 1523">平成17年度</th> <th data-bbox="1252 1467 1380 1523">平成18年度</th> <th data-bbox="1380 1467 1508 1523">平成19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="869 1523 1125 1601">実施鉱山数（累積）</td> <td data-bbox="1125 1523 1252 1601">21</td> <td data-bbox="1252 1523 1380 1601">22</td> <td data-bbox="1380 1523 1508 1601">22</td> </tr> </tbody> </table>			(指標)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	実施鉱山数（累積）	21	22	22
(指標)	平成17年度	平成18年度	平成19年度											
実施鉱山数（累積）	21	22	22											

整理番号	政策(個別事業)	得ようとした効果の明確性	把握された効果の明確性																																												
161	(30) 火薬類製造責任者試験の実施に関する事務	△	○																																												
162	(31) 火薬類製造保安責任者免状交付事務	△	○																																												
163	(32) 電気工事士試験の実施に関する事務	△	○																																												
		火薬類製造保安責任者試験の実施に関する事務及び火薬類製造保安責任者免状交付事務を円滑に実施し、併せて受験者へのサービスの向上、国の業務量の削減を図る。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出願者数合計(内甲種のみ)</td> <td>167 (138)</td> <td>142 (123)</td> <td>156 (118)</td> </tr> <tr> <td>合格者数合計(内甲種のみ)</td> <td>28 (24)</td> <td>28 (24)</td> <td>29 (22)</td> </tr> <tr> <td>免状交付数合計(内甲種のみ)(再発行を含む)</td> <td>28 (24)</td> <td>28 (24)</td> <td>29 (22)</td> </tr> </tbody> </table>	(指標)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	出願者数合計(内甲種のみ)	167 (138)	142 (123)	156 (118)	合格者数合計(内甲種のみ)	28 (24)	28 (24)	29 (22)	免状交付数合計(内甲種のみ)(再発行を含む)	28 (24)	28 (24)	29 (22)																												
(指標)	平成17年度	平成18年度	平成19年度																																												
出願者数合計(内甲種のみ)	167 (138)	142 (123)	156 (118)																																												
合格者数合計(内甲種のみ)	28 (24)	28 (24)	29 (22)																																												
免状交付数合計(内甲種のみ)(再発行を含む)	28 (24)	28 (24)	29 (22)																																												
		第一種電気工事士及び第二種電気工事士試験の適正な実施 ・試験申し込みの受領 ・手数料の収納 ・試験の実施 ・試験員の選任及び解任	<table border="1"> <thead> <tr> <th>(指標)</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自家用電気工作物設置件数(500kW未満)(累計)</td> <td>746,552</td> <td>757,590</td> <td>754,332</td> </tr> <tr> <td>一般用電気工作物の調査件数(竣工時調査)</td> <td>3,608,003</td> <td>3,658,460</td> <td>3,520,586</td> </tr> <tr> <td>一般用電気工作物の調査(竣工時調査における不良通知率(%))</td> <td>0.79</td> <td>0.92</td> <td>1.04</td> </tr> <tr> <td>火災発生状況【総出火件数】</td> <td>57,460</td> <td>53,276</td> <td>54,582</td> </tr> <tr> <td>電気関係 (出火原因における割合)</td> <td>4,838 (8%)</td> <td>4,852 (9%)</td> <td>4,684 (8%)</td> </tr> <tr> <td>・電灯・電話等の配線</td> <td>1,512</td> <td>1,475</td> <td>1,373</td> </tr> <tr> <td>・配線器具</td> <td>1,122</td> <td>1,100</td> <td>1,043</td> </tr> <tr> <td>・家庭用電気機器等</td> <td>963</td> <td>1,038</td> <td>1,002</td> </tr> <tr> <td>・灯火(証明器具等)</td> <td>688</td> <td>621</td> <td>634</td> </tr> <tr> <td>・電気装置(工作機械等)</td> <td>553</td> <td>618</td> <td>632</td> </tr> </tbody> </table>	(指標)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	自家用電気工作物設置件数(500kW未満)(累計)	746,552	757,590	754,332	一般用電気工作物の調査件数(竣工時調査)	3,608,003	3,658,460	3,520,586	一般用電気工作物の調査(竣工時調査における不良通知率(%))	0.79	0.92	1.04	火災発生状況【総出火件数】	57,460	53,276	54,582	電気関係 (出火原因における割合)	4,838 (8%)	4,852 (9%)	4,684 (8%)	・電灯・電話等の配線	1,512	1,475	1,373	・配線器具	1,122	1,100	1,043	・家庭用電気機器等	963	1,038	1,002	・灯火(証明器具等)	688	621	634	・電気装置(工作機械等)	553	618	632
(指標)	平成17年度	平成18年度	平成19年度																																												
自家用電気工作物設置件数(500kW未満)(累計)	746,552	757,590	754,332																																												
一般用電気工作物の調査件数(竣工時調査)	3,608,003	3,658,460	3,520,586																																												
一般用電気工作物の調査(竣工時調査における不良通知率(%))	0.79	0.92	1.04																																												
火災発生状況【総出火件数】	57,460	53,276	54,582																																												
電気関係 (出火原因における割合)	4,838 (8%)	4,852 (9%)	4,684 (8%)																																												
・電灯・電話等の配線	1,512	1,475	1,373																																												
・配線器具	1,122	1,100	1,043																																												
・家庭用電気機器等	963	1,038	1,002																																												
・灯火(証明器具等)	688	621	634																																												
・電気装置(工作機械等)	553	618	632																																												
合計		○=23 △=140	○=114 △=36																																												

(注) 1 経済産業省の「平成20年度事後評価書」を基に当省が作成した。

2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表(事業評価(事後)関係)の記載事項」を参照

政策評価審査表（事業評価（事後）関係）の記載事項

欄 名	記 載 事 項
「整理番号」欄	評価書に掲載された政策（個別事業）について順次番号を記入した。
「政策（個別事業）」欄	評価の対象とされた政策（個別事業）の名称を記入した。
「得ようとした効果の 明確性」欄	<p>政策（個別事業）の実施により得ようとした効果を記入した。</p> <p>得ようとした効果について、「何を」、「どの程度」、「どうする」のかが明らかにされているなど、どのような効果が発現したことをもって得ようとした効果が得られたとするのか、その状態が具体的に特定されているものは、「○」を記入した。「何を」、「どうする」のかは説明されているものの、「どの程度」かは明らかでないなど具体的には特定されていないものは、「△」を記入した。</p> <p>得ようとした効果についての記載がないものは、「－」を記入した。</p>
「把握された効果の明 確性」欄	<p>実際に得られた効果を記入した。</p> <p>把握された効果の明確性について、上記の「得ようとした効果の明確性」欄と同様の分類により「○」、「△」及び「－」を記入した。</p>